

構成員提出資料

<発表資料>

鈴木由美構成員提出資料 P 1

中森順子構成員提出資料 P31

高木哲次構成員提出資料 P54

林星一構成員提出資料 P64

守屋紀雄構成員提出資料 P76

<提出資料>

岩永理恵構成員提出資料 P118

立岡学構成員提出資料 P123

垣田裕介構成員提出資料 P126

生活困窮者自立支援制度における 就労支援（準備・訓練等） ～千葉の実践から～

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば
事務局長 鈴木 由美

兼務）社会福祉法人生活クラブ風の村
人事広報部ユニバーサル就労支援課 課長



本日お伝えしたいこと

- 1 法人・事業紹介
- 2 就労支援の事業一元化・体制強化の提案
- 3 多様なはたらき方を創造する支援についての提案

(1) 法人・事業紹介

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちばとは？



社会福祉法人生活クラブ

- ・千葉県内に80ヶ所近くの事業所（高齢者介護・保育・児童養護・障害者・困窮者相談支援等）を持ち従業員数1700名の法人
- ・地域貢献の一環で「働きづらさを抱える人の就労支援」を自分たちの事業所に受け入れをして支援することからスタート（2006年～）
- ・ステップアップしながら働く「**ユニバーサル就労（中間的就労）**」の仕組みを構築。これまでに約200名が働いている。

生活困窮者自立支援制度の**就労訓練事業のモデルの一つ**となる



NPO法人ユニバーサル就労
ネットワークちば 設立

- ・ユニバーサル就労を社会福祉法人だけでなく、広く普及啓発していくために法人格を取得し千葉市中央区で事務所を設置（2015年4月）。
- ・子ども若者～生活困窮者支援まで事業を展開
- ・現在はユニバーサル就労（中間的就労）のプログラム評価や事業改善を実施。全国で実施できるような効果的なユニバーサル就労の方法を研究者と一緒に議論中。

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば

事業概要

事業内容 (職員総数25名・事務局 千葉市花見川区)

当事者・会社支援	ユニバーサル就労支援 (当事者・事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル就労を利用したい当事者と受け入れたい会社のマッチング ・受け入れ企業の開拓 ※風の村以外にも会員企業の支援を一部実施
	千葉市生活自立・仕事相談センター花見川 (自立相談支援機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市委託事業
	千葉市就労準備支援室 (就労準備支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度
	千葉市ひきこもり地域支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市委託事業
	千葉市子ども・若者総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市委託事業
	浦安市ひきこもり相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市委託事業・生活困窮者自立支援制度
その他	自治体コンサル・中間的就労導入支援	ユニバーサル就労導入支援等アドバイザー
	相談員研修事業	生活困窮者等はたらきづらさを抱えた人の支援する相談員研修、ひきこもり支援等の研修
	チャンス創造ファンド	交通費や就労に必要な経費を給付する独自制度

ユニバーサル就労(UW)とは…

<理念>

①「はたらきたいのに、はたらきにくいすべての人」が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指していく取り組みです。

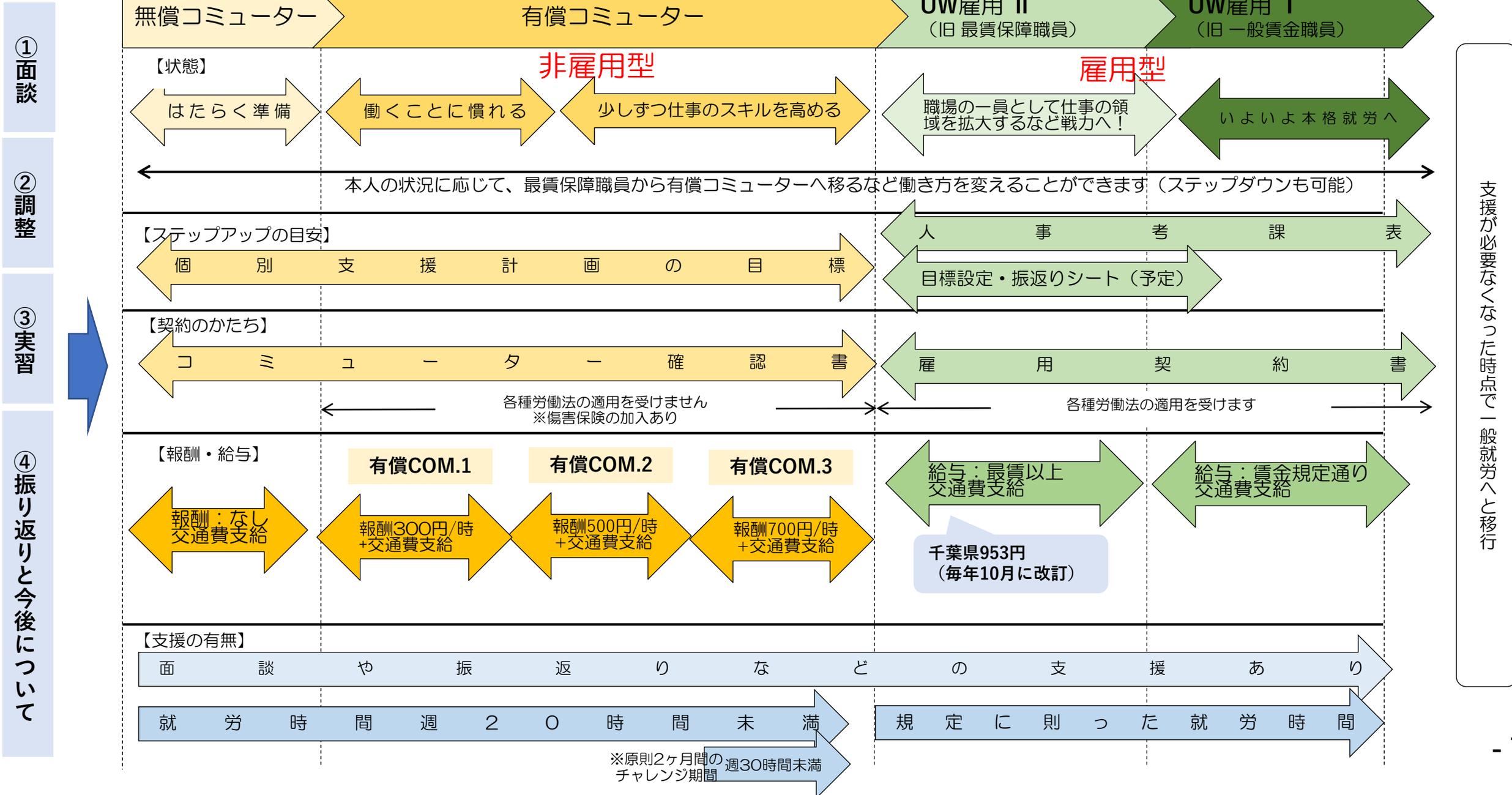
そして、②より多くの人が、その人なりの働き方で社会参加できるユニバーサルな地域社会づくりを目指しています。地域社会の中で、自分なりの働き方で「わたしたちは会社ではたらいています」と実感できるシステムです。

ユニバーサル就労の理念を実現する 具体的な仕組み（システム）

<特徴>

- ①対象者を限定しない
- ②スライド式の就労ステージを構築
- ③業務分解
- ④外部支援者とのチームによる定着支援

<特徴② スライド式のユニバーサル就労システム>

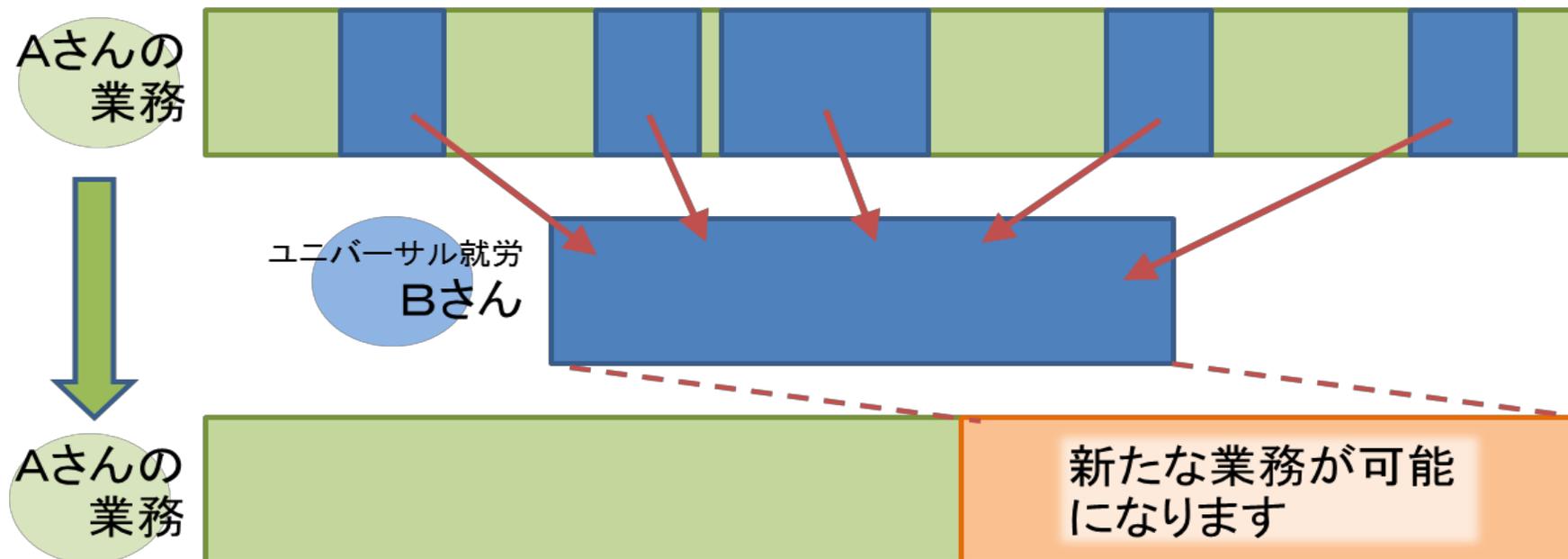


支援が必要なくなった時点で一般就労へと移行

特徴③業務分解（業務の切り出し）

本人の強みを生かし、職場の戦力となるために

- ・業務分解を実施し、本人が得意なことやできることを任せていくことで、本人も職場の人にとっても働きやすい環境づくりを行うことができる。
- ・業務分解はメンタルダウンした社員が即退職に追い込まれないための復職支援プログラムとしても活用ができる。



受け入れのための業務分解

業務分解シート【日】《介護》（参考：小規模多機能型居宅介護（通所、泊まり）シフト）

早番（1人）				日勤①（1人）				日勤②（1人）			
7:00～13:00				8:30～17:30				8:30～17:30			
時間	業務名	しごと内容	所要時間	時間	業務名	しごと内容	所要時間	時間	業務名	しごと内容	所要時間
7:00	引継ぎ	夜勤より	5	7:00							
	モーニングケア	整容	10								
		着替え	15								
		口腔ケア ★	10								
		排泄ケア ★	20								
8:00	朝食	茶くみ	10	8:00							
		配下膳	5								
		見守り、声かけ	35								
		食事介助 ★									
		記録	10	30	申し送り						
					送迎	車の運転 ★				車の運転 ★	
					フロア対応	おしぼり作成	10		フロア対応	おしぼり作成	10
9:00	居室清掃	シーツ交換	30	9:00		迎え				迎え	
		床掃き、拭き				見守り				見守り	
		棚拭き	5			移乗、誘導 ★				移乗、誘導 ★	
		シンク洗面台	5		バイタルチェック	チェック ★	10		バイタルチェック	チェック ★	10
	トイレ清掃	床拭き	5			記録	10			記録	10
		便器掃除	5		体操	環境整備	5		体操	環境整備	5
10:00	フロア清掃	床掃き、拭き	10	10:00		指導 ★				指導 ★	
		棚拭き	5			見守り				見守り	
		テーブル・椅子拭き	5		水分補給	準備、コップ洗い	10		水分補給	準備、コップ洗い	10
	洗濯	布団干し	10			渡し				渡し	
	その他清掃	ゴミ集めや分類	10			記録	5			記録	5
	送迎	車の運転 ★			入浴	湯ため、片づけ	10		入浴	湯ため、片づけ	10
11:00	フロア対応	移動介助 ★		11:00		衣類準備	5			衣類準備	5
		見守り、声かけ				入浴介助 ★	20～30			入浴介助 ★	20～30

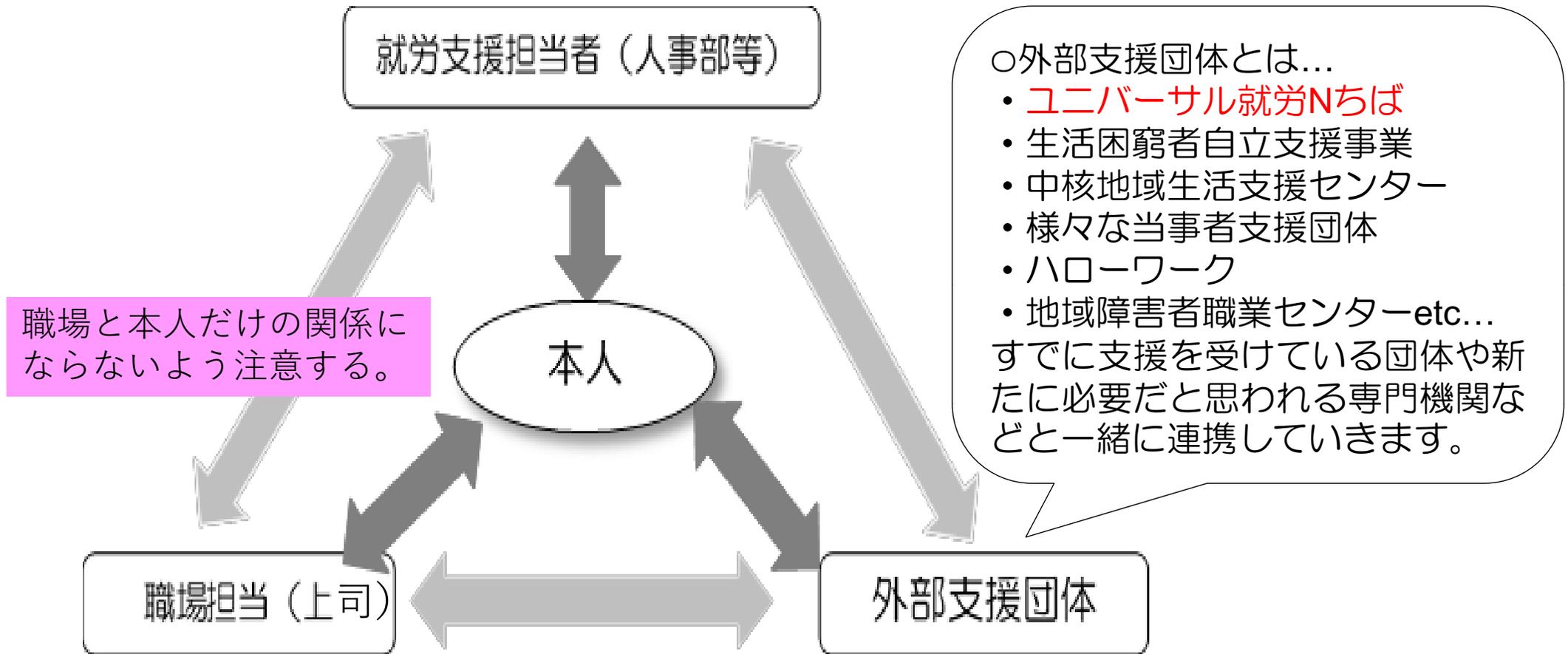
<表内色分け>

- 人と接するしごと
- 力を使うしごと
- 軽作業
- PC(入力系)
- PC(上記以外)
- PC以外の事務補助、事務作業

★スキル、経験が必要なしごと
※経験が必要な場合あり



特徴④外部支援者とのチームによる定着支援



2021年10月までの実績

項目		10月	
全体	支援継続者数	84	
	①支援開始者数	3	
	②支援終結者数	2	
ユニバーサル就労ステップ	Step 0 問い合わせ・インテーク	3	
	Step1 職場実習に向けた個別相談	1	
	Step2 所長との面談	2	
	Step3 職場内の周知・情報共有	0	
	Step4 職場実習	0	
	Step5 職場実習後の面談	0	
	Step6 ユニバーサル就労の開始/継続支援	UW無償通勤者	0
		UW有償通勤者 Step1 300円	0
		UW有償通勤者 Step2 500円	14
		UW有償通勤者 Step3 700円	9
		UW雇用Ⅱ (旧:最賃保障職員)	33
		UW雇用Ⅰ (旧:一般賞金職員)	21
	UW就労中総数 (Step6)	77	
退職後の就労支援	0		
認定就労訓練事業対象者 (各月の合計・累計なし)	8		
これまでの支援終結・中断者数累計	213		



主なしごと内容	兼務しているしごとの例
介護	
介護補助	清掃、事務補助、保育補助
事務	
事務補助	清掃
清掃	介護補助、事務補助、調理補助、保育補助
洗濯	清掃、事務補助
指導員補助	
調理	販売
調理補助	清掃、介護補助
営業補助	事務補助
保育補助	
送迎	介護補助、清掃、洗濯

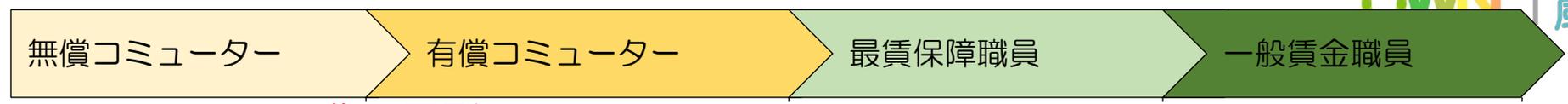


事例1 40代女性 Aさん 保育補助

- 中学校より不登校～ひきこもり状態へ。障害なし。対人不安等の疾患の疑いあり。18歳のときに若者の就労支援機関に行くものの、集団講座等で挫折。その後、長期のひきこもり状態になる。「ユニバーサル就労」のホームページを見て、問い合わせ。
- 生育歴の複雑さの影響もあり、就労の準備が整っていないため、「ユニバーサル就労」の前に地域のコミュニティカフェで人と接する練習を行う。また就労セミナーに自主的に参加するなど意欲的になる。
- 1年後、本人の自信や意欲が強くなってきたため、改めて「ユニバーサル就労」を提案。



Aさん



実習① 有料老人ホーム：介護補助。人数が多く、本人の不安や緊張が強く出たためマッチングに至らず

実習② 上記ホームにて調理室内の調理補助。スピード感についていけず、マッチングに至らず

実習③ 保育所での保育補助。保育所内の清掃、遊具消毒、見守り。穏やかな性格だったこともありマッチング！

振り返り面談

有償コミューターからスタート

非雇用型

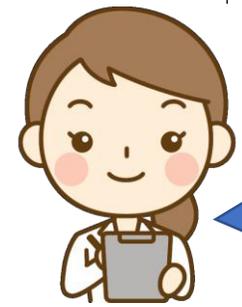
個別支援計画の目標

- ・週3日4時間の安定勤務
- ・子どもたちへの挨拶や事故がないように園内での見守り
- ・職員の雑務補助

コミューター確認書

報酬：500円程度
交通費支給

- ・開始～3ヶ月目あたりまでは月1回の面談を実施
- ・3ヶ月以降は3ヶ月に1回の面談を実施
- ・その他安定してきたら半年に1回の面談を実施



面談等の調整は私たちがコーディネートします。必要に応じて他機関の支援者も同席します。

雇用型

就労しながらスキルをUP

- ・職員の指示がなくても、自ら業務をこなすことができる。

人事考課表

雇用契約書

・就労から約半年で最賃保障職員へ

- ・就労1年後に工場のアルバイトを開始し、ユニバーサル就労と同時並行で就労を行う
- ・就労2年後に卒業に向けて、就職活動開始。清掃のフルタイム勤務を希望。

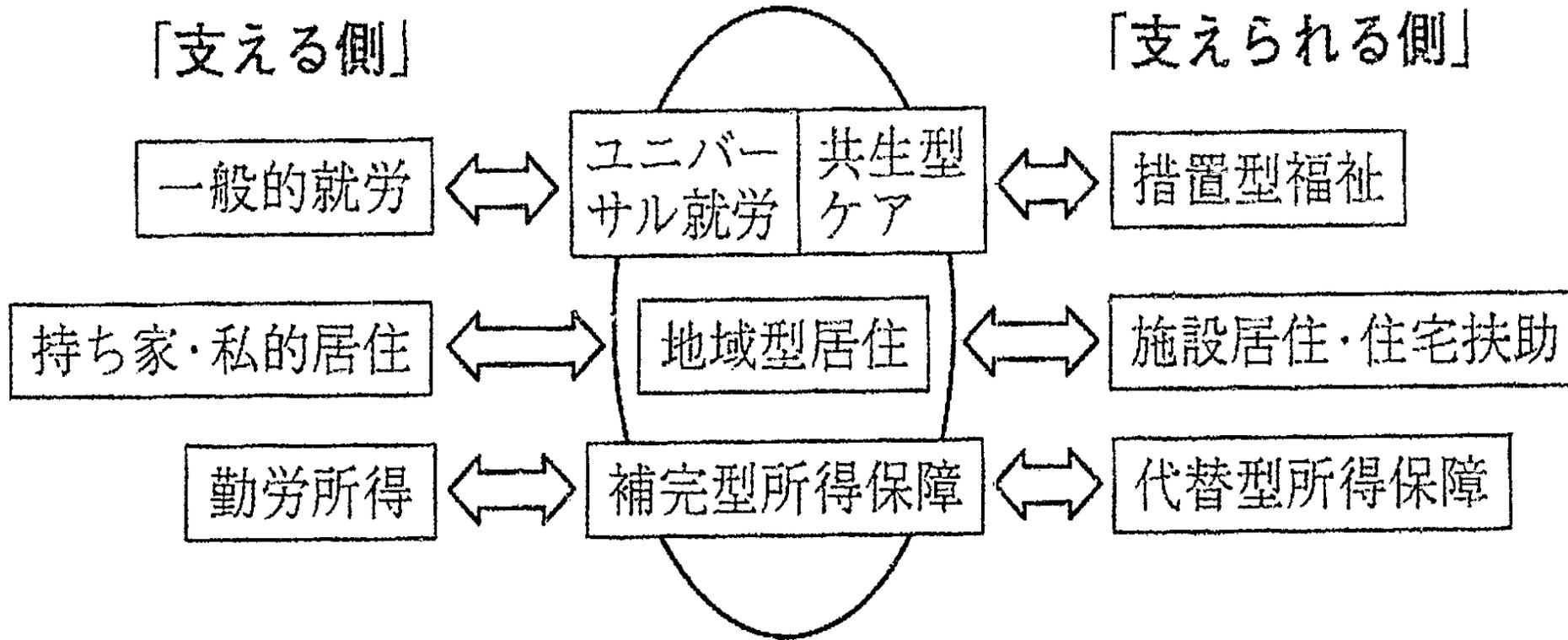
一般賃金職員になる道もありましたが、本人の意向により外部就労が決定しました。



参考

地域共生社会とユニバーサル就労

(宮本太郎著「共生保障」 (岩波新書))



「支える側」を支え直す

共生の場の構築

「支えられる側」の
参加機会拡大

• 「共生保障」 (岩波新書 宮本太郎) より

ユニバーサル就労を巡る社会状況



◆共生保障という考え方

岩波新書「共生保障〈支え合い〉の戦略」宮本太郎著

～ユニバーサル就労とは、支援付き就労と一般就労をつなぎ連結し、多様な人々が力を発揮できる職場をつくっていくことである～として一般名詞として使われ、社会化しつつある。

◆富士市ユニバーサル就労推進条例

行政の後押しが得られ、市独自の認定基準あり。企業連携の動きが民間だけのものよりも圧倒的に早く、理解してもらえるメリット大

◆陸前高田市ユニバーサルタウン構想

ノーマライゼーションという言葉のいない街、復興支援のキーワードの一つがユニバーサル就労

◆とばびと活躍プロジェクト（鳥羽市民就労促進による産業活性化事業）

観光地での働き手不足の解消と生活困窮者支援事業の連携した取り組み
福祉×観光 鳥羽市民の就労促進

◆大阪府 ユニバーサル就労条例を策定予定（行政の福祉化のさらなる推進）

◆生活クラブ東京、大阪府社協、奈良県（協同福祉会）、相模原市（中心会・生活クラブ神奈川）、富山県（海望福祉会）、栃木県（ふれあいコープ）…等でもユニバーサル就労

(1) 千葉市の生活困窮者自立支援制度事業

事業	運営者
自立相談（中央）	千葉市社会福祉協議会
自立相談（若葉・稲毛）	労協船橋事業団
自立相談（花見川）	しごとくらしネットワークちば企業体 (ユニバーサル就労ネットワークちば・ 生活クラブ風の村)
自立相談（緑）	つながるネットワークちば企業体 (労協船橋事業団・NPO法人リンク)
就労準備支援事業	ユニバーサル就労ネットワークちば
一時生活支援事業	労協船橋事業団
家計改善支援事業	家計再生応援ネット (街ネット・生活クラブ虹の街)
学習生活支援事業	(株式会社) トライグループ



※住居確保給付金は各区の社会援護課が申請窓口

★ = 千葉市生活自立・仕事相談センター
(自立相談支援機関 5ヶ所)

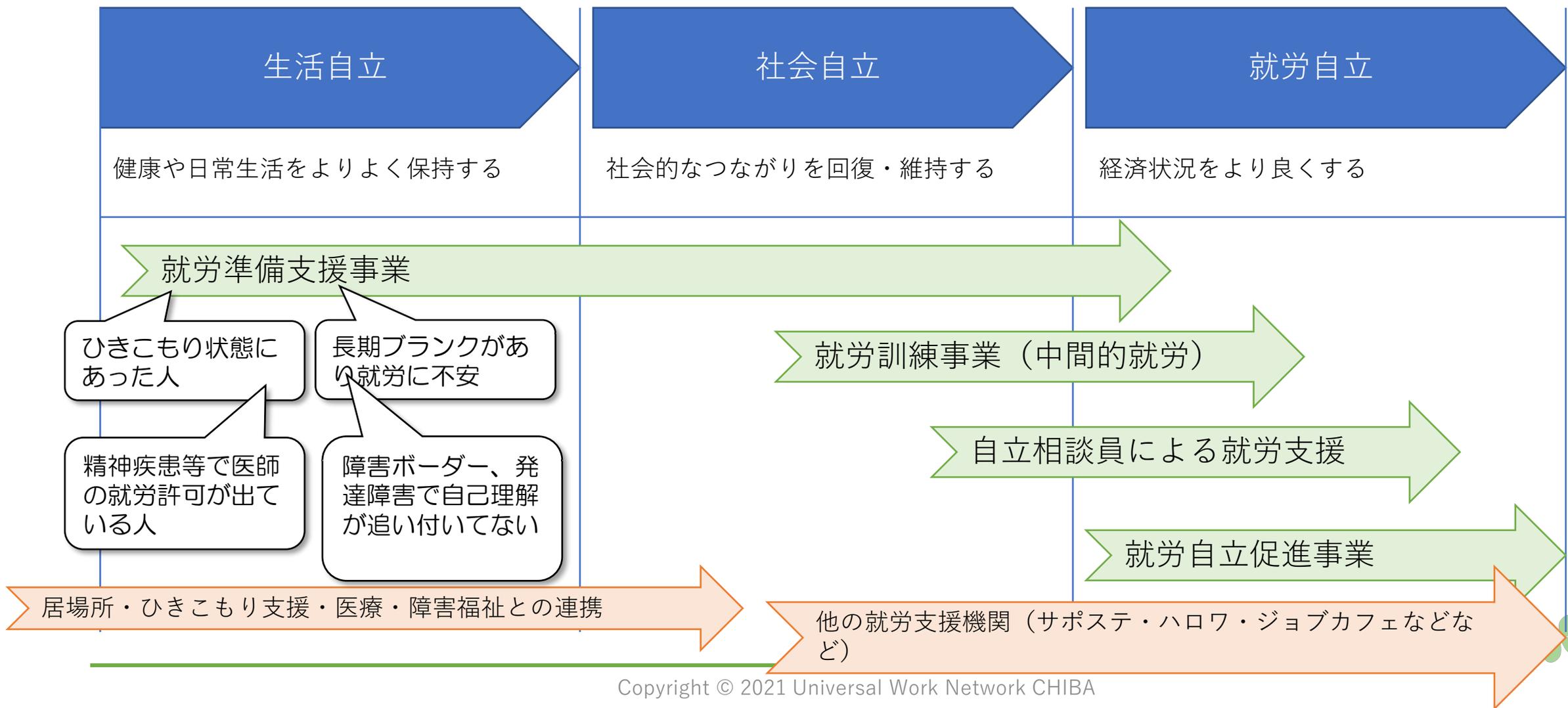
【基本情報】 人口約97万人・被保護世帯16,598世帯、被保護人数は20,876人、保護率は21.4%。保護率の高さは①若葉区②中央区③稲毛区④花見川区… (平成29年)



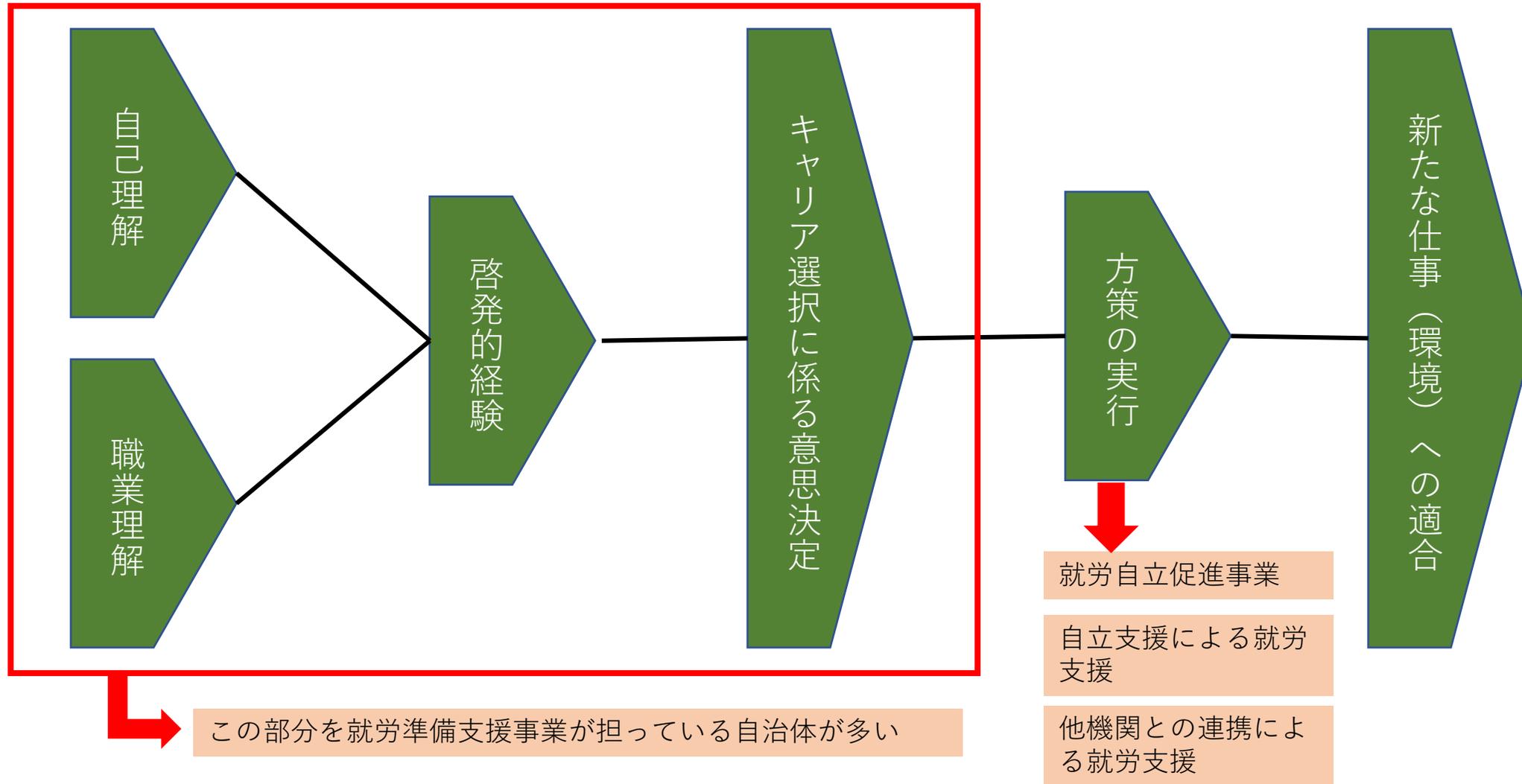
① 千葉市就労準備支援室 基本情報

事業開始	平成27年4月
支援範囲	千葉市全域
職員数	常勤5名、非常勤1名 (キャリア・コンサルタント2名、産業カウンセラー2名、臨床心理士1名) ※非常勤は中間的就労を利用して就労したスタッフ
年間プラン数	令和元年度 138件、令和2年度 146件
その他令和2年度の実績より	就労者数30名、就労体験回数(累計) 212回、相談件数(累計) 1512件 企業開拓件数12件(協力決定数) グループワーク参加者数 178名 個別ワーク参加者数 110名 適性検査実施件数 183回
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間的就労受け入れ事業所を就労準備の短期就労体験先として連携。就労準備利用者から中間的就労へスムーズに移行できる。 ・ 働きづらさに対する自己理解を深めるためのアセスメントツールやグループワークを実施。 ・ 障害への気づき、受容、受診同行等の伴走支援を重要視。 ・ 千葉市ひきこもり地域支援センター、子ども若者総合相談との一体的連携

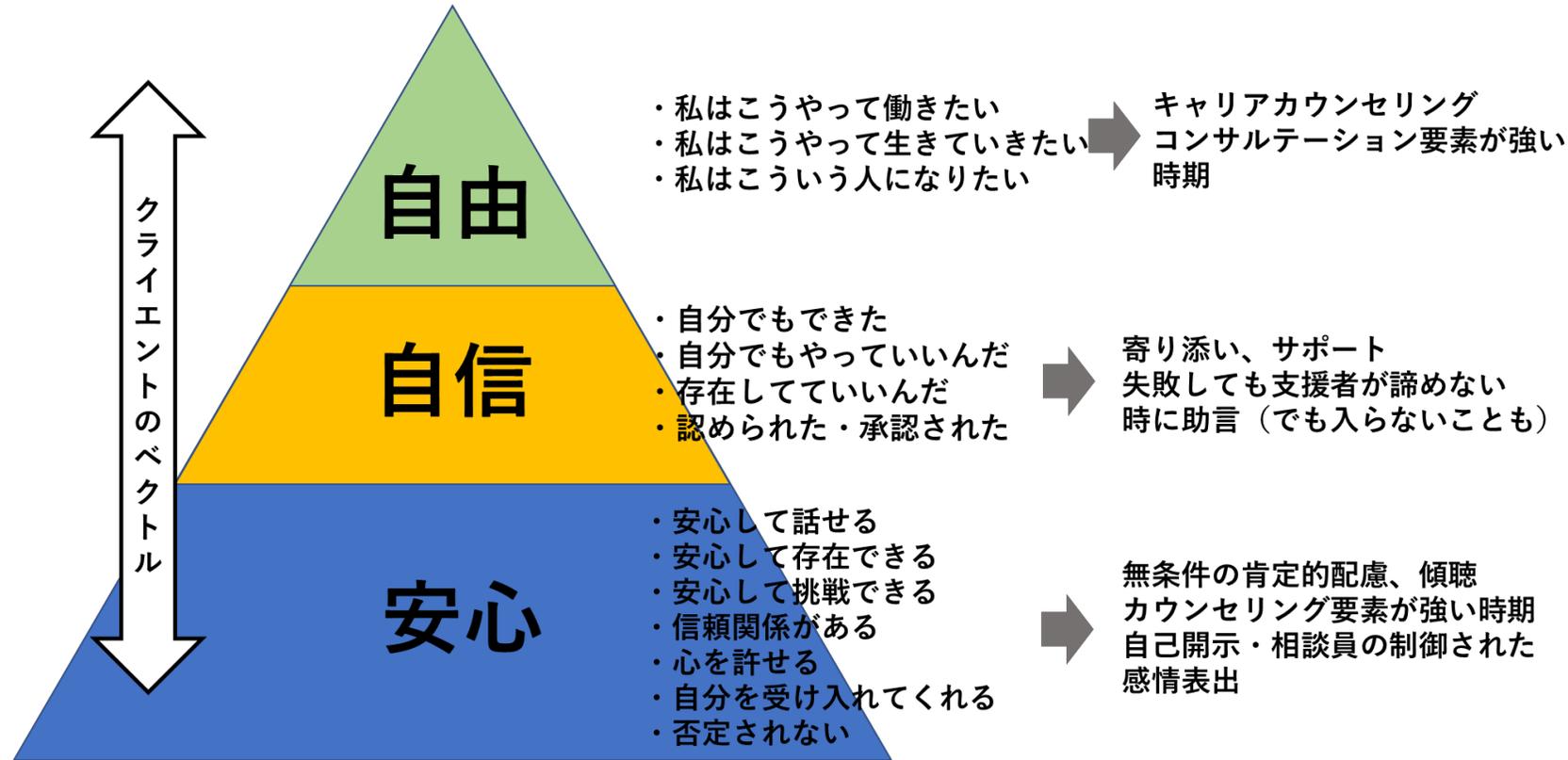
生活困窮者の就労支援領域と支援スタイル



<支援の捉え方> キャリアコンサルティングの流れと困窮者支援事業



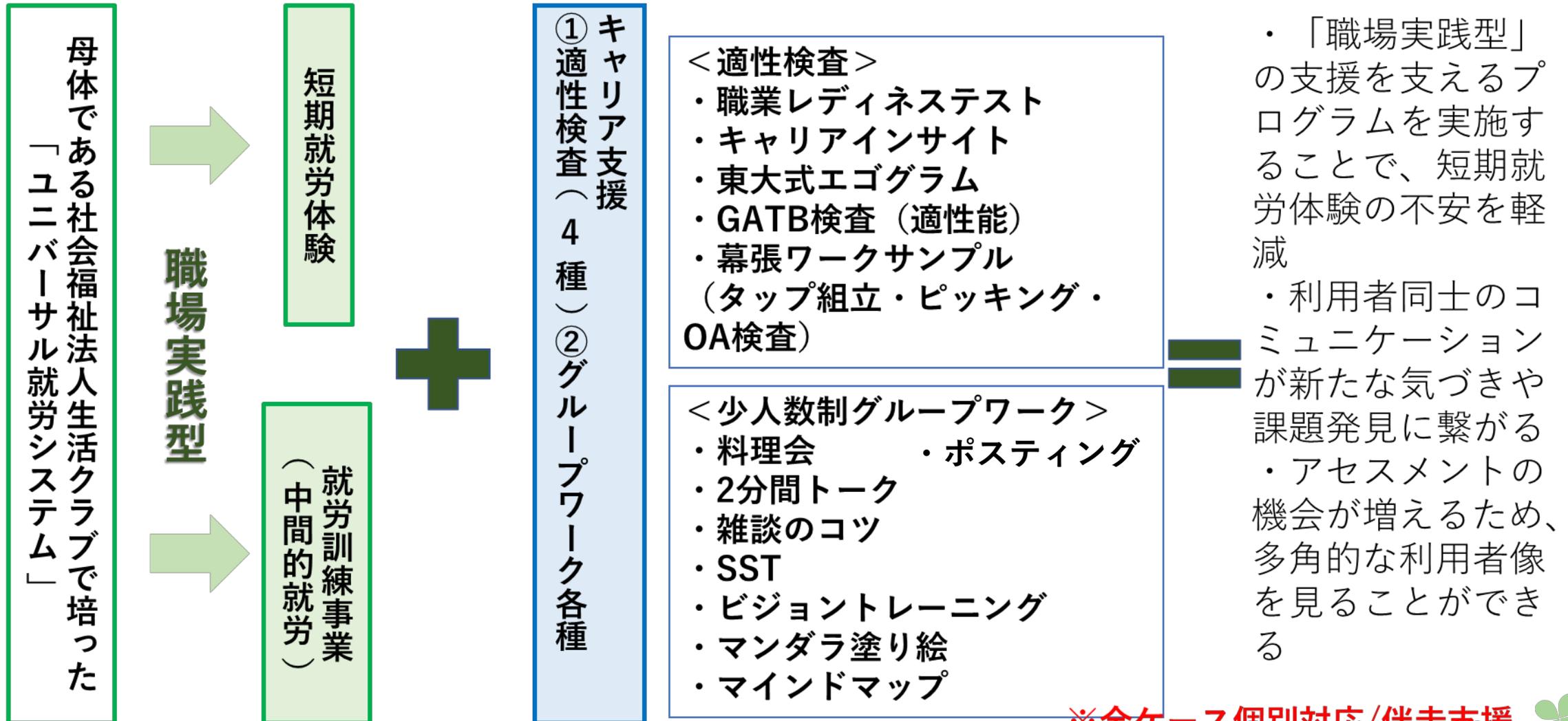
(参考) 本人の自立を支える部分に寄り添う支援 ～伴走型/エンパワメント型～



○本人の状態や人物像に応じて、自分の役割を変えられる存在。そのためには本人が今どの段階にいるのか適切なアセスメントが不可欠

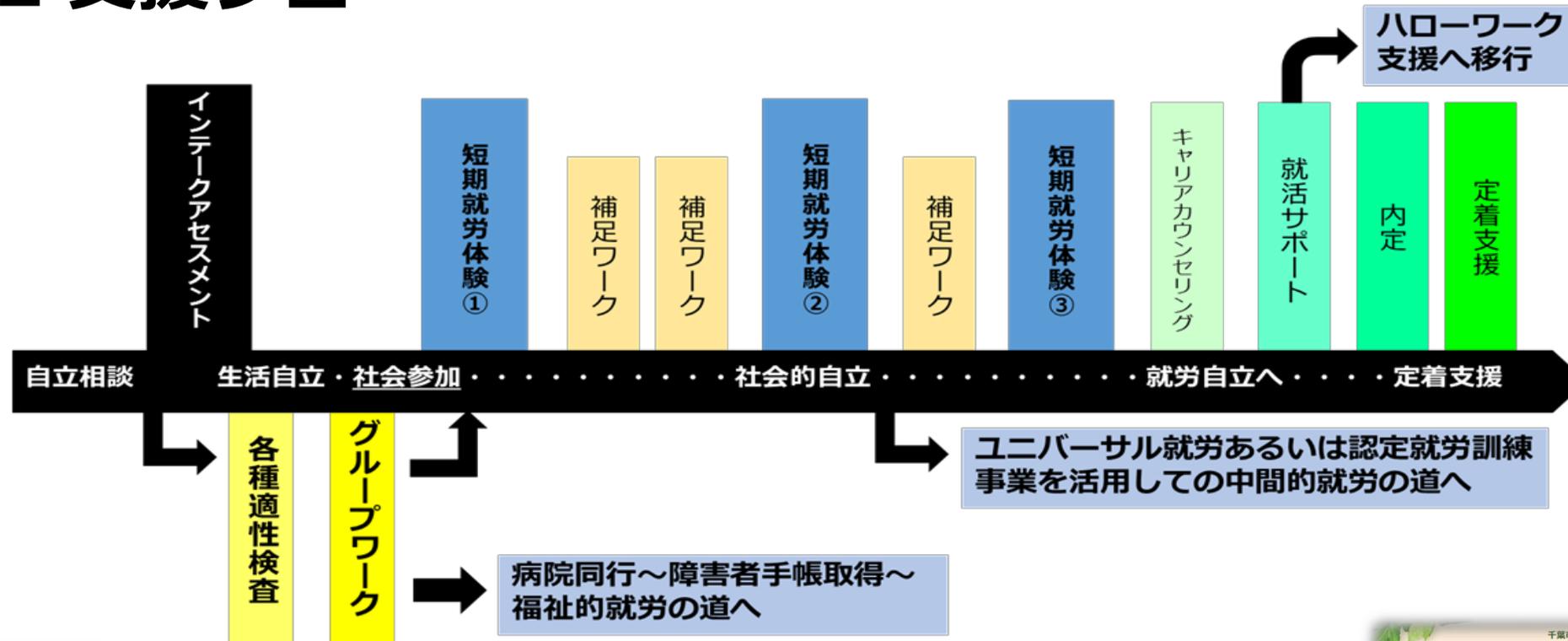
○目に見える課題のみならず、本人の内面的な変化を重視する支援

①-1 支援の特徴



※全ケース個別対応/伴走支援

①-2 支援フロー



～ピアかふえ～
2021. 10. 6(水)
10:00～12:00

「目」から始める！
と体をつなげるトレーニング

＜今回のテーマ＞
今！そして未来に向けて！
【パーソナルリストを作成しよう♪】

仕事のこと、日常生活のこと…
自分が「やりたいこと・やりたくないこと」
じっくりと考えて書き出して整理してみると…
目標達成へのレールやヒントが見えてくるか

*10:00～10:40頃＝説明・リストアップタイム
*10:50頃～12:00＝発表会・質疑応答・まとめ

10/21(木)
10:00～12:00
ハイアット形式開催

「目」から始める！
と体をつなげるトレーニング

なんだか疲れやすくて集中力が続かない、頭で考えていることが上手く形にできないなど、お仕事だけではなく日常生活のちょっとした動作でもやりづらさや困り感を感じたことはありませんか。
ミスが多い気がする、道に迷いやすい、部屋がちらかりがちなどの悩みはもしかしたら「目」の運動不足かもしれません。

目の運動と、情報を指先や手に伝えるトレーニングを行うと、脳が活発に動くようになります。
集中力を上げたり、慢性的な頭痛・記憶力の低下、体の動きのすばやさや上げると効果があります。
お仕事や日常生活に生かせる簡単なトレーニングを一緒にやりませんか。

千原市就労準備支援室

こころ
リラクセス

心理学を使ってやさしくアプローチ
2021.10.28.木 10:00～12:00

開催場所：千原市民活動支援センター（ちばさほ） 会議室
& ZOOM（オンライン）

部制
どんな参加方法でもOK！
例 1部参加、2部見学

参考資料：職業適性検査について

検査名	内容
職業レディネス・テスト（VRT）	自分の職業の興味関心の傾向を知る検査。検査結果をワークシートに書き込んでいくので、結果が分かりやすい。就労経験ない人や若者に。
キャリア・インサイト	上記の興味関心の検査と同時に、適性検査がある。就労経験がある人の振り返りとして、また過去の職業エピソードを掘り起こすツールとして。
幕張ワーク・サンプル （プラグ・タップ組み立て検査/OA検査 /ピッキング（29年から）	本来は障害者職業センターで活用されるものだが、健常者でも利用が可能であることと、実際に作業しながら能力を見ることができる。自然観察法。GATBとのあわせ技で説得力が出る。
GATB検査（一般職業適性検査）	9つの「適性能（知的能力、言語能力、数理能力、書記的知覚、空間判断力、形態知覚、運動共応、指先の器用さ、手腕の器用さ）」を測定。客観的に能力を測ることができ、能力の差をはかりやすい。信頼度が高い。

- （1）社会経験や就労経験が極端に少ないため、自己理解ができていない当事者が急増。何をやりたいのか、何に興味があるのか、自分はどこまでできるのかといったことをきちんと把握し、これからどうやって行動していく参考や支援方針を作成する指標として適性検査を導入した。
- （2）知的・発達障害ボーダーと思われる当事者の増加

①-3 企業開拓について

【方法】

①人づて（紹介）・口コミ

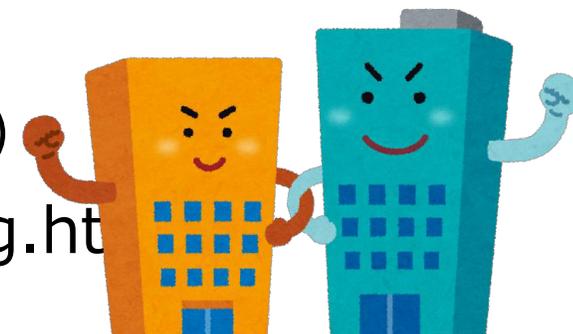
②セミナー方式

（参考）千葉市中間的就労 企業・法人向け説明会（動画あり）

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/job-training.htm>

③企業団体とのネットワーク

④ハローワークの求人から営業



【参入しやすい業界】 ...1社でも事例を作ることによって営業が広がる

- ・ 社会福祉法人等が経営する福祉施設（winwinが成立しやすい）
- ・ 障害者雇用を導入したい、すでに行っている事業所



企業とのネットワークについて

- 研究会を開催し、顔の見える関係作り
- 説明会開催時には、アンケートを回収し、その後の訪問のきっかけとする
- 中小企業家同友会の会員になり、障害者問題委員会での活動に参加する。
- 県内生活困窮者実務者ネットワークの就労部会での活動

令和元年度

千葉市中間的就労企業・法人向け説明会

12月19日(木) 14:00～16:30

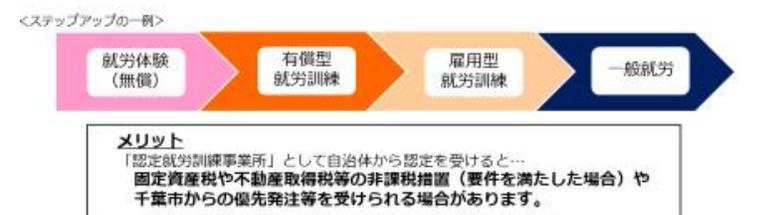
会場 千葉市美浜保健福祉センター 4階 大会議室

主催：千葉市・特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワーク
後援：千葉県中小企業家同友会

「働きたい人の悩み」×「企業の協力」
＝新しいカタチの雇用創出

中間的就労（認定就労訓練事業）とは…

「働きたいけれど空白があって不安」「家庭の事情で短時間からしか働けない」など様々な事情をお持ちの『働きたい意欲』のある方をマッチングし、一般就労へ向けてゆるやかにステップアップしていく働き方です。平成27年度より認定就労訓練事業として制度化され、自治体の認定を受けることで各事業所様での実施が可能で



説明会では、中間的就労（認定就労訓練事業）の仕組みの説明のほか、各分野で既に導入を進められている事業所の方々に事例紹介をしていただきながら、具体的な導入イメージを持っていただきたいと思います。ぜひ、この機会にご参加ください！

※参考 就労訓練事業に関するパンフレットは以下、厚生労働省のホームページ（下欄）からダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsate/bunys/0008073432.html>

第2回 NPO ユニバーサル就労ネットワークちば 人と会社をつなぐ就労支援研究会

■開催趣旨■
2015年生活困窮者自立支援事業開始当初から、就労準備支援事業、様々なたらきづらいの方の就労支援に取り組んで参りました。私達が就労支援をする就労に困難をかかえている人は、全世代にわたって、ひきこもりであったり、高齢者世帯の就労、偏見等からの社会的な孤立、障害グレーゾーン等その働きづらさの理由は様々です。しかし、そういう人たちは、きめ細かい伴走型の就労支援によって、働くことによる社会自立を果たすことができるとともに、人手不足状態にある企業の戦力になりえることも実感しています。この研究会は、働く側、雇用側、行政などが顔を合わせて意見交換し、地域社会の就労、雇用の活性化を進め、多方面の方々による就労支援体制の構築を目指します。つきましては、就労支援を実施している就労支援機関、障害者就労支援機関等支援者、行政担当者、企業担当者、経営団体等で任意の研究会「人と会社をつなぐ就労支援研究会」を開催します。千葉市の協力も得ながら、就労支援に関わる人にとって次回も参加したい研究会となるような企画を立案し、少数からでも思いのある関係者の出合いの場とします。ゲストスピーカーの働きやすい職場づくりや採用に工夫をしている会社や支援側の就労支援や定着支援のための工夫などの様々な事例紹介、またあるテーマについて自由に討議する等、色々な角度から自由に意見交換する研究会とします。第2回のゲストスピーカーは、千葉県中小企業家同友会で障害者雇用等の理解促進を同友会で実践されている株式会社協同工芸社の代表取締役社長其輪晃氏をお招きします。同友会での実践報告や企業から見て働きづらさの方々と働くことについて率直な意見交換などを実施できればと考えております。

第2回 開催要項

■日時：2020年 1月9日(木)18時～20時

■対象：千葉市及びその周辺の就労支援機関・生活困窮者支援機関・障害者就労支援機関等支援者・行政担当者・企業担当者・経営団体等

■会場：千葉市総合保健医療センター4階 会議室
千葉市美浜区幸町1-3-9

アクセス
<電車をご利用の場合> JR京葉線「千葉みなと」駅下車徒歩5分
モノレール「千葉みなと」駅下車徒歩5分
<バスをご利用の場合> JR総武線千葉駅から「千葉みなと」バス停下車徒歩5分

参加申込・お問い合わせ
特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば
TEL 043-306-2564 / FAX 043-306-2574
千葉市中央区3-9-9 エレル千葉中央ビル304

①-4 定着支援

- メール、電話で様子を聞く
- 面談をする
- 必要に応じてSST等のワークへ誘う
- OB会の案内

→コロナで中断中。徐々に再開予定

千葉市就労準備支援室
OB会

2020.1.31 (金)
18:00~19:30

今月のテーマ
~こたつではっこりお鍋 お話会~

働き始めた皆さん、お元気ですか？
働き始めて楽しかったこと、嬉しかったこと、やりがいを感じること、
大変だなと感じたこと、困ったこと、働いてみてわかった悩みなどなど…
働き始めて感じたことをみんなで話しませんか？
みんなでお鍋をつつきながらまったり新年会をしましょう。

参加費
300円

場 所
ユニバーサル就労ネットワークちば 本部事務所
千葉県花見川区幕張本郷2-5-1 タカソープラザ405

【お問合せ】千葉市就労準備室 (ユニバーサル就労ネットワークちば)
TEL. 043-306-2564 FAX. 043-306-2574

①-5 チャンス創造ファンド（独自）

○就労支援や就労するまでの経費の給付

…交通費

○支援場所や面接会場に行く費用

…経費

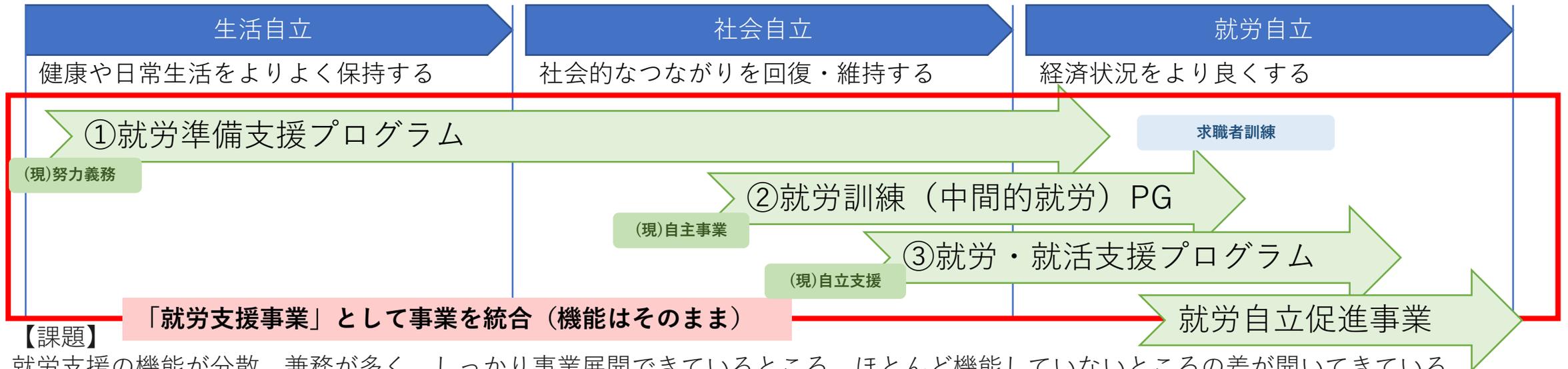
○スーツや面接用の服装、化粧品、かばんや靴、作業着や長靴などの仕事用の服

…手数料

○障害者手帳取得のための診断書費用、健康診断

・ひとり最大約15万円まで支給可能。実績ベースだとおおよそ一人4万円が最大。年間で20万円程度の前資で実施可能。

(2) 就労支援の事業一元化・体制強化の提案



就労支援の機能が分散、兼務が多く、しっかり事業展開できているところ、ほとんど機能していないところの差が開いてきている。また、就労支援（個別・企業開拓）の考え方や基本的な技術が不足、あるいは人手不足や研修する時間がない状態で無理やり支援を行っている状況も見られる。先進事例を紹介し、あとは自治体任せにするのではなく、基本的な事業展開が一定程度できるような体制強化やスキルの底上げが必要ではないか。

【提案】 就労支援事業として統合し、事業展開や体制強化をはかる

- (1) 機能はそのままに一体的運営かつ必須事業とし、地域間の実施格差や支援格差を減らす
- (2) 上記の総合的な就労支援の中で一般就労、中間的就労、障害者雇用（関係機関との連携）までコーディネートできる総合窓口
- (3) 就労支援員（当事者支援・企業開拓支援員）専従職員とする→広域展開の実践促進は必須
- (4) 支援員の職歴頼みではない就労（準備）支援研修の開発と体系化（準備性～キャリア支援の考え方やアセスメント～企業開拓等）

…参考：障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（第4回雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会）

※企業開拓や地域づくりに注目がいきがちだが、それを支える個人を見つめる視点（アセスメント）や個別支援のあり方も同様に重要

- (5) エリアSVを置き、定期的に事業所に訪問をし研修フォロー、ケース検討や事業展開について外部に相談できるような仕組みを構築
- (6) 求職者訓練の特例措置の時限を撤廃する

○研修イメージ：就労（準備）支援員のスキルセットを設定し、それに基づいた研修計画を策定していく など

<支援メニューの開発>

- ・当事者のニーズを整理し、プログラムを企画・体系化
- ・周知や広報ツールの作成
- ・評価や振り返りからプログラムの改善
- ・地域資源との差別化
- ・支援の強みの整理

<企業開拓や地域づくり>

- ・地域の口コミや経営団体におもむいての営業や先進事例を参考にした戦略立案
- ・営業ツールの作成
- ・説明会や戸別訪問の実施
- ・中間的就労の当事者、事業所双方の支援手法の研修

<支援の土台・基礎>…主に相談員自身のことや当事者の個別支援

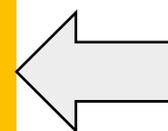
- ・相談員としての価値や当事者を見つめる視点・人としての態度
- ・当事者を取り巻く社会情勢や生きてきた時代を知る
- ・アセスメント技術や相談技術といったスキル面
- ・企業開拓や交渉のやり取り、会社で働くことがどういうことか（当事者の視点だけに偏らない立場）
- ・キャリアカウンセリングの基本（福祉の相談とは少し立ち位置が変わる）
- ・障害福祉の視点からの就労支援の基本
- ・制度理念や事業についての理解（特に就労準備支援事業…ニーズの把握や潜在利用者を見つけるアウトリーチ等）
- ・メンタルヘルスの理解（当事者との距離や相談の構造化等）

などなど

・就労支援としての基礎研修の強化が必要

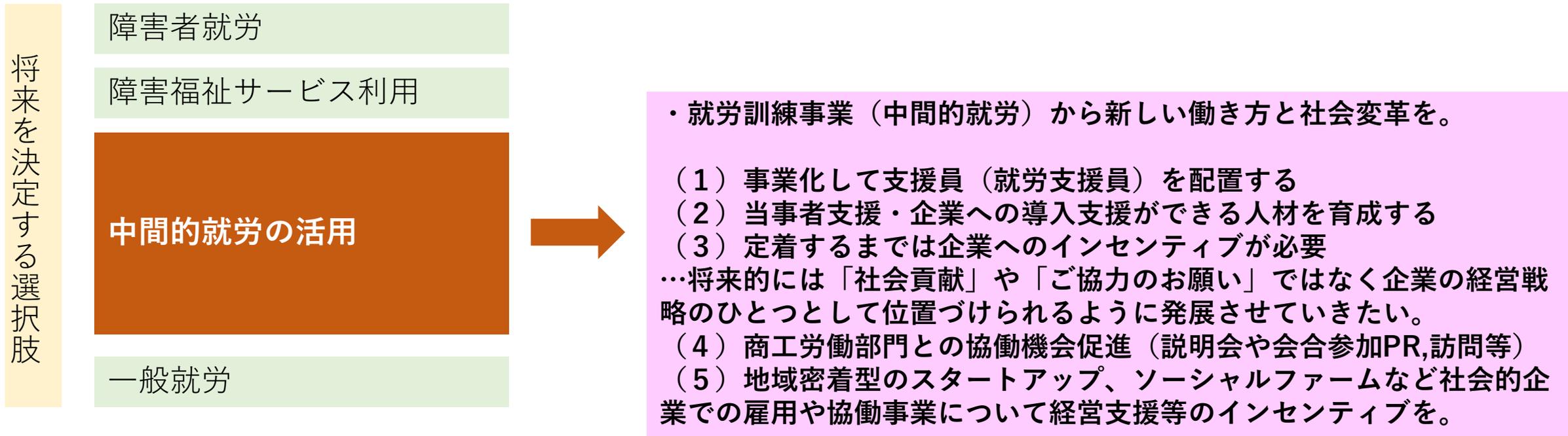
・特に就労準備支援事業の部分については、支援員との信頼関係が支援の始まりのため、土台固めは大切。

・就労準備支援事業の具体的なイメージが定まらず、やる意義を見いだせないところも少なくない。



(3) 多様なはたらき方を創造する支援についての提案 | 生活クラブ 風の村

- 一般の労働市場から排除されている人を労働市場に戻そうとするのはもはや限界があり、当事者にとっては絶望感しかない。→そこに押し戻そうとする支援でいいのか？現場は行き詰まっている。
- はたらきづらさは手帳の有無だけではかれなくなっている。グレーゾーンの人たちを受け止める社会資源が失われている。はたらきづらさはどんどんグラデーションゾーンが広がっている。
- 雇用市場に空いている隙間はどんどん大きくなっているが、制度はいつまでも変わらない。



令和3年度 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ

～ 各事業の在り方検討班 ～

「家計改善支援事業」の取組と課題

令和3年12月20日(月)
生活クラブ生活協同組合・東京
東京都府中市役所 家計改善支援員

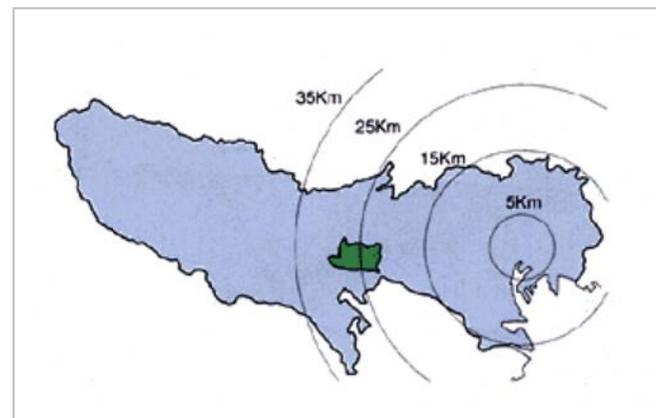
中 森 順 子

東京都府中市の紹介

■東京都府中市ってどんなまち？



- 【人 口】 260,292 人
- ・日本人：255,230 人
 - ・外国人：5,062 人
- 【世帯数】 127,968 世帯
- ・日本人：125,327 世帯
 - ・外国人：2,641 世帯
- 【面積数】 29.43 km²



府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約 22 キロメートルの距離にあります。



<大國魂神社>



<東京競馬場>



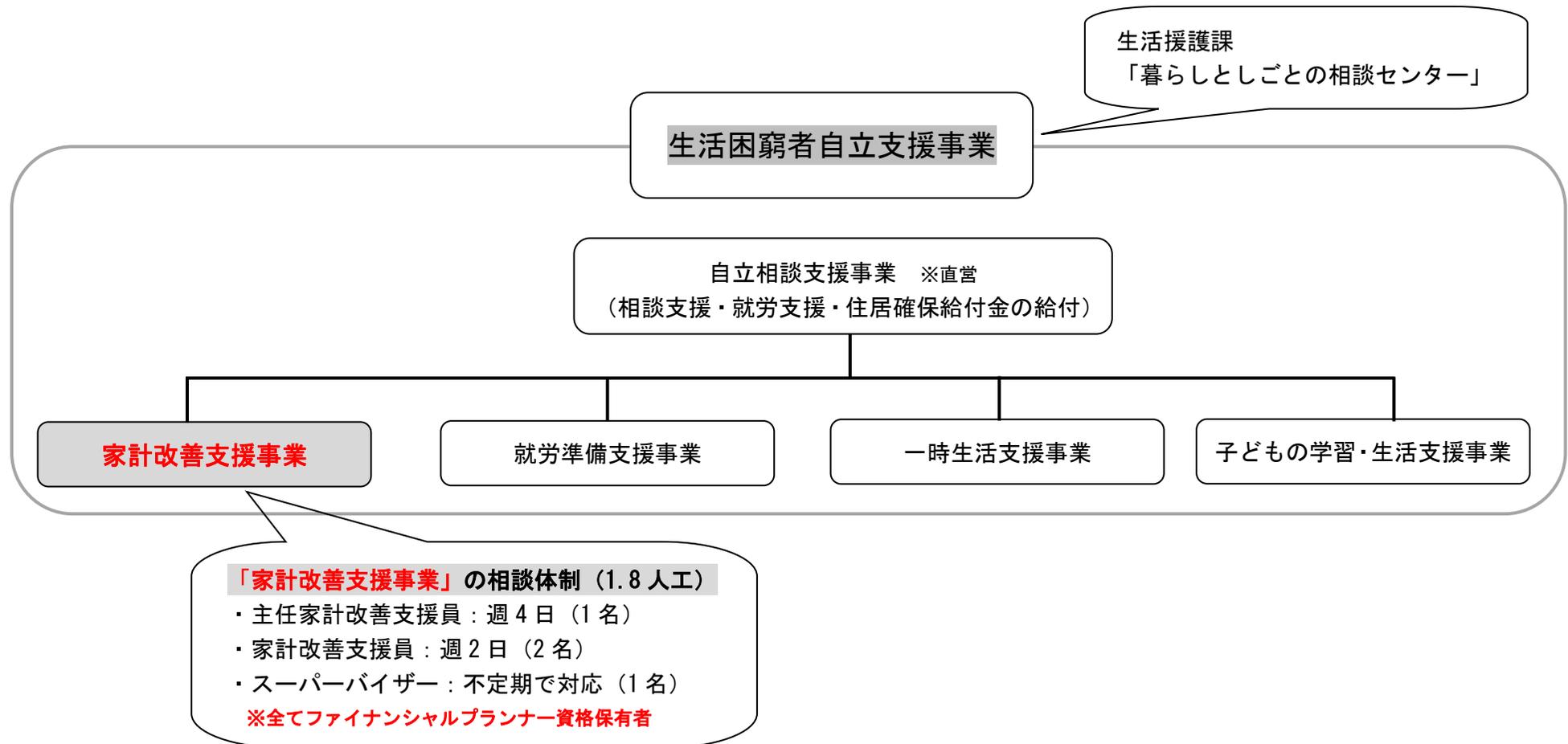
<府中刑務所>



<ポートレース多摩川>

■生活困窮者自立支援事業の体制は？

府中市役所の生活援護課にて「暮らしとしごとの相談センター」として、以下の事業を行っています。
自立相談支援事業は直営、任意事業は委託で行っており、**従事者は席を並べて業務に就いており、
家計改善支援員**は市役所開庁日のほか、相談者の状況等に応じて、**夜間や土日祝日も業務を行っています。**



■家計改善支援事業で行っている3つの取り組み

< キャッシュフロー表 >

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平均
収入
支出
繰上金
繰下金
繰上金合計
繰下金合計
繰上金超過額
繰下金超過額
繰上金超過率
繰下金超過率
繰上金超過率超過額
繰下金超過率超過額
繰上金超過率超過率
繰下金超過率超過率

< 家計簿 >

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平均
収入
支出
繰上金
繰下金

相談

- ・相談場所
市役所内のほか自宅や関係機関
- ・相談方法
面談のほか電話、メール、オンライン
- ・相談時間
開庁時間のほか平日夜や土日祝日



広報

- ・集客
主催や共催でセミナーや座談会を開催
- ・啓発
イベント等でチラシの配布やミニ相談会



援助

- ・ツール作成
生活保護ケースワーカー等の支援者向けのハンドブックの作成
- ・後方支援
生活保護ケースワーカーや他課の相談窓口担当の質問等に対応

「家計改善支援事業」の取り組み

■「家計改善支援事業」の支援のステップ

家計改善支援事業は、家計の視点から課題を見つけ出し、相談者と共に生活困窮の原因となる課題の改善をしていくための支援になり、以下の5つの基本的な柱があります。まずSTEP1「目の前の問題を改善するための支援」を行い、その次に今後同様の問題が起きないように、起きたときには対応できるようにSTEP2「家計管理を行うための支援」を行います。尚、目の前の問題が解決すると継続が途切れてしまう相談者もいるため、STEP1の段階で信頼関係を構築しておくことを意識して対応しています。

家計改善支援には、支援の5つの基本的な柱があります。

1. 家計の現状を理解してもらう支援
2. 行政窓口へ同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援
3. 法律家相談へ同行し、借金や家賃滞納など債務に関する支援
4. 生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援
5. 相談者自身が家計を自ら管理できるようにする支援

STEP1：問題を改善するための支援

1. 家計の把握（現状）
2. 給付制度の利用や滞納の解消
3. 債務の整理
4. 貸付のあっせん



STEP2：家計管理を行うための支援

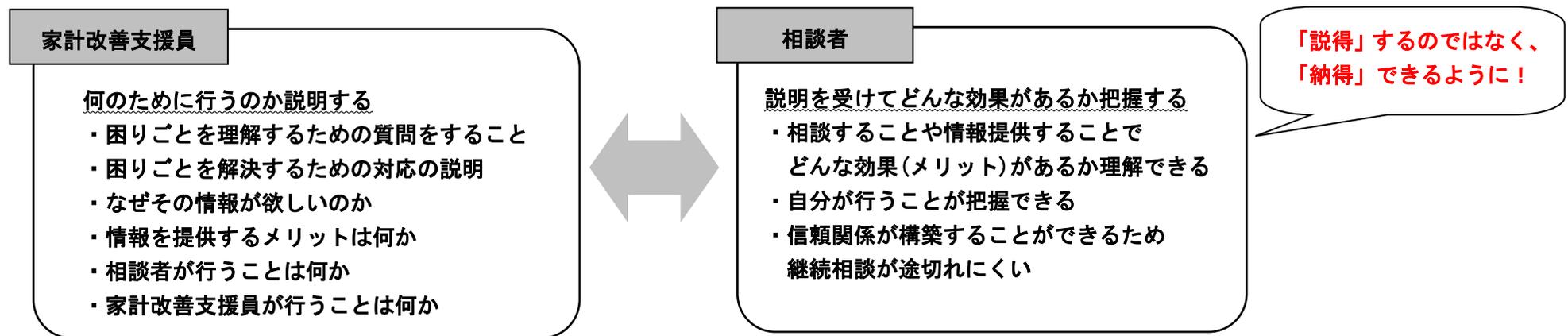
1. 家計の把握（問題解決後）
5. 家計管理



■信頼関係を構築できなければ相談には繋がらない

相談に繋がっても、**相談者が希望して来所することばかりではありません**。税金や家賃等の滞納があり、納税課や不動産会社等から相談に行くように紹介されたり、夫が抱えた借金の対応のために妻が来所したりといったケースもあります。そのため、来所した相談者が家計改善支援事業を理解しておらず、「**相談しても解決するわけがない**」「**怒られる**」といった印象を持っていることも多く、また、**家計に関する話をするに抵抗感**を持っていたり、**うまく家計管理ができなかったという自己肯定感が下がっている**相談者が多いものです。

そこで、初回面談では、相談者の困りごとを家計改善支援員が理解するために様々な話を聴くことや、その困りごとを解決するためにこれからどのような対応をしていくのか、そのためにどんな情報を提供してほしいのか、その情報を提供してもらうことでどんなメリットがあるのか、相談者が行うことは何か、家計改善支援員が行うことは何か、ということを**伝え共有することを大事**にしています。



また、初回相談だけでなく、継続相談の中でも、**相談者の「強み」を見つけ出し、相談者に伝える**ことを大事にしながら相談を進めます。そのために、家計改善支援員が「**いいところ探し**」のチカラをつけられるよう、日々の訓練を行っています。

1. 家計の現状を理解してもらう支援

■家計状況の見える化のしかた

相談者は、さまざまな形で家計のバランスが崩れていますが、その状況が把握できていないため問題点がわからず、改善策も理解できていない状況です。そこで、まずは家計の問題点を把握するために家計状況を見える化することから始めます。**家計状況を見える化する方法は、目的に応じて2種類のツールを利用しており、何のために、何を把握するのかによってツールを使い分けています。**

家計状況を見える化する方法①～詳細に～

相談者が自ら家計の現状を把握するために、**詳細な項目から気づきを得て作成する家計表**です。

詳細な項目があることで、気がついていなかった支出に気がついたり、家計を把握できていないことに気がつくことなどができます。また、**家計の収支のバランスが取れているかどうかを掴むことがねらい**です。

詳細な項目を設定することで、気がついていなかった項目を調べるきっかけにもなります。

家計表を相談者と一緒に確認することで、家計改善支援員は、相談者の生活を理解していくことができ、利用可能な制度がないかを検討する材料になります。

家計状況を見える化する方法②～優先順位を～

相談者が気がついていない**家計の優先順位を考え、家計の現状を把握するために作成する家計表**です。

生活を守るために優先的に確保しなければならない項目が理解できたり、将来のために貯蓄が必要な項目があることに気がつくことができます。

生活を守るために必要なお金（固定費）を確保できたら、残りのお金（変動費）を予算の範囲内でどのようにやりくりしていくのか、**相談者が大事にする項目を優先しながら相談者と一緒に考えていくことがねらい**です。

また、家計改善支援員は、**相談者が何を大切にしているのか**を理解でき、それを優先することで、**相談者の意欲を引き出す**ポイントが見えてきます。

■ (例) 家計状況を見える化する手法

◆ 家計状況を見える化する手法①～詳細に～

3. 相談時家計表 (年 月作成)		姓 名	
相談者氏名		担当相談員名	
項目	金額(円)	小計(円)	備考
世帯基本情報 世帯人員計			
【内訳】成人	〇人		
未成年(下記以外)	〇人		
大学生等	〇人		
高校生	〇人		
中学生	〇人		
小学生	〇人		
未就学児	〇人		
収入			
名義人	金額(円)		
勤労からの総収入			
基本収入			
本人	給与 ①		
	給与 ②		
配偶者	給与 ①		
	給与 ②		
本人	年金		
配偶者	年金		
同居者	年金		
臨時収入・雑入			
本人	(買手 年間 万)		
配偶者			
支出			
家族収入や年金等の収入(毎月)	その他生活費		
雇用保険	酒代・酒飲費交際費		
生活保険	たばこ・お小遣い		
健康保険			
補助	税金・雑費		
補助収入や年金等の収入(毎月以外)	税金(お小遣い・お小遣い)		
児童手当	社会保険料(国民健康保険等)		
児童扶養手当			
補助	貯蓄型保険(中・長期型)		
	掛捨て保険(火災等)		
副次的収入	その他保険料		
借入金	返済金		
借入金 (借入金)	住宅ローン		
借入金 (借入金)	自動車ローン		
借入金 (借入金)	銀行		
借入金 (借入金)	消費者金融		
借入金 (借入金)	クレジット(キャッシング)		
	滞納税金・社会保険料等		
	滞納生活費(家賃・光熱費等)		
	個人からの借入		
	その他の返済		
預貯金取崩し	預貯金繰入れ		
当月の収入合計	当月の支出合計		
前月繰越金七収入合計	翌月への繰越金		
	翌月繰越金七支出合計		

～厚生労働省「家計改善支援事業の手引き(様式・記入要領)」より～

◆ 家計状況を見える化する手法②～優先順位を～

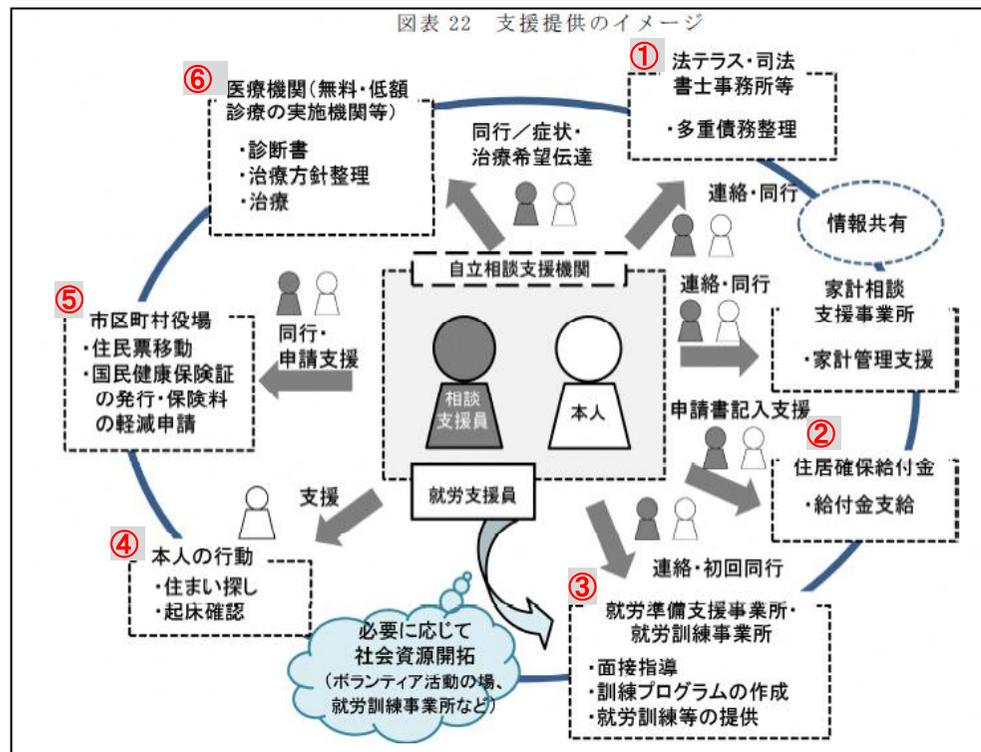
項目	受取・支払方法	受取・支払期日	金額
■ ① 定期的に入ってくるお金			
給料			
() 年金(満額月)15日 円			
児童手当 6・10・2月 円			
児童扶養手当 1・3・5・7・9・11月 円			
児童育成手当 6・10・2月 円			
■ ② 不定期に入ってくるお金			
③ 収入合計(①+②)			
■ ④ 使いみちが決まっているお金			
家賃			
管理費			
駐車場・駐輪場			
電気			
ガス			
水道			
NHK			
固定電話			
携帯電話			
インターネット			
教育費(保育料・学費等)			
交通費			
医療費			
■ ⑤ 将来のためのお金			
更新料 年月			
生命保険			
■ ⑥ 借金や返済を返すためのお金			
カードローン			
滞納税			
■ ⑦ コントロールするお金			
生活費(食費・日用品)			
⑧ 支出合計(④+⑤+⑥+⑦)			
⑨ 取支残(③-⑧)			

～講師作成～

2. 行政窓口に行き、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援

■ 関係機関と連携して、総合的に支援を行う

家計改善支援では、家計の視点から **どのような支援を利用することで家計が安定するのか**、関係機関と連携するために **どのような家計に関する資料があれば良いのか** といったことに対応します。

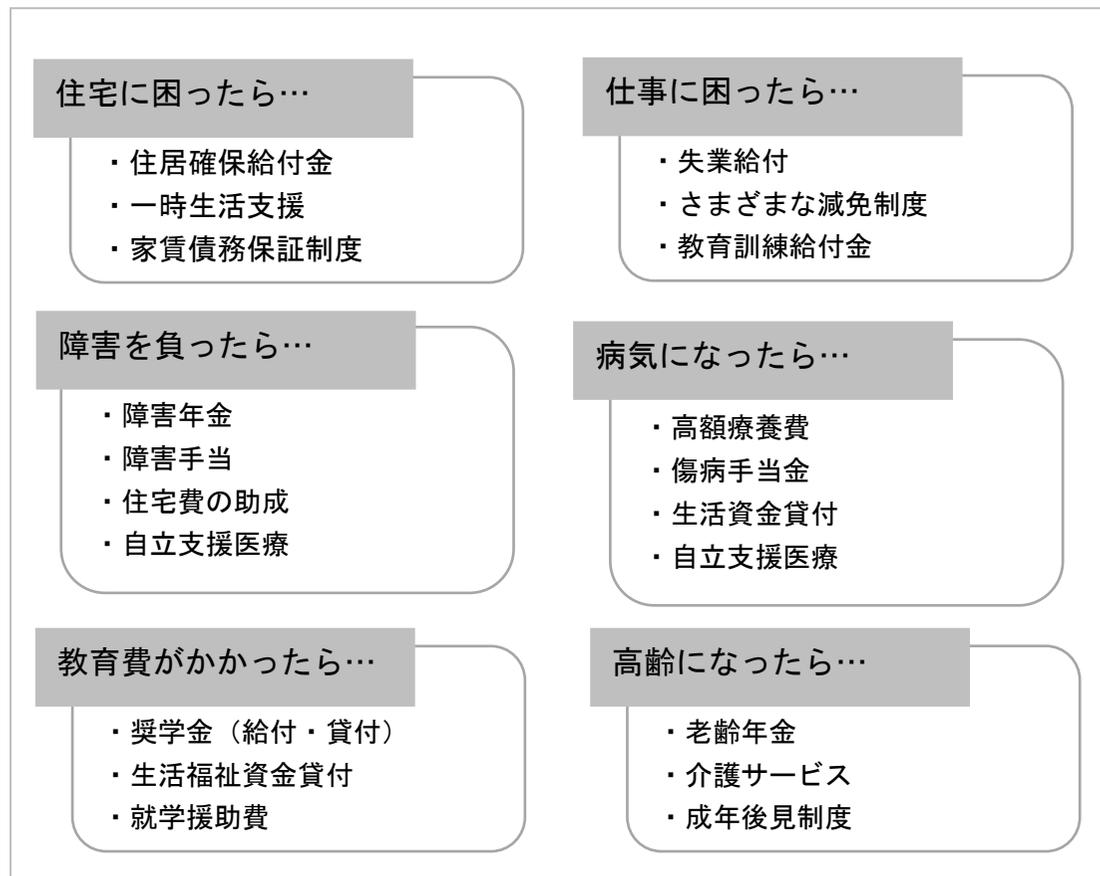


～ 厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」より引用 ～

- ① 債務整理
(法テラス・司法書士事務所等)
家計を立て直すための債務整理はどの方法が良いか、債務整理のための家計管理や貯蓄の支援
- ② 給付金支給(住居確保給付金)
住居確保給付金を受け取ると家計はまわるかどうかや、生活できる収入の目安を算出する支援
- ③ 就労訓練等の提供
(就労準備支援事業所・就労訓練事業所)
就労し収入を得た後の家計のやりくりの支援
- ④ 住まい探し
支払いに無理のない家賃の目安を算出する支援
- ⑤ 納税
(国民健康保険、住民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民年金等)
滞納税金を無理なく支払える金額の目安を算出する支援
- ⑥ 医療機関
一括で支払えない医療費の捻出方法や分割返済を支援

■利用できる制度がないかを調べ、利用できるように支援する

滞納を解消する支援としては、相談者の状況を伺い、以下の資料等を参考にしながら対象となる制度がないか探っていきます。利用できるような制度があれば、**担当課に同行し、相談者が相談できるように情報収集を手伝ったり、担当課への説明の助言**を行ったりしています。



収入を増やす

<特性があるなら…>

- ・障害手当
- ・障害年金
- ・その他手当

<収入や貯蓄が少ないなら…>

- ・生活保護

支出を減らす

<特性があるなら…>

- ・障害者手帳
- ・自立支援医療
- ・障害者控除（税金の控除）

<収入や貯蓄が少ないなら…>

- ・国民年金の免除
- ・扶養控除（税金の控除）
- ・さまざまな減免制度

3. 法律家相談に同行し、借金や家賃滞納など債務に関する支援

■相談者の抱える不安の軽減や誤解を解くことから始め、法律家相談に同行したり、滞納を解消するための状況確認を行う

以下の資料（一部抜粋）を作成して相談者の不安を軽減し、相談のハードルを下げ、同行してスムーズに相談できるよう支援します。

「債務整理」

とは返済を楽にして、新しい生活への第一歩を踏み出す手続きです

法律家への相談は初回は無料で受けられます！
法律家への相談に私たちが同行することもできます！

➔

- ・一定期間は返済が止まります
- ・債権者からの連絡が無くなります
- ・弁護士費用の立替制度があります



種類	任意整理 (返済あり)	個人再生 (返済あり)	自己破産 (返済なし)
概要	債権者と交渉して将来利息をカットしてもらい、残債務を3年36回～5年60回で返済する方法。	債務を一定基準で圧縮(最低100万円)し、残債務を3年36回で返済する方法(5年60回まで延長できる可能性あり)。	全ての債務が無くなる方法。ただし、一定以上の財産は処分されたり、裁判所への申立中は特定の職業(法人の代表や警備員、保険外交員等)につけない等の制限あり。
費用	法律家への手数料	法律家への手数料 裁判所への予納金	法律家への手数料 裁判所への予納金 ※管財事件となった場合はその費用が加算

< こんなときはどうなるの? >

債務はどうなる?	元金の返済だけになる	圧縮されてかなり減額される	無くなる
また借りられる?	一定期間借りられない可能性大		
ブラックリストに掲載される?	掲載される		

■債務整理を行ったり、滞納の解消をするための家計表の作成を支援する

自己破産などの債務整理を行う場合には裁判所に提出する家計表の作成が必要になったり、滞納を解消するためにも、どれくらいのお支払いであれば無理なく返していけるのかを把握するために家計状況を把握する必要があります。そのため、相談者が家計状況を把握できるように家計簿等の作成の支援を行います。また、その**家計簿等から資料が必要な窓口指定の家計表に転記できるように助言**します。

< 家 計 簿 >

日	仕入	仕出																
12月1日																		
12月2日																		
12月3日																		
12月4日																		
12月5日																		
12月6日																		
12月7日																		
12月8日																		
12月9日																		
12月10日																		
12月11日																		
12月12日																		
12月13日																		
12月14日																		
12月15日																		
12月16日																		
12月17日																		
12月18日																		
12月19日																		
12月20日																		
12月21日																		
12月22日																		
12月23日																		
12月24日																		
12月25日																		
12月26日																		
12月27日																		
12月28日																		
12月29日																		
12月30日																		
12月31日																		
12月計																		
12月1～31日計																		

(福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金の場合、下記の家計表(支出)の金額を記入)
※福祉資金等については、各種申請書に記入してください。

◆現在、扶養に必要な家計表の金額を記入してください。(黒に必須な金額の範囲で記入してください)

項目	金額	項目	金額
1 食費		15 日用品・消耗品	
2 娯楽費・外食費		16 医療費・介護費	
3 住宅ローン		17 生物保険料等	
4 払戻金		18 子どもの経費1()	
5 年金(※)		19 子どもの経費2()	
6 介護保険料(※1)		20 子どもの経費3()	
7 介護保険料(※2)		21 子どもの経費4()	
8 水道料		22 他1()	
9 ガス料		23 他2()	
10 電気料		小計	
11 電話・携帯電話等通話料		24 養護の経費1	
12 住民税(※)		25 養護の経費2	
13 その他の税金(※)		26 養護の経費3	
14 教育		小計	
		合計	

項目	受取・支払方法	受取・支払期日	金額
㊦㊧定期に入ってくるお金			
給料			
()年給、隔月()5日、円			
児童手当6・10・2月、円			
児童扶養手当1・3・5・7・9・11月、円			
児童育成手当6・10・2月、円			
㊦㊨不定期に入ってくるお金			
㊦㊩収入合計(㊦+㊧)			
㊦㊪使いみちが決まっているお金			
返済			
管理費			
駐車場・駐輪場			
電気			
ガス			
水道			
NHK			
固定電話			
携帯電話			
インターネット			
教育費(保育料・学費等)			
交通費			
医療費			
㊦㊫将来のためのお金			
更新料、年月			
生命保険			
㊦㊬貯蓄や返済するためのお金			
カードローン			
滞納税			
㊦㊭小口ローンを返すお金			
生活費(食費・日用品)			
㊦㊮支出合計(㊦+㊧+㊨+㊩)			
㊦㊯収支残(㊦-㊮)			

家計全体の状況
(単 位 円)

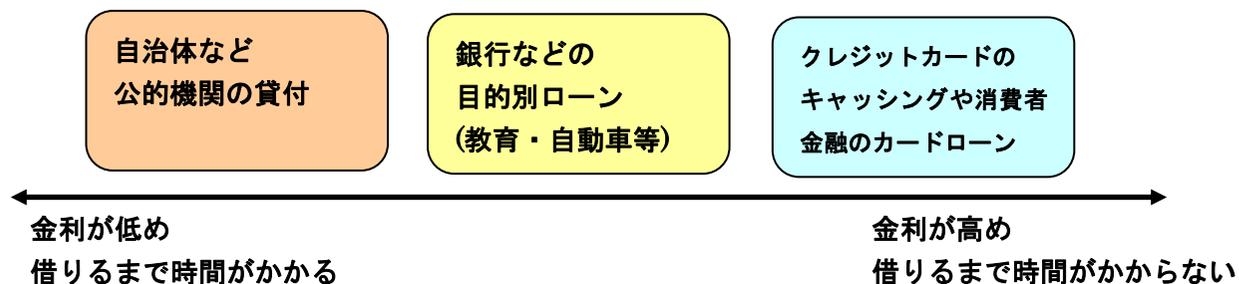
※申請前の2ヶ月分の状況について提出してください。
※支出の「立降書」、「領書書」については、その内容を記入してください。
※「保険料」の支出がある人は、保険料の名称を記入してください。
※「駐輪場料」、「新入代」の支出がある人は、車種や人数を記入してください。

収入		支出	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
給料・賞与(申請人)		寄附(管理費含む)	
給料・賞与(配偶者)		他1	
給料・賞与()		他2	
借入金(申請人)		電気料	
借入金(配偶者)		ガス料	
借入金()		水道料	
年金(申請人)		電気料	
年金(配偶者)		新聞料	
企業年金(申請人)		保険料	
生活保護		(保険料の名称:)	
児童手当		自動車	
他からの補助		教育費	
(説明書:)		交通費	
		その他:	
借入金		寄附費・清償金	
その他		教育費	
		他費(通学バス)	
		その他:	
前月繰り越		次月繰り越	
収入合計	0	支出合計	0

4. 生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援

■生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援

コロナ禍での社会福祉協議会の貸付はスムーズに入金まで進みましたが、通常は金利が低めの貸付は、手続きに手間がかかり借りるまでに時間がかかることを説明し、**時間に余裕を持って選ぶことの大切さを相談者と共有**します。また、金利の比較をするだけでなく、用途の違いや据え置き期間、返済総額など、比較するポイントを伝えて、“**選ぶ力**”をつけられるよう**支援**します。



貸付を受ける際には、返済時期の家計表のイメージを必要書類として提出が必要なものもあり、また、返済時期のことを把握しておくためにも、将来の家計がイメージできるように「キャッシュフロー表」などの家計ツールを相談者と一緒に作成しています。

< キャッシュフロー表 >

年	月	収入	支出	貯蓄	返済	貸付	返済	収入	支出	貯蓄	返済	貸付	返済	収入	支出	貯蓄	返済	貸付	返済
2020	1	100,000	120,000					100,000	120,000					100,000	120,000				

生活費支出内訳

項目	年額	月額	備考
住宅費			
食費			
交通費			
娯楽費			
教育費			
医療費			
雑費			
その他			
合計			

5. 生活者自身が家計を自ら管理できるようにする支援

■家計に関わる行動を自分で管理（コントロール）できるようにする

『家計管理』とは、自分や家族が「どのように暮らしたいか」将来像（ゴール）を考え、そのゴールを達成するために「家計に関わる行動」を「自ら管理（＝コントロール）できる」ようにすることです。そのために、家計に関する望ましい行動は継続できるように、または望ましくない行動は改善できるように、具体的な行動変容ができるような支援を行います。

「家計管理」の目的

お金の面から

自分らしく、安心して、楽しく暮らすため

「家計管理」で管理すること

× 数字だけの管理

○ 家計にかかわる行動を管理

「家計管理」で行うこと

- ・ 家計簿などで家計を見える化して、お金の面から生活（＝行動）を把握する
- ・ 自分にとって望ましい行動は続け、望ましくない行動は改善していく



■相談者自身が家計の見直しに取り組むための「動機」を探す

「動機」があると家計管理に取り組みやすくなるので、「何のために」「いつ」「いくら」お金が必要なのか把握するための支援をします。



(例)月別のライフイベント表

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
自分											誕生日 10,000	
子ども	お年玉 3,000				誕生日 5,000							クリスマス 5,000
みんな			更新料 80,000					旅行 50,000				クリスマス 5,000
合計	3,000		80,000		5,000			50,000			10,000	10,000

(例)年別のライフイベント表

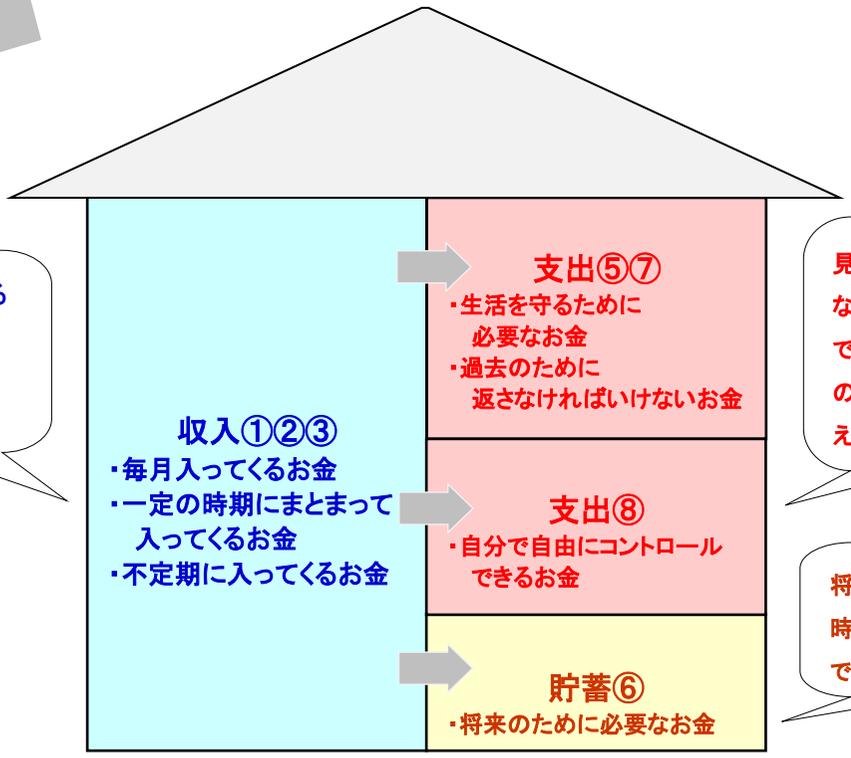
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
自分	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
家族	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
自分										
子ども	中学入学 100,000				高校入学 200,000			大学入学 1,000,000	成人式 50,000	
みんな	転居 400,000									
合計	400,000	100,000			200,000			1,000,000	50,000	

■優先順位をつけて家計状況を見える化した後は、収支のバランスを考えてみる

家計の収支のバランスが取れていない場合には、何を見直すのかを一緒に考えていきます。

項目	受取・支払方法	受取・支払期日	金額
■①の定期的に入ってくるお金			
給料			
()年金 債数月の15日、円			
児童手当 6・10・2月、円			
児童扶養手当 1・3・5・7・9・11月、円			
児童育成手当 6・10・2月、円			
■②の不定期に入ってくるお金			
③収入合計(①+②)			
■④使いみちが決まっているお金			
家賃			
管理費			
駐車場・駐輪場			
電気			
ガス			
水道			
NTT			
固定電話			
携帯電話			
インターネット			
教育費(保育料・学費等)			
交通費			
医療費			
■⑤将来のためのお金			
更新料、年月			
生命保険			
■⑥借金や返済するためのお金			
カードローン			
滞納税			
■⑦コントロールするお金			
生活費(食費・日用品)			
④支出合計(④+⑤+⑥+⑦)			
⑧収支残(③-④)			

Wワークや受給できる
手当が無いかなど、
収入を増やす方法が
ないかを考える

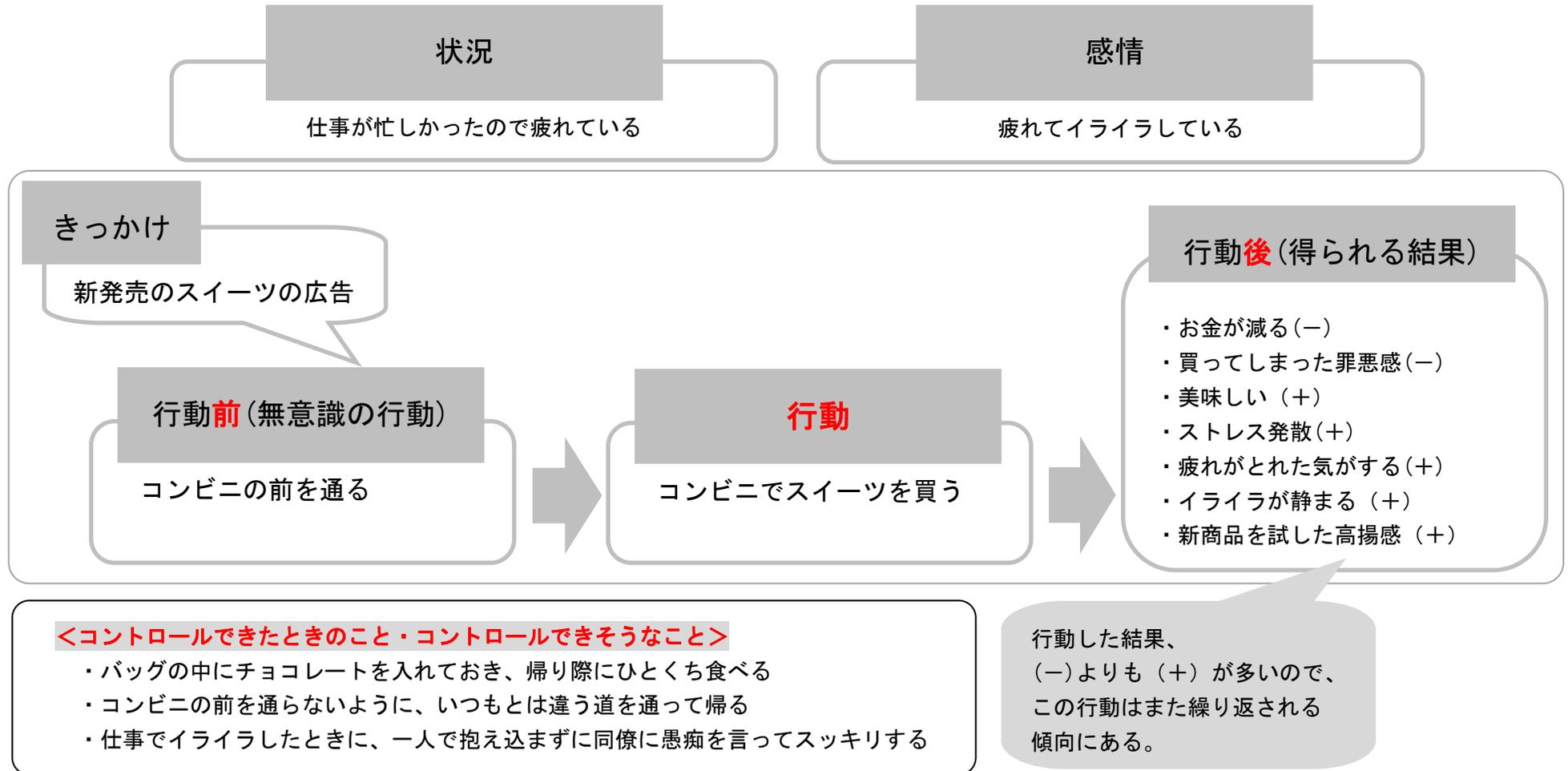


見直しができる支出がないか、減免が利用できないか、債務整理の必要はないかを考える

将来の予定(金額や時期、項目など)を変更できないか考える

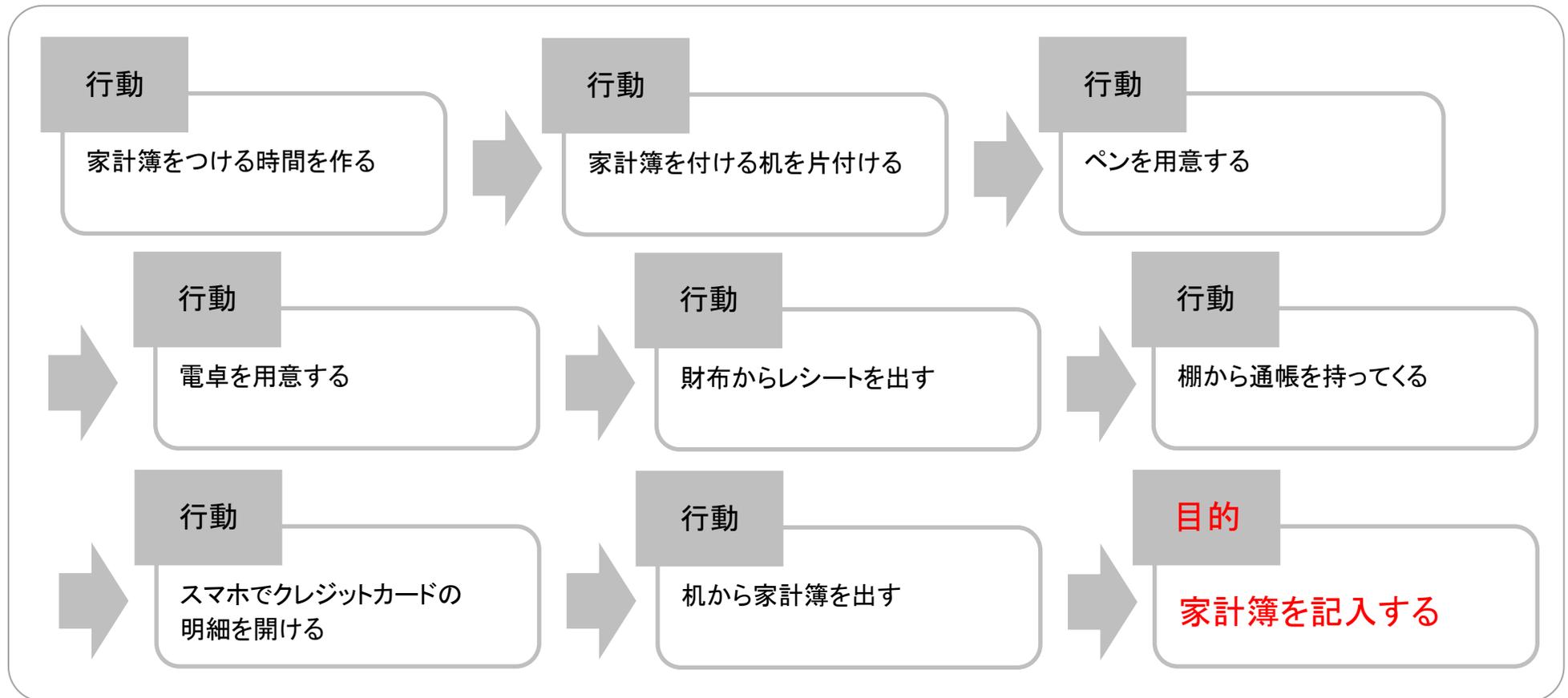
■望ましい行動は増やし、望ましくない行動は減らすために支援する

「〇〇を止めなさい」や「〇〇をきなさい」と指示や助言ではなく、まずは**その行動がなぜ起きているのかを把握**します。「どんな状況や感情のときに」「何をきっかけに」「どんな行動をし」「その結果、何が得られているのか」を分析すると助言するポイントが見えます。



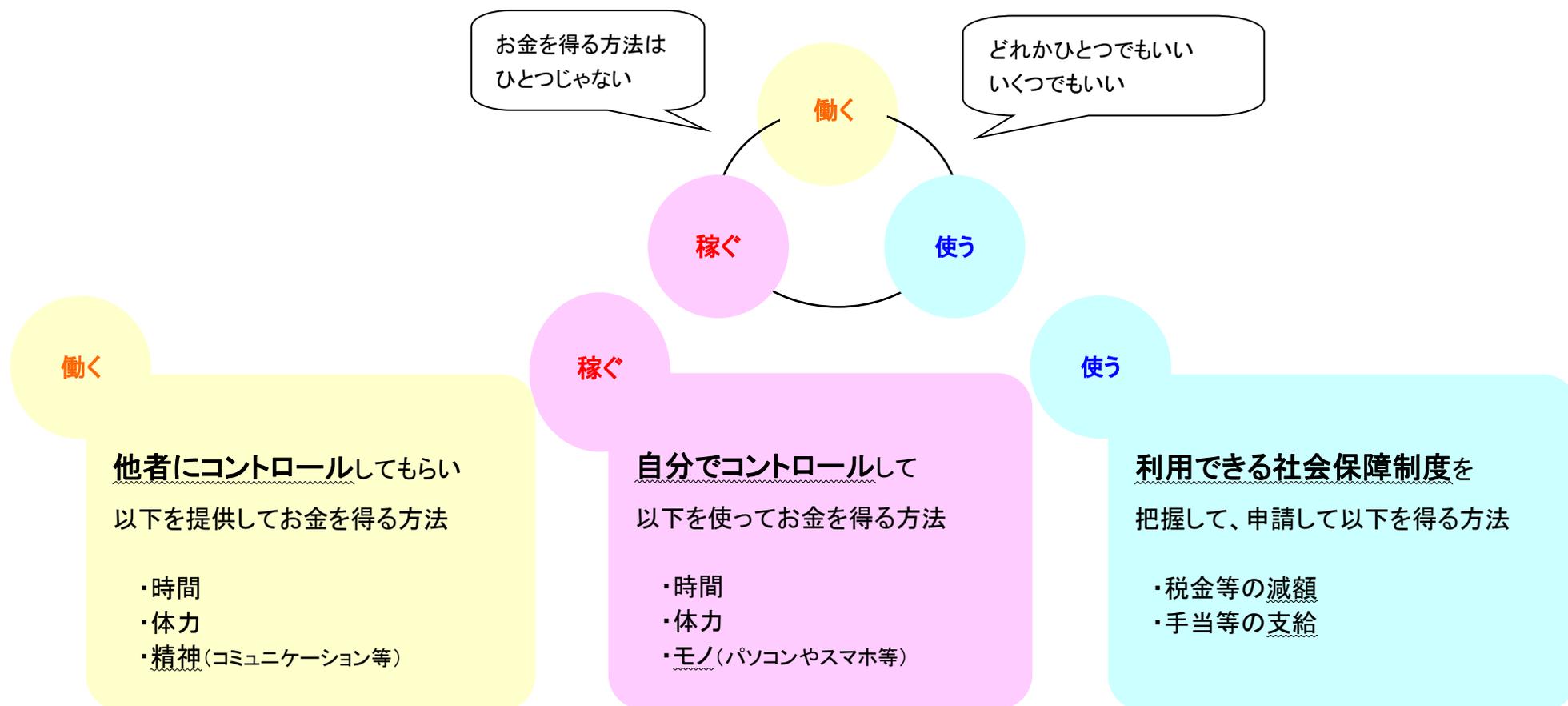
■行動の「結果」ではなく「経過」を見る ～“できているところ”に目を向ける支援～

行動を変えられたかどうかは、結果だけに目を向けていると、「○か×」や「白か黒か」のようにしか理解できなくなってしまいます。そのため、**行動の経過に目を向ける**ことが大切なので、結果に至るまでの経過のどこでつまづいているのかを相談者と一緒に考えます。**行動の経過で「どこまではできているか」「あと一歩行動を起こすためには何ができるか」を一緒に考える**ことが支援になります。



■お金を得る方法について、どんな方法があるのかも一緒に考え、働く以外の選択肢に目が向くように支援する

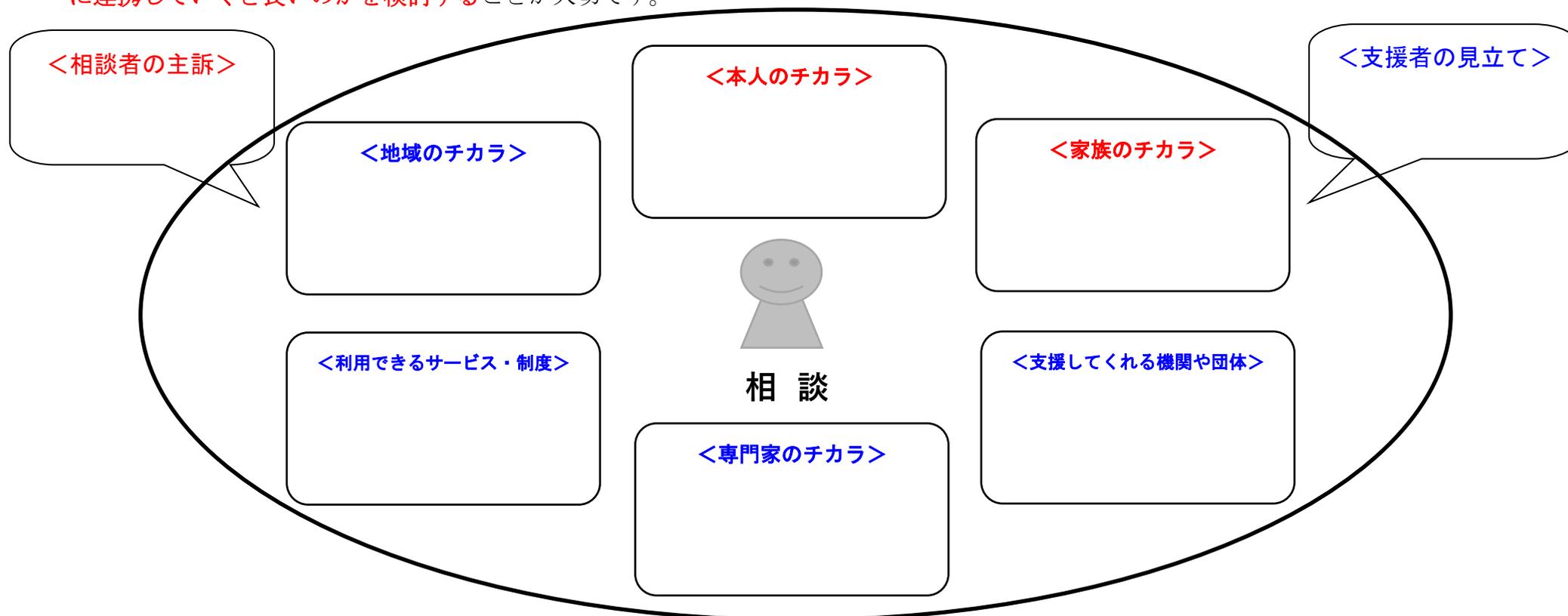
「働きさえすれば家計相談は不要」と考える人が多く、家計相談に繋がらないという支援者からの相談も多くあります。そのため、お金を得る方法についても説明し、**雇用されて働く以外の選択肢**があること、**社会保障制度を正しく理解してもらう**ことも助言します。



「家計改善支援事業」の今後の課題

■関係機関に「家計改善支援」の内容を知ってもらう必要性

本事業がスタートして7年目となり、「家計改善支援事業」は関係機関に浸透してきました。そのおかげで、相談者を繋いでくれることが増えていますが、その際に「お金が無い」という主の訴えだけを聞いて繋いでくれることが多く、家計状況や主訴の聴き取り、相談者の強みを洗い出していないことが見受けられます。そのため、家計改善支援事業でできること、関係機関ができることを共有し、どのように連携していくと良いのかを検討することが大切です。



■家計改善支援員の育成とスーパーバイズの必要性

家計改善支援に必要な知識のほか、家計管理（家計に関わる行動を自ら管理（コントロール））ができるように相談を継続して行うためのスキルが必要になります。そのため、人材育成は単発の研修だけでは不足するので、継続的な研修や日々のロールプレイングの訓練などが大切です（以下は当組合で過去に行った継続研修の募集チラシの抜粋）。

また、家計改善支援員は少数で行っていることが多く、相談相手がないなどの孤軍奮闘している地域もあるため、オンライン等を活用して気軽に相談できるスーパーバイザーの存在が必要です。活用している家計に関する資料等の共有もできると作業効率も上がります。

「家計相談支援員」になりませんか

サステイナブルなひと、
生活クラブ

社会情勢の変化に備える！
「家計相談支援員」
 養成講座と事前説明会のご案内

生活クラブでは、生活にお困りの方を対象に「家計相談支援事業」をすすめています。そこで、事業に関わる「家計相談支援員」の養成を目的とし、養成講座を開催します。また、「養成講座ではどんなことを学べるのか」、「それが自身の生活にどのよう役立つのか」などをご説明する事前説明会も行ないます。

「事前説明会」を開催します。まずはこちらにご参加ください！

事前説明会は参加無料です。お気軽にお申し込みください。
 養成講座（裏面）を受講するかどうかは、説明会に参加いただいて内容をお聞きになってからご検討ください。

【事前説明会】いずれかのご都合の良い日にお申込みください（各回とも同じ内容です）

番号	開催日	開催時間	開催場所
①	11/18(土)	10:00～11:00	生活クラブ 赤堤店
②	11/20(月)	14:00～15:00	（東急世田谷線「松原駅」徒歩1分）
③	11/20(月)	18:30～19:30	※地図は裏面参照

<締切> 11月10日(金) ※説明会の希望の日時、お名前をお伝えください

●事前説明会の参加者にプレゼント！
 事前説明会にご参加いただいた方には「収入別の支出内訳表」（総務省「家計調査」より）をプレゼントします。食費や住居費などの支出は年収の何%くらいになっているのか、年収によって税金や社会保険料がどれくらいかかるのかなど、平均的な数字がわかりますので、家計管理の参考になります。

はじめての方からベテランの方まで！

サステイナブルなひと、
生活クラブ

コロナ禍を乗り切る！
「家計改善支援員」研修のご案内

2015年4月から「生活困窮者自立支援法」に基づき、市・区役所等において、生活全般のお困りごとに対応する相談窓口が設置されました。「家計改善支援員」とは、支援のひとつである「家計改善支援事業」に従事する支援員のことです。生活クラブ東京では、2015年5月より府中市にて事業を受託し、市民を対象に家計相談を行っています。

研修では、社会保障制度や貸付制度、債務整理などの知識だけでなく、家計管理のしかたや解決したい課題の対応方法のほか、相談をスムーズに進めるためのコツなどもお伝えします。また、家族と家計に関して話し合うポイントや子どもへお金のことの伝え方などを学ぶことができるため、ご自身の生活にも役立ちます。

すでに事業に従事している支援員だけでなく、これから支援員を目指したい方も、ぜひご参加ください。

「家計改善支援員」研修の概要

全4回16時間(月1回、1回あたり4時間(13時～17時))		
回	日時	内容
第1回	10月31日(土)	相談とは何か？ / コミュニケーションの基本
第2回	11月28日(土)	支援的・問題解決的な相談の基本①
第3回	12月19日(土)	支援的・問題解決的な相談の基本② / 家計改善支援相談の実践①(制度編)
第4回	1月16日(土)	家計改善支援相談の実践②(実務編) / 相談をうまく進めるノウハウ

【対象者】 組合員・家計改善支援員・自立相談支援員・相談業に携わっている方又は関心のある方

【日時】 10月～1月までの4カ月間(月1回・土曜日・13時～17時)

【場所】 生活クラブ館 地下スペース(地図は右記参照)
世田谷区宮坂3-13-13(小田急線「経堂駅」徒歩5分)

【受講料】 **16,000円(税込)** ※研修の初回時に徴収します

【持ち物】 筆記用具

【申込】 事前予約制：メール・電話等での申込み(限定30名)
★申込締め切り★ 10月20日(火) ※先着順

■ 相談者のチカラを見つけ出し、行動できるよう支援するために学んでいること

「行動分析学」とは

◆ 1930年代に米国の心理学者 B・F・スキナーによって創始された心理学の一体系

- ・基礎科学: 行動の原因を解明し、行動の法則を発見する
- ・応用科学: 日常生活の人々の行動の問題を、基礎科学で発見された法則に基づいて解決する

◆ 行動を分析する科学

- ・分析とは、その行動をする原因を明らかにすること
- ・科学とは、行動に関する法則を見だそうとすること

◆ 行動分析学で、行動の原因を解明し、行動の問題を解決する

- ・望ましい行動は、継続できるように
- ・望ましくない行動は、軽減できるように

<一般的な考え方>

- ・見方: 授業中なのに騒いでいる
(主観的・抽象的)
- ・原因: 落ち着きのない子だから
しつけができていないから
(個人の特性に着目)
- ・対応: 静かにしなさいと怒る
(個人へ強制して止めさせる)



<行動分析的な考え方>

- ・見方: 授業中に声を出して歩いている
(客観的・具体的)
- ・原因: 授業が中断するから
みんなに注目されるから
(環境(周り)の変化に着目)
- ・対応: 授業を続ける、注目しない
(行動後の環境を変える)

■『行動分析学』の3つの原理を使って、行動できるよう支援する

メリットがあれば行動は継続する

「強化の原理」

- ・行動すると欲しいモノやコトが得られると行動する
- ・行動すると嫌なモノやコトが無くなると行動する

面倒なことはやらない

「行動コストの原理」

- ・行動するためのハードルがあると行動は抑制される
- ・たった一歩だけ歩くことも、振り向くこともハードルになることもある

すぐに結果がでないと続かない

「チリが積もるまで時間がかかる原理」

- ・行動した結果がすぐに表れれば行動するようになる
- ・行動した結果が先になればなるほど行動しなくなる

■『解決志向短期療法』の考え方から、「なぜ？」と理由を聞くのではなく、その行動を再現できるように「どのようにできたのか？」を聞く

「中心哲学」

- ・もし、うまくいっているのなら、
変えようとするな
- ・もし、一度やってうまくいったなら、
またそれをせよ
- ・もし、うまくいっていないのであれば、
(何でもいから) 違うことをせよ

「発想の前提」

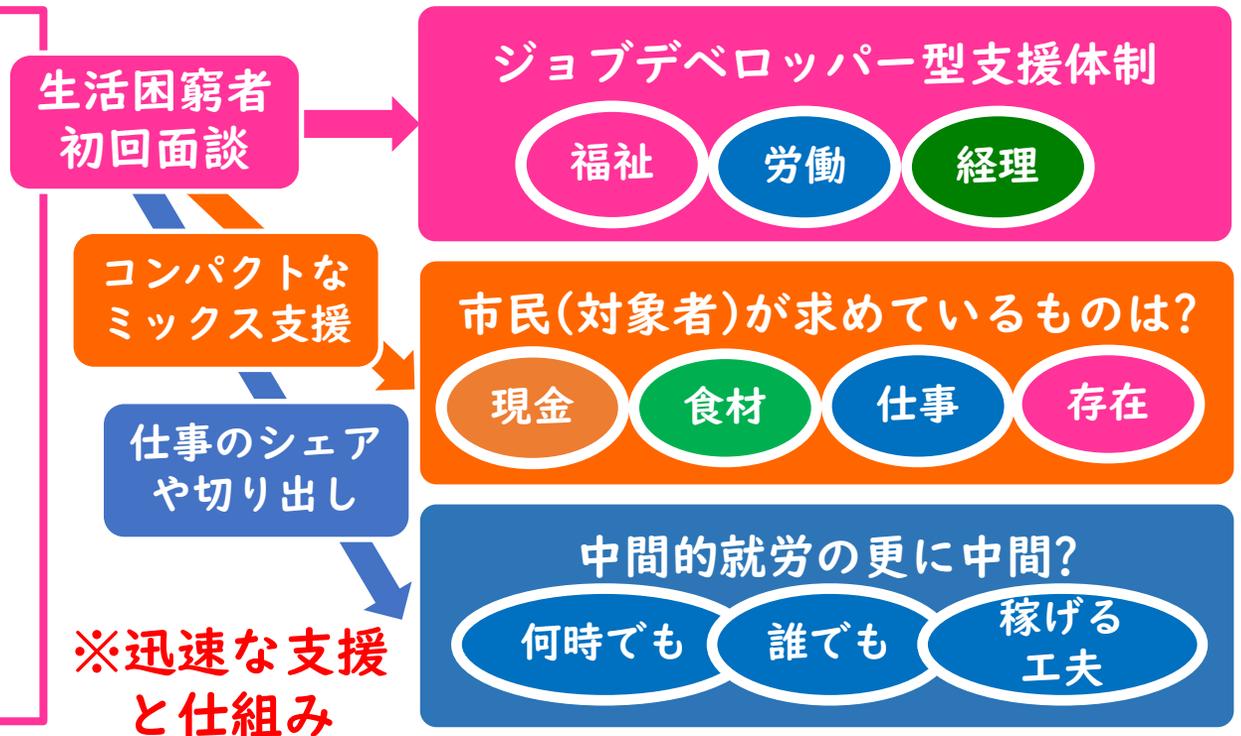
- ・変化は絶えず起こっており、そして必然である
- ・小さな変化は、大きな変化を生み出す
- ・「解決」について知るほうが、問題と原因を把握することよりも有用である
- ・クライアントは、彼らの問題解決のためのリソース(資源・資質)を持っている
クライアントが、(彼らの)解決のエキスパート(専門家)である

就労(自立)に向けた準備を 必要とする方への支援の在り方

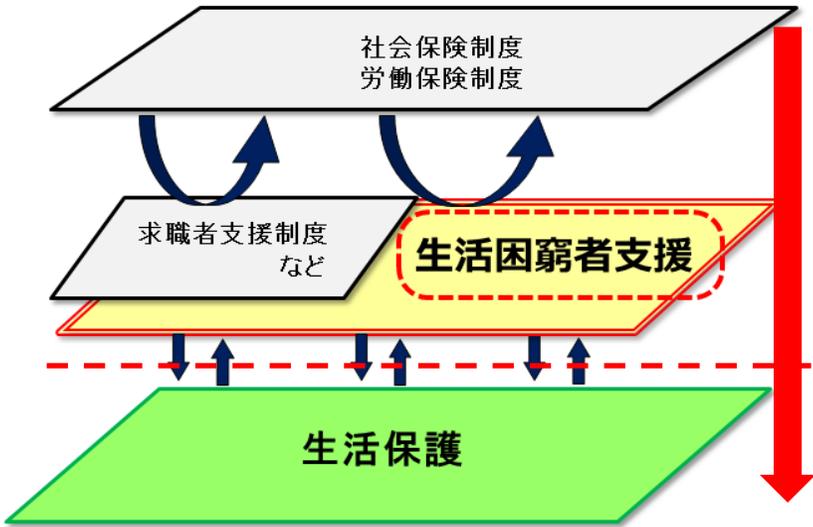
企業組合伊丹市雇用福祉事業団

ご近隣には状況を知られたくない。
 ギリギリまで他人に迷惑やお世話にならないよう自主的回避を望むが…。
 ただ、本当に八方ふさがりになったときに駆け込む場所が
 地元にあるのか？ 無いのか？ その相談に応じることができるのか？
(課題1) 未実施自治体、広域対応のタイムラグ → タイミングを逃さない

- ① 複合的課題を抱える市民
(疎外感 → 孤独 → 社会的孤立)
- ② 寄り添い支援策
(不安の解消、互いの信用)
- ③ 就労自立の仕組み
(居場所づくり、資金提供…)



【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



- ・失業者、無業者
 - ・ライフライン停止
 - ・ホームレス
-
- ・病気、怪我、治療

※働ける人はみんな働き自立できる
セーフティネット!!

働いた対価を現金で得る
(負債を踏み倒さず、身体で返す癖)

人手不足に対して、相談者は増加?
(公共事業の担い手不足と切り出し)

無業者を育成し、地元労働者へと導き、
納税者として社会を支える側へ



「課題の解消：伊丹版(2008～、2015～)」

- ①対象者の呼び水 = インセンティブ効果
- ②地域資源の活用 = 公的就労支援
- ③地域経済循環 = 労働者育成、税収効果

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 <<必須>>

本人の状況に応じた支援

- 【居住確保支援】 ◆居住確保給付金の支給 <<必須>>
再就職のため居住確保が必要の方 住居を失った方に対し、家賃費用を有期で支給し就職を支援
- 【就労支援】 ◆就労準備支援事業 <<任意>>
就労に向けた準備が必要の方 就労に必要な訓練を有期で支援し就労機会を提供
◆就労訓練事業
柔軟な働き方を必要とする方 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)
- 【緊急的な支援】 ◆一時生活支援事業 <<任意>>
緊急に衣食住の確保が必要の方 住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- 【家計再建支援】 ◆家計相談支援事業 <<任意>>
家計から生活再建を考える方 家計の「見える化」と家計管理の意欲を引き出す相談支援を実施
- 【子ども支援】 ◆子どもの学習支援事業 <<任意>>
貧困の連鎖の防止 子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者への助言を実施

(注) 福祉事務所設置自治体が、必ず実施しなければならない事業を「必須」、地域の実情に応じて実施する事業を「任意」と記載
(厚生労働省公表資料に基づき作成)

【生活困窮者自立支援事例(伊丹版：緊急雇用)】

※数日で困窮を回避する
プラン対象外の対応



※面談時、仕事があれば…身体で返せるものなら…職場をご案内～。

世帯所得確認

- ・扶養103万円
- ・基礎控除38万円

慢性的体調変化

- ・視覚、聴覚
- ・就労可否

日常の状況把握

- ・本来の悩み
- ・就労可否

すべてを委ねた方は、
自立が早いですよ！
信用してください！！

市役所を信用してなかった。
そこまで助けてくれるの？
伊丹市民で良かった！

すべてを話せてスッキリした。
明日もよろしくお願いします！！
続けて来て良いですか？



【生活困窮者自立支援事例(伊丹版：認定就労訓練 雇用型)】

※生活に応じた就労
電子機器の提供
(ワクチン受付不可能)



国際交流センター
26歳女性(夫休職)
他市から引っ越し
言葉が話せない



福祉課
事前相談
→ 住所移転
→ 職場検討
→ 職場見学



翌日15:00
初回面談
2日目就労開始
行政職業紹介
→ 週29時間労働(ビザ)
→ 日払い、日雇い
同郷者の居る現場に配置



介護施設清掃



夜電話相談
40代单身
所持金4千円
ライフライン
停止(失業中)



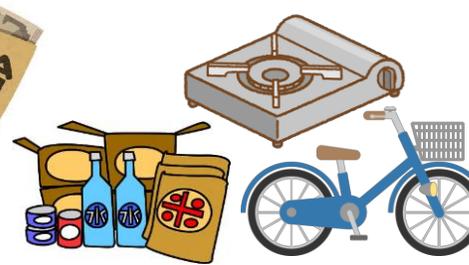
9:00福祉課
コロナ給付金?
失業保険?
生活保護?
現金が欲しい!!



9:30面接
携帯貸出し
職場見学
就労契約
食料提供



昼プラン会議
→ 安否・出勤確認
→ 日雇い日払い
→ 継続就労支援
→ 現金を使わない



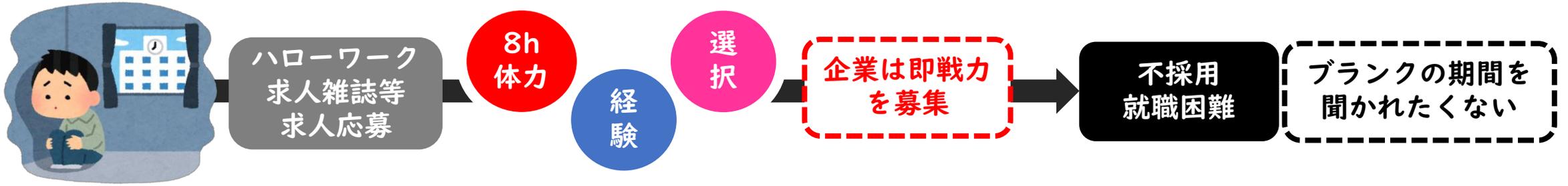
翌日就労開始
→ コミュニケーション
→ 滞納未納解消
→ 家計支援(再就職資金)任意
→ 食料継続支援



樹木剪定作業



【長期離職者、就労未経験者の居場所づくりと就労意欲の向上】



ひきこもり調査

40歳未満…54万人、40歳以上…61万人
ひきこもり…115万人+予備軍

国民の1%
石川県
全人口相当

令和2年新成人120万人 ▶ 伊丹市の新成人2000人
2000人が就労不可? ▶ 地域経済効果、自治体財源

※人材の掘り起こし 促し方で社会参加



【就労準備支援事業(長期離職者、就労未経験者)】

2021年度 伊丹市就労準備支援事業(企業組合伊丹市雇用福祉事業団) 実施報告

													(Wワーク)
対象者	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	利用者数
生活保護受給者	3	2	3	2	1	2(3)	3	3	4	4	6(7)	6(7)	39
生活困窮者	13(15)	9(10)	12(13)	14	12	12(13)	13(15)	10	16	12	13(18)	13(18)	149
合計	16	11	15	16	13	14	16	13	20	16	19	19	188

対象者	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	利用日数
生活保護受給者	24	20	26	13	3	8	20	13	11	11	41	76	266
生活困窮者	67	36	104	116	123	97	90	78	84	106	122	166	1189
合計	91	56	130	129	126	105	110	91	95	117	163	242	1455
月/平均日数	6	5	9	8	10	8	7	7	5	7	9	13	

- ① ドアtoドア (アウトリーチ)
 - ② 自力で来ることから
 - ③ 短時間参加
 - ④ 午前、午後どちらか
 - ⑤ 1日作業体験
 - ⑥ 受入れ企業訓練開始
- ※概ね、週20時間以内
※職種の見込みが増加

【認定就労訓練事業(生活困窮者)】

2021年度 認定就労訓練実施(例) 企業組合伊丹市雇用福祉事業団

													(Wワーク)
対象者	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	利用者数
ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活困窮者(非雇用)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
生活困窮者(雇用)	3	3	3	2	1	2	1	2	2	2	4	3	28
緊急雇用	0	5	5(6)	5(6)	6(7)	7(8)	6(7)	8(9)	7(8)	7(9)	5(7)	11(14)	72
合計	3	8	8	7	7	9	7	10	9	9	9	14	100

対象者	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	利用日数
ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活困窮者(非雇用)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0	0	10
生活困窮者(雇用)	35	39	45	18	19	27	17	28	37	34	48	25	372
緊急雇用	0	35	58	62	62	75	83	63	94	81	63	144	820
月/就労日数	35	74	103	80	81	102	100	91	133	123	111	169	1202
給与等支払総額	226,600	478,150	675,225	495,915	547,875	607,525	657,775	586,875	742,200	649,925	627,800	953,650	7,249,515

- ① 軽微な仕事づくり
 - ② 精神的負担軽減
 - ③ 日払い→週、月変更
 - ④ 生活資金の安定
 - ⑤ 再就職資金づくり
 - ⑥ 週1無料職業紹介
- ※概ね、週30~40時間以内(雇用保険適応)
※ブランクの解消
※キャリアチェンジ

【特長、特性を見極めた就労マッチング】

福祉的就労

就労までの段階的な支援施策課題

- ①身体を動かし、悩みが一時的解消する場の提供
- ②金銭で解決する困窮相談
- ③状況下に対応した、支援のタイミング

生活に困窮
現金提供他

就労訓練(企業体験)

就労体験(軽作業)

就労準備

認定就労訓練

雇用型就労

出口

無料職業紹介

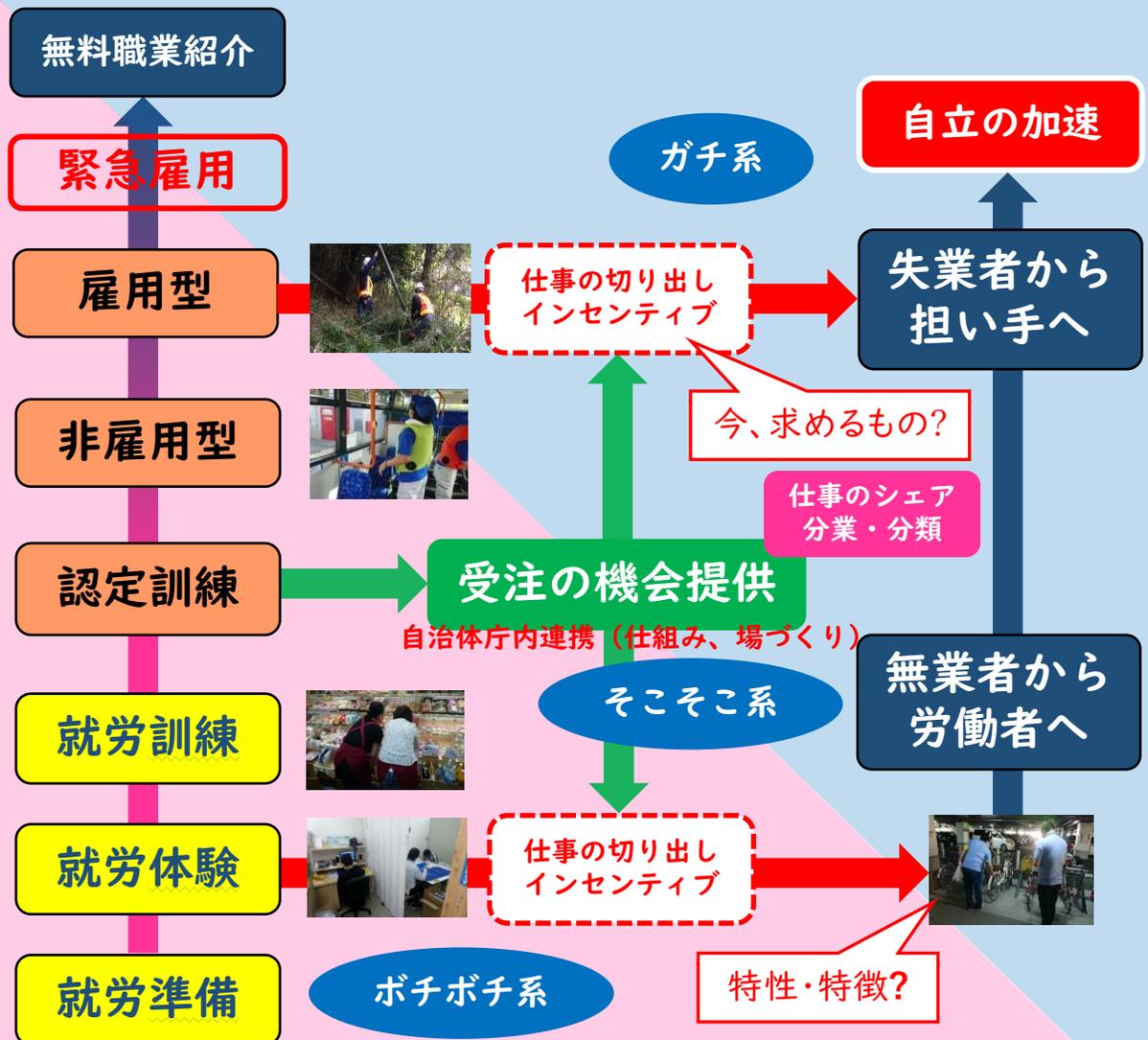
緊急雇用

雇用型(30h未満)

非雇用型(20h未満)

サポート

- ①お金が無く、食べてない
- ②仕事が欲しい、したい
- ③自力で自立が困難
・困窮者へ交通費も出ない



自立の加速

失業者から
担い手へ

無業者から
労働者へ

ガチ系

今、求めるもの?

仕事のシェア
分業・分類

そこそこ系

仕事の切り出し
インセンティブ

特性・特徴?

ボチボチ系

心身の困窮
農福連携等

入口

課題1 事業資金と賃金に繁栄

複数自治体から悩み相談

- ・実施したくても、財政難で予算が無く開始できない
- ・予算額が低く、地元の事業所が手を挙げない



ふるさと納税(寄付)の活用

- 寄付金の用途から探す
- 教育・文化・スポーツの振興
 - 子育て支援
 - 自然環境保護
 - 地域産業の振興
 - 社会福祉・医療・健康
 - 観光
 - 景観・まちづくり
 - 防災
 - その他の用途

雇用対策・担い手育成(選択肢を追加)

支援活動の普及啓発

居場所

事業化、仕事づくり(賃金)

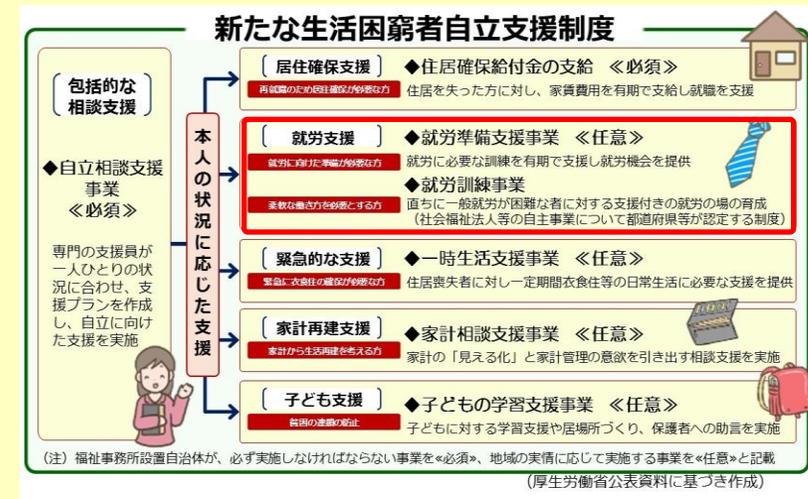


自治体の持ち出しゼロ
任意事業開始計画

課題2 コンパクトな包括的支援

対象者の軽減

- ・たらい回しにせず、|窓口|事業所(担当者)が集約
- ・就労にのみ集中させ、就労から包括支援(事故防止)



就労支援+食材のコーディネート(ロス+寄付+調達)
就労支援+家計支援、生活必需品の提供等緊急支援策

全国の対象者、団体から相談

- ・自治体が未実施で窓口が無い
- ・自宅から支援窓口が遠い
- ・働いて自立したいが生活保護に流されてしまう

自治体職員の相談

- ・専用車両等の経費が無く、窓口で待機している
- ・制度を知らず、支援方法が不明のまま運営している

課題3 地域でwinwinの関係

認定就労訓練事業所からの報告

- ・自治体から該当者が居ないと複数年ゼロが続いている
- ・事業所独自の奉仕では、対象者の受け入れに限界がある
- ・該当しない措置が多く、普及しづらい

認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税目	平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

- ※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。
- ※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 生活困窮者自立支援法の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の追加を検討。

- ・情報発信が自治体止まりになっており、温度差が激しい
- ・全国の具体的事例を認定事業所や支援団体等へアナウンス
- ・賃金、インセンティブを提供した割合で税制措置を検討

認定就労訓練事業者への優先発注



地方自治体の庁内連携

- ・福祉課を主に、他部課と「我がごと丸ごと」地域支援策
- ・困窮者等の発見につなげる情報共有網(水道局等)
- ・相談者の増加、公共事業の担い手不足マッチング
- ・民間事業所と伴奏した経済的支援から自立促進
- ・若者、困窮者、障がい者、高齢者等を分類しない
「地域共生型社会(総合福祉)」政策へシフトする

やる?やらない?は自治体次第。

ただ、生活困窮者自立支援制度の活用次第では、地域経済の再生(自治体財政)の鍵を握り、何処で発生するのか予知できない災害対策を含め、複数の社会的課題が解消し、将来を左右する取り組みとなることが予想される。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会WG
事業の在り方検討班(第1回)

(就労支援/家計改善支援/生活保護との関係/ハローワークとの連携)

座間市福祉部生活援護課 林星一



ハローワークとの連携から

今回のプレゼンに際して
「チーム座間」のメンバーから
意見聴取を行いました。



「ハローワークからの意見(メール内容のコピー)」

自治体毎に格差を感じています。※以下の問題点は座間市はありません。

住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の方がハローワークに来る意味を理解していないケースがあります。

自営業者や在職者の方が押印の為だけに来る、HWでの相談は必要ないと話す状況もあります。

そのような方には、長期に渡り支援を受けており、転職も視野に入れてハローワークに相談に来ていただいている事を説明しております。

また住居確保給付金が雇用保険などの収入などがあり手続き出来なかった方など、生活困窮者として自立相談支援事業の対象者に出来ないか連絡しても、支援対象外と言われたケースもあります。

自治体によって対応(解釈)が異なり、支援対象者も違う様に感じます。

(中略)

生活困窮者の方の早期就業には、各自治体とハローワークの連携は必要不可欠なものと考えています。

住居確保給付金・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の求職活動要件に関する内容も含むが……。

「自治体によって対応(解釈)が異なり、支援対象者も違う様に感じます。」



複数の自治体と連携する現場の意見として重く受け止めました。

座間市生活困窮者自立支援事業

神奈川県 座間市

【人口】 130,716人

【世帯数】 60,175世帯

(令和3年4月1日現在)

【面積】 17.57km²(4キロ四方)

【相談支援状況】

(令和元年度) 新規相談受付 487件

⇒月平均 31.2件 (人口10万人当たり)

※ (参考) 全国平均

月平均 16.2件 (人口10万人当たり/令和元年度)

令和2年度新規相談受付

(4月～3月) 1300件



年齢・属性を問わず
幅広く相談を受け止める。
⇒「断らない相談支援」



座間市 福祉部

福祉長寿課

障がい福祉課

経理係

生活援護課

自立サポート担当

生活援護第1係

生活援護第2係

生活援護第3係

福祉部 生活援護課 生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)
無料職業紹介事業
生活困窮者自立支援制度助言弁護士
PSWによるアウトリーチ支援
フードバンクへの相談補助員配置

家計改善支援事業

就労準備支援事業

子どもの学習・生活支援事業

子ども健全育成支援員の配置
「居場所・学習支援の場づくり(地域づくり)」

一時生活支援事業 地域居住支援事業

ひきこもりサポート事業(居場所)

任意事業開始の状況

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業 (H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

無料職業紹介事業 (H27.11~)

家計改善支援事業 (H28.7~)

就労準備支援事業 (H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業

(相談員配置 H27.4~/居場所づくり H30.7~)

一時生活支援事業

地域居住支援事業 (R2.4~)

(居住支援推進事業 R1.7~R2.3)

自立相談支援事業 (アウトリーチ支援) R2.8~

ひきこもりサポート事業 (居場所)

(R3.6~)



庁内連携等による自立相談支援事業の利用勧奨

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化
初回アセスメント115件中 446個の課題 (H30年度)

→1人当たり **3.88個**

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「断らない相談支援」
自立相談支援事業で
受け止める

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係

「無料職業紹介事業」
・就職活動困難

「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)

「一時生活支援事業/地域居住支援事業」
・住まい不安定

相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい！

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない課題の
解決のために地域の方々に協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



個別支援がつなぐ「ご縁」から生まれた「チーム座間」

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み

「チーム座間」

「座間市生活援護課 自立サポート担当」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)

「座間市社会福祉協議会」

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協」

(就労準備支援事業)

「厚木公共職業安定所(ハローワーク)」(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「認定NPOきづき」「(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘」(認定就労訓練事業)

※障害福祉サービス事業所

「社会福祉法人中心会ユニバーサル就労支援事務局」(社福公益事業)

「NPO法人ワンエイド」(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク)

「神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

「相談オフィスわ〜くすけあ」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

「社会福祉法人足跡の会」(助葬事業/相互提案型協働事業)

「株式会社シグマスタッフ」

(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)

※支援調整会議 (定例) 毎月1回、支援体制の検討・情報交換等実施

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」とされています。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかってきました。目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていきました。

そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の「チーム座間」です。

ハローワークとの連携強化のために 「令和2年度/全国・県内との比較」から

「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(令和2年度)」(全国)との比較

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 当たり	人口 10万人 当たり	人口 10万人 当たり	人口 10万人 当たり	人口 10万人 当たり	人口 10万人 当たり	(就労支援 対象プラン 作成者分 (⑤))	(就労支援 対象プラン 作成者分 (⑥))			
座間市	1,300	83.3	459	29.4	228	14.6	112	101	7	7	47%
都道府県 (管内市区町村含む)	439,743	47.2	76,575	8.2	43,137	4.6	12,169	8,571	6,404	2,876	27%
指定都市	209,685	63.6	46,341	5.0	23,172	2.5	4,903	3,360	4,091	2,194	24%
中核市	136,322	50.9	16,100	1.7	9,736	1.0	3,483	2,571	1,428	867	35%
全国	785,750	51.4	139,016	9.1	76,045	5.0	20,555	14,502	11,923	5,937	27%

「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(令和2年度)」(都道府県別)との比較

	対象 地区 人口 (31.1.1)	新規 相談 受付 件数	10万人あ たり	プラン 作成 件数	10万人あ たり	法に基づく事業等利用件数						その他		(参考) 生活保護 世帯数 (R3.4)
						住居 確保	一時 生活	家計 改善	就労 準備	就労 訓練	自立 就労	生活 資金 貸付	生保 就労 自立	
神奈川県 (政令市・中核市除く)	2,819,654	16,644	49.2	2,373	7.0	691	26	494	68	6	620	650	488	28,005
座間市	129,912	1,300	83.3	459	29.4	84	4	284	20	2	174	121	143	1,847
構成比	4.6%	7.8%	-	19.3%	-	12.2%	15.4%	57.5%	29.4%	33.3%	28.1%	18.6%	29.3%	6.6%

(生活保護データ出典:政府統計/被保護者調査、「令和3年度保健・福祉の概要」(座間市)より)

個別支援を通じて、ハローワークとの連携強化を図るためには、平成30年10月30日発出連携通知「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について」、

「3. 自立相談支援機関と公共職業安定所の更なる連携による生活保護等受給者就労自立促進事業の活用促進について」が特に重要と考えます。

都道府県別データと本市の比較においては、県全体の新規相談受付件数の内、本市の割合は、**7.8%**です。

「プラン作成件数」は県全体の件数のうち、**19.3%**、「生保就労自立」は**29.3%**が県全体の利用件数のうち、本市分です。

※令和元年度(本市/県全体)
プラン作成件数 **206/1274(16.2%)**
生保就労自立 **104/315(34.1%)**

プラン作成状況はハローワークとの連携状況に影響を与えている可能性があると考えています。



ハローワークとの連携において「生活保護受給者等就労自立促進事業」は欠かせません。
(「支援調整会議の開催」、「自立支援計画」(プラン)の写し・「要請書」・「個人表A」の送付等要)

「プラン作成⇒支援要請」が可能となる体制整備のため、自立相談支援事業の国庫負担額/人口規模別基本基準額を**69%**引き上げる必要があるのではないかと考えます。

支援状況「令和2年度/令和元年度との比較」から

生活援護課 自立サポート担当

令和2年度 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

都道府県		神奈川県		自治体		座間市							人口10万人 換算	年間 合計	(参考) 令和元年度 年間合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
新規相談受付件数(総数)		213	187	120	89	107	89	65	68	52	91	101	118	83.3	1,300	487
プラン作成件数(総数)		47	56	37	17	39	53	34	19	30	46	40	41	29.4	459	206
就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を 目標にしている)		27	29	28	16	16	29	8	7	17	24	16	11	14.6	228	108
法に 基づく 事業等 利用 件数	住居確保給付金	8	18	17	4	10	4	3	3	4	6	4	3	5.4	84	16
	一時生活支援事業	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0.3	4	0
	家計改善支援事業	22	26	8	7	23	44	28	11	19	30	34	32	18.2	284	77
	就労準備支援事業	5	5	1	1	0	0	1	1	2	2	0	2	1.3	20	27
	就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1	2	0
その他	自立相談支援事業に よる就労支援	24	26	25	12	11	11	8	8	14	22	12	1	11	174	125
	生活福祉資金等による 貸付	0	0	0	0	0	0	20	10	17	16	27	31	7.8	121	3
	生活保護受給者等 就労自立促進事業	22	23	20	8	10	7	6	5	12	16	13	1	9.2	143	104
一般就労者数 (就労支援対象プラン作成者分)(A)		5	3	8	10	13	10	8	14	8	6	8	8	6.5	101	40
増収者数 (就労支援対象プラン作成者分)(A)		0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.4	7	12

単位：件、回、円

生活援護課調

住居確保給付金

年度	支給開始世帯数			支給 回数	総支給額		
	単身世帯	複数世帯	合計		単身世帯	複数世帯	合計
28年度	8	8	16	41	798,000	921,200	1,719,200
29年度	8	10	18	47	800,000	1,247,100	2,047,100
30年度	10	5	15	54	1,377,000	873,000	2,250,000
元年度	7	4	11	27	607,000	382,500	989,500
2年度	129	90	219	1,038	21,629,000	21,321,240	42,950,240

- ・自立相談支援事業(直営)
(生困制度専従職員:事務担当兼務)
主任相談支援員 1名
相談支援員 1名
(会計年度任用職員 4日/週)
相談支援員 2名
就労支援員 2名
住居確保給付金 1名

新規相談者数の急増に伴い、
就労準備支援事業を除くすべての項目で、
支援決定の増加が見られた。

特に自立相談支援事業と生活福祉資金
特例貸付が連携する際、家計改善支援事
業の利用をプランに組み込むことが増え、
家計改善支援事業の利用が大幅に増加
した。

<家計改善支援事業の利用率>

令和元年度
プラン206件中 家計利用 77件(37.4%)
令和2年度
プラン459件中 家計利用284件(61.9%)

⇒コロナ禍の相談支援において
不可欠な事業になっている。

就労支援について

生活困窮者自立支援制度を活用した多様な就労支援メニューの整備

社会とつながることに不安がある

働くための準備が必要

働きたいけれども働くことが難しい

就業条件等の調整が必要

求職活動に支援が必要

自力で求職活動できる。

アウトリーチ支援

ハローワーク・生保等就労促進事業(H27～)

無料職業紹介事業(H27～)

ユニバーサル就労支援(社福・中心会)(H27～)※連携開始

認定NPOきづき・県央福祉会(認定就労訓練事業)(H30～)

就労準備支援事業「はたらっく・ざま」(H29～)

座間市生活援護課の就労支援について

もともと生活保護制度の「自立支援プログラム」として、就労可能な被保護者を対象に就労支援員により、ハローワークや求人広告等の求人と求職者をつなげるといった支援が行われていた。

生活困窮者自立支援制度開始以降、自立相談支援事業で受け止める、多様な就労に関する相談に対応するため、ハローワーク・就労ナビゲーターとの連携強化、無料職業紹介事業や求人開拓、(社福・中心会)ユニバーサル就労支援事務局、認定就労訓練事業所との連携、就労準備支援事業の実施に取り組み、支援メニューの拡充を進めてきた。

支援メニューの一部は、生活保護制度の就労支援においても活用可能な社会資源になってきている。

被保護者就労支援事業とも連携

就労支援における連携について

個別支援を行いながら、求人開拓・プログラム開発など、地域における就労支援の強化に向け、各就労関連事業は相互に連携・協働しながら、取り組んでいる。

「ハローワーク」

支援調整会議(定例:月1回)に、「生活保護受給者等就労自立促進事業」の生困担当就労支援ナビゲーターが出席。

就労支援員と就労支援ナビゲーターの間では

- ・就労支援に関する支援要請
 - ・求職活動状況の提供・共有
 - ・支援対象者の積極的誘導
- といった連携が日常的に行われている。

「無料職業紹介事業」(生活援護課)

令和3年4月	有効求人数	49人
	有効求職者数	13人
	新規求職申込件数	9件
令和2年度	常用就職件数	19件

自立サポート担当が中心となって運用・求人開拓。開拓した求人企業が就労準備支援実習先としても協力。逆に就労準備支援事業が開拓した実習先から求人が出ることもあり相互連携が行われている。(求人内容の共有など被保護者就労支援事業とも連携)

「社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局」

「働きたくても働けずにいる人」への就労支援を社会福祉法人の公益的な取り組みとしてエリアを問わず実施。

施設での体験実習によるアセスメント等、就労支援について幅広く連携。「はたらっく・ざま」と協働し、地域向けセミナーなども開催。



就労準備支援事業 「はたらっく・ざま」



就労支援員(自立相談支援事業)やハローワークと連携したプログラムを実施。就労支援員から自立相談支援事業の就労支援について話を聞いたり、実際にハローワークで、就労支援ナビゲーターの指導のもとハローワークの利用方法や検索機の説明を受けたりといった連携が行われている。

認定就労訓練事業

県が実施する「生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」のマッチングコーディネーターと就労支援員(自立相談支援事業)が連携し、相談者の状況に合わせた就労訓練先の開拓を行っている。

市内2か所の障害福祉サービス事業所兼認定就労訓練事業所では、就労準備支援事業からの就労訓練の受け入れが実施されている。

就労支援に関する意見

「認定就労訓練事業/マッチングコーディネーター」

①認定就労訓練事業「雇用型」について

社会貢献意識に頼る開拓手法では限界を感じています。一時的に調整が叶っても理解ある担当者の異動などにより白紙になってしまうケースも珍しくありません。

企業側の求人ニーズに寄り添った採用プロセスの提案等で認定訓練事業所の開拓までは漕ぎつけられますが、「雇用型」の実施に向けたメリットが乏しい状況です。

当初から掲げられた「優先発注」等の実現に向けて自治体の体制作りが加速する制度設計に期待します。

②特定求職者雇用開発助成金について

法人が就労訓練事業で対象者を受け入れた後、同対象者の雇用に臨む際、訓練事業での受け入れ実績が原因で特開金の使用が出来ません。

助成金の使用可否を含む条件詳細について、ガイドラインの整理が必要ではないかと考えます。

「中心会ユニバーサル就労支援事務局」

民間の法人で就労支援活動をしており、この制度が始まった当初から、担当する自治体の方々と連携することが多くあります。当初から画期的な制度だと感じ、その素晴らしさも理解していますので、あえて今後に向けての希望を述べたいと思います。

①地域格差について

複数の自治体と連携して活動していると、地域差がかなり大きいと感じます。就労支援に関しては、ハローワークを案内するだけ、というところさえあります。住んでいる地域によって、支援メニューや受けられるサービスに大きな差があるのはやはり問題だと思います。ある市のサービスが充実していないとしたら、近隣の他市のサービスを利用できるような柔軟な運用方法があってもいいのではないかと思います。

②就労支援の質

この制度で、「最低限」どこまではやるべきなのか、市民はどれだけのサービスが期待できるのか、ある程度のガイドラインも必要だと思います。質の向上をどう図っていくかも、考えていく時だと思います。

③相談員の相談先、現場への専門的助言

相談員の相談先があれば、相談員の大きな支えになり、支援力の向上につながると思います。

適切な支援方法や改善方法についてアドバイスできる専門家が相談にのってくださることが理想だと思います。

就労準備支援事業「はたらっく・ざま」 (座間市就労準備支援事業共同企業体)

「一般就労と福祉就労」、「正規と非正規」といった分け方を超えた「働き方」の概念づくり

これは目指す理想的なもので、実現化は簡単にはできませんが、病気や障害など困難を抱えている人たちの多様な課題に柔軟に対応できる働き場が不足していると思います。

誰もが地域で働き社会参加できるまちづくりを目指すためには、一般就労と福祉就労、正規・非正規の分け方を超えた「働き方」の概念づくりを考えたいです。

その他意見

・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給恒久的な措置とするとともに、職業訓練受講給付金における児童扶養手当・児童手当の取り扱いを、住居確保給付金でも同様に行うようにしていただきたい。

・求職者支援訓練について

地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関との連携方策等について、連絡調整及び検討を行う場である「地域訓練協議会」に都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局が参加し、訓練ニーズについて生困の現場の声を伝えるなどの、連携強化が必要ではないかと考えます。

家計改善支援事業における連携について

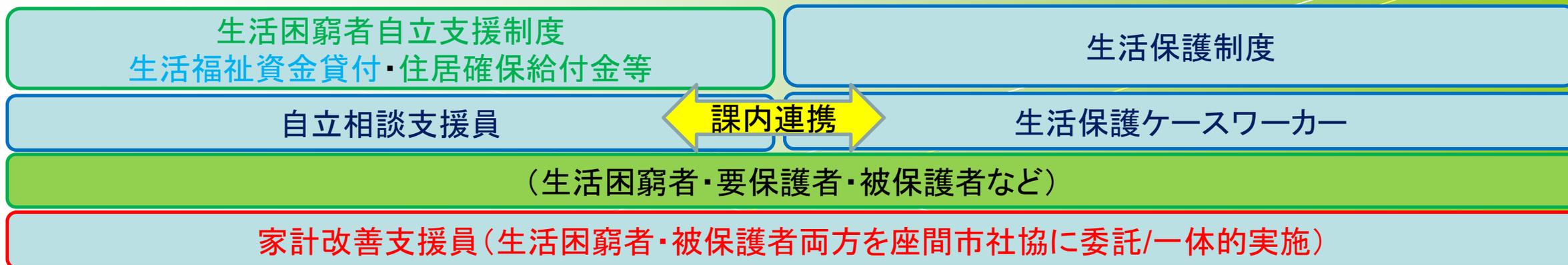
＜コロナ禍において見えた家計改善支援事業の効果＞

生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度など制度間連携の強化、市/生活援護課と座間市社会福祉協議会/生活相談課との連携強化につながった。

	生活保護	自立相談支援事業	座間市社会福祉協議会/生活相談課 (家計改善支援事業/生活福祉資金貸付)	
市/生活援護課 生活援護1~3係 (CW24名)	—	課内 連携(市)	被保護者 家計改善支援事業	生活福祉資金貸付 必要に応じ連携
市/生活援護課 自立サポート担当 (自立相談支援員4名)	課内 連携(市)	—	生活困窮者 家計改善支援事業	生活福祉資金貸付 必要に応じ連携

「家計改善支援事業」意見

- ・生活福祉資金貸付については、すべての資金について家計改善支援の活用が必要と思われます。
- ・様々な支払の滞納について、似家計改善支援事業の利用を条件とした支払猶予や減免制度が考えられないかと思えます。
- ・日常生活自立支援制度非該当だが、金銭管理ニーズがある場合等の対応が必要になっています。



自立相談支援事業と連携し、家計を切り口として相談者の生活課題を複眼的に把握できるといった効果により、世帯への包括的な相談支援のために家計改善支援事業は欠かせない事業となっている。令和2年度から開始した被保護者家計改善支援事業においてもCWと連携することで同様の効果があることが見えてきている。

コロナ禍、家計改善支援事業(生困・被保護者)は、生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)・特例貸付・生活困窮者自立支援金・生活保護等の制度横断的な伴走支援を実施した。

生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について

「資料及び議論の枠組みに対する違和感」について

生活保護法 (昭和25年法律第144号)		生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)
第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	『改定増補 生活保護法の解釈と運用』 (第一条の要旨について)P88	左記との対応について
	第一 この法律は、国民で生活に困窮するものの最低生活を保障しようとするものであること	第一条 (目的)
	第二 この法律による保護は、国の直接責任において行われるものであること。	第四条 (市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)
	第三 この制度の目的は、この法律により保護される者の最低生活を保障すると共に、自立を助長とするものであること。	第一条 (目的)
※「生活保護受給者に対する自立の支援」についての理念規定は？		第二条 (基本理念) 「生活困窮者に対する自立の支援は～」 (第一項、第二項)

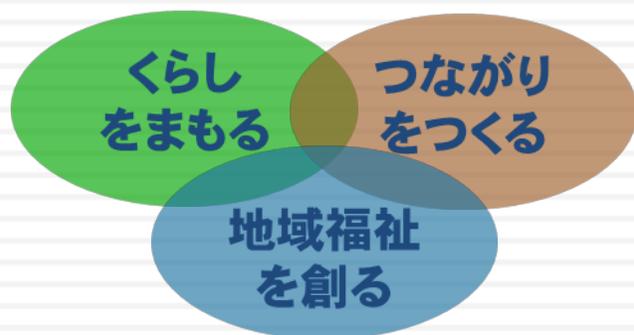
資料3・P2の表で対置されている条文についてはさまざまな考え方ができるのではないかと考えます。
 例えば、生活困窮者自立支援法第4条は、生活保護法の第1条と対置されるといった考え方も出来るのではないのでしょうか。
 生活保護との関係も含め、国や自治体の責任・責務の視点から本制度を考えることも必要と考えます。

- 生活保護との間の切れ目のない、一体的な支援のためには、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠
- 生活保護受給者に対する支援の在り方について検討するのであれば、生活保護制度と切り離しては議論できない。
 本検討会と並行して行われている「国と地方の実務者協議」の議論と連携することを考えるべきではないか。
- (全般)連携促進のためには、相談支援と自治体の政策・施策をつなぐ自治体専従担当職員を配置する必要がある。

(参考)生活保護ケースワーカー:地方交付税の基準財政需要額に算入

堺市生活困窮者自立相談支援事業

堺市生活・仕事応援センター 「すてっぷ・堺」の取り組み



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
地域福祉課 守屋 紀雄

報告内容とお伝えしたいこと

- 堺市の自立相談支援事業の実践
 - 生活困窮者支援の対象者像と支援のあり方
 - 支援体制(配置人数、エリア、プラン件数)
 - 自治体エリアでのしくみづくりが重要
 - 委託先(社協)の強みを発揮する
 - 自立支援事業のあり方について
 - 就労支援・家計改善事業のあり方について
 - 生活保護・関係機関とのネットワークング
- ⇒生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現へ

堺市社協／生活困窮者自立相談支援事業

- 堺市(政令指定都市)
 - ・7区、人口約83万人
 - 自立相談支援機関
 - ・堺市生活・仕事応援センター
「すてっぷ・堺」(H26モデル事業から開始)
 - ・受託:堺市社協(生活支援課)
 - ・主任相談支援員 3名(センター長1名)
 - ・相談支援員 5名
 - ・就労支援員 2名※ ※行政より民間人材派遣会社へ委託
 - 自立相談支援事業(受託内容)
 - ・相談支援(アセスメント、プランに基づく自立支援)
 - ・就労支援(職種選定、求人情報書類作成、面接対策)
 - ・地域づくり(地域アウトリーチ、連携、資源開発)
 - ・住居確保給付金の受付
 - ・区役所(社協区事務所)での巡回相談
 - ≪任意事業≫
 - ・家計改善支援事業:日本FP協会
(自立相談窓口にてFP相談・月2回)
 - ・就労準備支援事業:堺市就労支援協会
 - ・認定就労訓練事業:市内19事業所
 - ・一時生活支援事業:行政直営
 - ・学習と居場所づくり支援事業:NPO法人みらいず2
- 〔令和3年10月現在〕

=社協の強みを活かした「地域福祉型の生活困窮者支援」=

【特徴1】支援体制の初期設定と総合相談システムの検討

- ・堺市では法施行前から行政・社協が検討を重ねH26モデル事業を開始
- ・大学研究者の協力を得て総合相談システムの初期設定と「評価シート」を開発

【特徴2】協働型の自立相談支援体制と社協内連携

- ・就労支援のノウハウを持つキャリアカウンセラーと、地域を基盤とした相談援助を行う社協の相談支援員が、互いの強みを活かし協働型の自立支援を実施
- ・社協の個別支援機能(貸付、日自事業、権利擁護センター、CSW、包括)を駆使

【特徴3】地域アウトリーチと巡回相談・区役所との連携

- ・小学校区単位の地域活動拠点へのアウトリーチ機能や民生委員活動との連携について、社協区事務所の地域支援機能(CSW・SC)と連動
- ・区役所で巡回相談を行い、より身近な場所で受け止め、区役所内の支援機能と早期連携を図っている

【特徴4】実践→評価→課題蓄積→開発の循環

- ・支援調整会議や評価シートを活用し、自立相談支援の支援面と運営面の評価を行い、支援力の向上、他機関との連携強化を図っている
- ・実践評価から共通課題や開発すべき資源を蓄積し、プロジェクト外開発(例:緊急支援事業、おとな職堂、すまい探し情報、お金のシート)

○相談支援実績	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
新規相談件数	372	1,202	1,097	1,962	1,900	1,862	12,821
支援回数	2,770	9,306	8,923	8,908	7,038	8,957	40,788
プラン件数	57	176	184	351	330	293	※235
就職率	79%	87%	86%	79%	77%	79%	69%
住居確保給付金申請件数		51	30	15	9	13	93078-

コロナ禍の支援状況・課題・今後のあり方について

(1) 相談件数の急増と支援体制の課題(住居確保給付金・特例貸付)

- ・ 住居確保給付金、特例貸付の相談件数が急増する中、社協内の応援体制を構築し、行政と絶えず連携を図り、状況判断や方針検討を行いながら、限られた支援体制で疲弊しつつ対応した。
- ・ 前年度比:相談件数7倍、支援回数5倍、住居確保給付金72倍
- ・ 特例貸付:対応件数76,778件、申込件数35,621件(R3.10月末現在)

(2) コロナによって顕在化した生活困窮ニーズに対する対応

- ・ 特例貸付を迅速に対応しながら、後で相談援助に結びつくよう社協内連携を図った。住居確保給付金の延長手続きの際に、就労支援や家計改善を提案するようアプローチしている。
- ・ 外国籍や母子父子世帯、派遣や契約を離職した方など、増収や再就職の見込みが立ちにくく困窮状態が悪化した状態の相談が増加しており、相談者の抱える困窮課題は深刻化している。
- ・ 自営業や休業中の対象者は就労支援ニーズや相談希望がなく、継続的なアプローチが難しい。

(3) 社協における生活困窮者支援の総合力とさらに多様な連携

- ・ 社協従来の地域福祉推進機能と過去7年間の困窮者支援の蓄積・プロジェクト開発によって、個別支援にとどまらない、包括的・創造的な生活困窮者支援を実践している。
- ・ コロナで顕在化した生活困窮者への相談体制の強化と、他制度との連携強化。
- ・ 社会的孤立ニーズに関する地域や社会福祉法人・企業への働きかけや居場所づくり。
- ・ 包括的な相談支援体制の充実にむけ、行政とのさらなる連携とコーディネート機能の強化。

※参考資料:「社協におけるコロナ禍での生活困窮者支援に関する調査結果(全社協)」- 79-

① 堺市と堺市社協の概要

□ 堺市

人口	82.1万人
世帯数	36.7万世帯
高齢化率	28.3%(R3.4.1)
15歳未満比率	12.5%(〃)
保護率	3.0%(〃)

(7行政区)

(堺区)	14.8万人
(中区)	12.0万人
(東区)	8.5万人
(西区)	13.4万人
(南区)	13.7万人
(北区)	15.9万人
(美原区)	3.8万人

小学校	92校区
校区福祉委員会	93校区
日常生活圏域 (地域包括支援C)	21圏域

□ 堺市社協の特徴

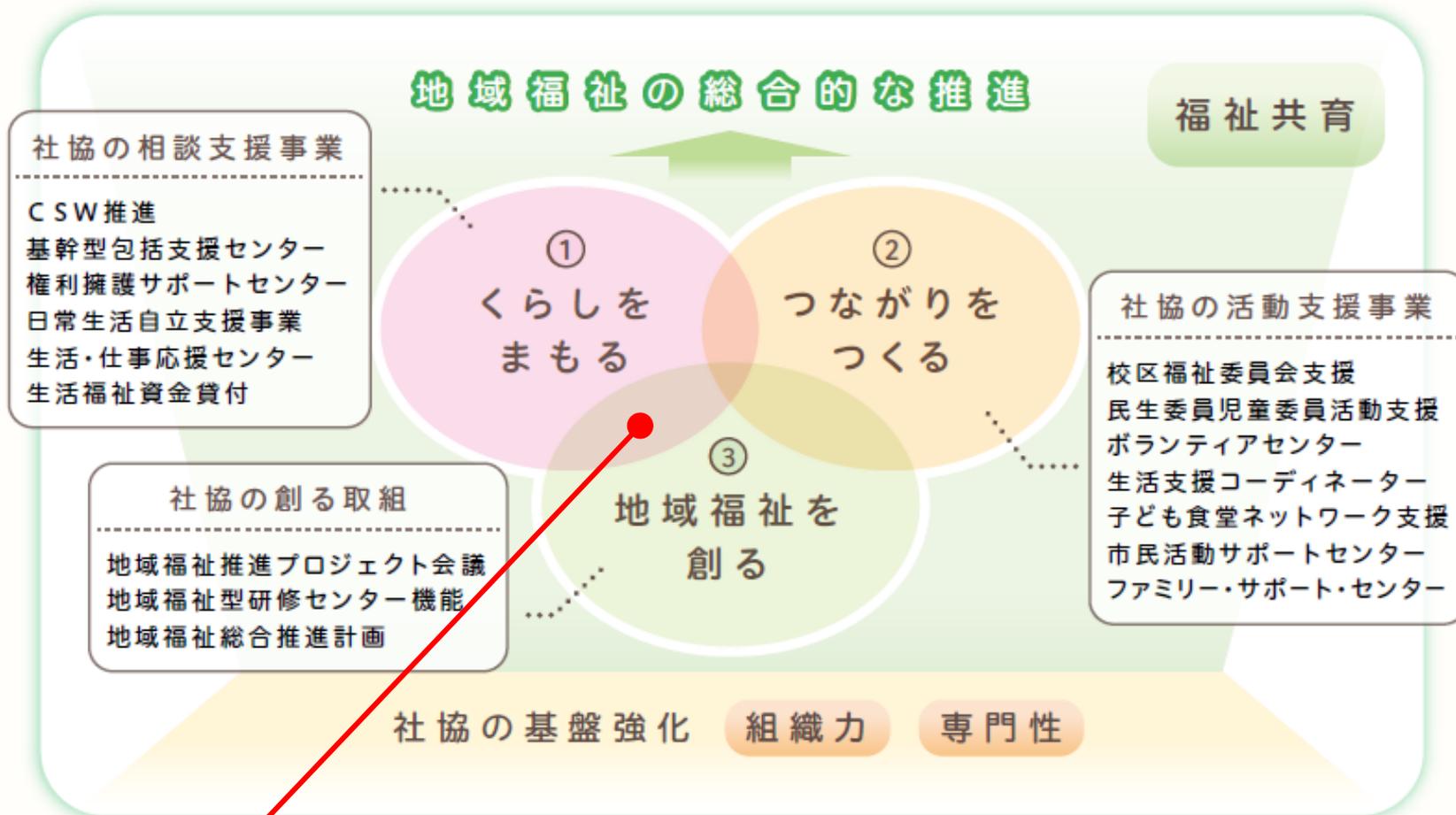
- ① 組織化活動を中心とした取組み
- ② 計画に基づいた取組み
- ③ 行政との協働関係
- ④ 研究者やNPOとの協働実践
- ⑤ 個別・専門支援機能と地域支援機能

第6次地域福祉総合推進計画(地域福祉計画と合同策定・令和2～7年度)
「くらしをまもる」「つながりをつくる」「地域福祉を創る」



堺市社会福祉協議会（第6次地域福祉総合推進計画）

《 社協の取り組む3つの方向性と事業のイメージ図 》



(1) 包括的な相談支援体制に対応する機能を構築します

(2) さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、くらしをまもります

堺あったかぬくもりプラン4

(第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画)

《 区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ 》

さまざまな“困りごと”や“気にかかること”がある市民(本人・まわりの人)など

どこに相談しても必要な支援につながる

《身近な相談先》

アウトリーチ

地域包括支援センター、福祉事業所、医療機関、
人権ふれあいセンター、ピアサポート等の活動、
民生委員児童委員、校区ボランティアビューロー等

《市域の専門機関等》

《各区役所の窓口》

区保健福祉総合センター

生活
援護課

地域
福祉課

子育て
支援課

保健
センター

協働

社協
区事務所

基幹型包括
支援センター

障害者基幹
相談支援センター

日常生活圏域コーディネーター

複合的な課題などの調整、コーディネート機能

市域を対象とする
専門機関(※1)

市域を対象とする
相談支援業務(※2)

市レベルの
専門機関等との連携

チームによる
支援

区内の専門機関や
地域の関係機関との連携

(※1)

- ・子ども相談所
- ・障害者更生相談所
- ・こころの健康センター等

(※2)

- ・生活・仕事応援センター
- ・権利擁護サポートセンター
- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金貸付等

包括的な相談支援の実施

② 支援体制の初期設定と 総合相談システムの検討

〈生活困窮者自立相談支援事業受託までの経過〉

H24.7月	「生活支援戦略」(骨格)や「社協・生活支援活動強化方針」(素案)について、社協内で検討を開始
H24.10月	「大阪における生活困窮者支援を考える会」(大阪府立大学、大阪市立大学研究者グループ)への参加
H25.5月	「生活困窮者自立支援のあり方検討会議」(堺市主催)への参加
H25.6月	「生活困窮者支援における総合相談を基盤とした都市型予防ソーシャルネットモデルの構築」(大阪府立大学、大阪市立大学研究者グループ)への参加
H25.12月	「生活困窮者自立支援法」成立
H26.1月	指定都市社協への準備状況調査 (アンケート・電話ヒヤリング)
H26.3月	第3次地域福祉計画(H26～H31)策定 (生活困窮者支援を重点事業に位置づけ)
H26年度	「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の受託 (堺市生活・仕事応援センター・6月16日開所) 総合相談システム検証会議
H27年度	「生活困窮者自立支援法」施行 ⇒「堺市生活困窮者自立相談支援事業」の受託

総合相談システム検証会議

(2014.7月～2015.10月)

- 自立相談支援事業の運営面および支援面の「評価システム」の開発と検証
- 府大・市大研究グループ、堺市社協、堺市
- ①相談援助フローの初期設定
- ②「評価シート(支援面・運営面)」の開発
- ③「評価シート(支援面)」の活用、事例検証
- ④事業運営・支援体制に関する検討
- ⑤地域を基盤とする相談拠点のモデル試行

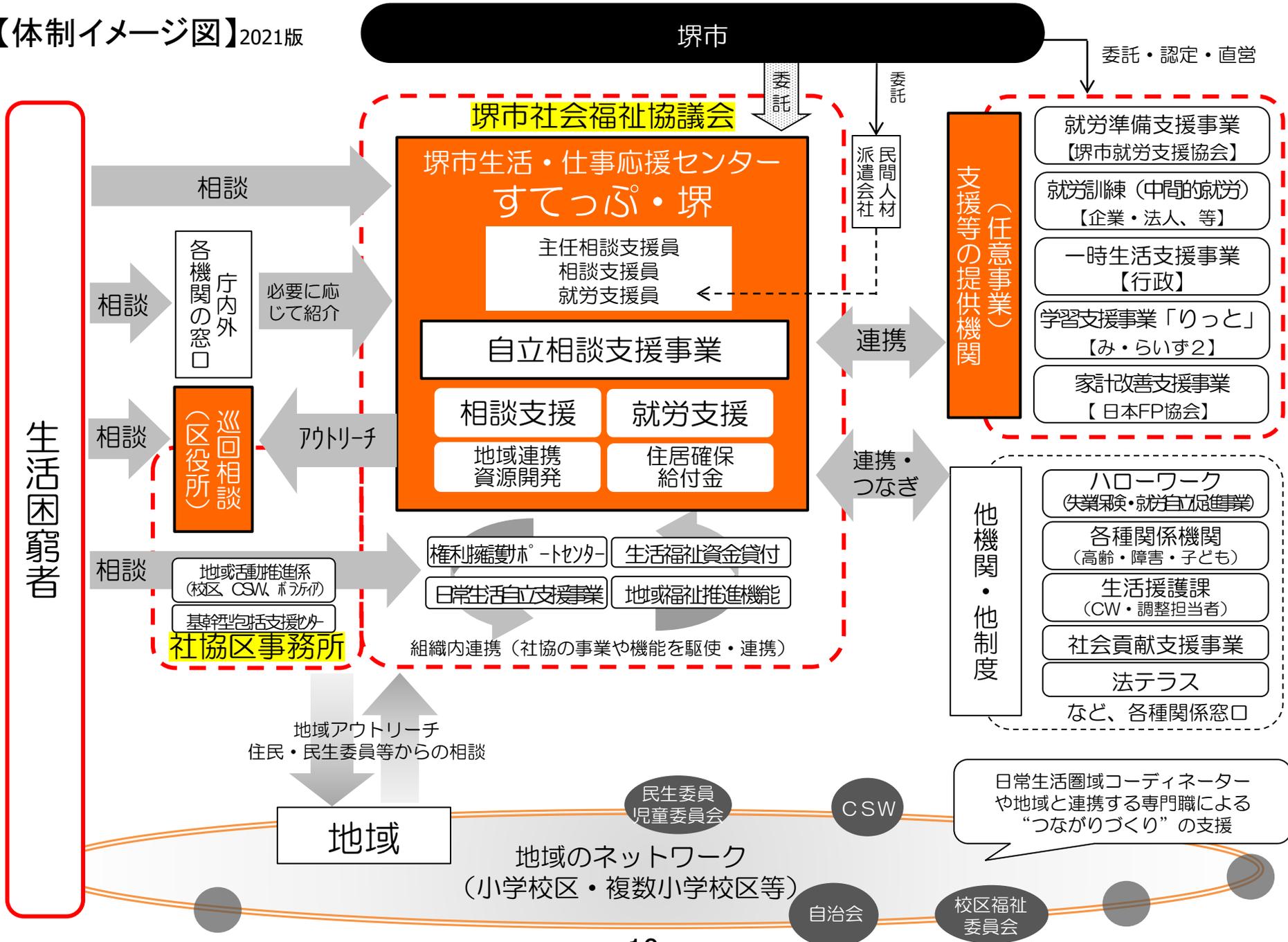
**相談援助フローの初期設定
総合相談検証シート(評価指標)の作成**

③ 自立相談支援機関の概要

(令和3年度事業概要)

- 名称: 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」(H26.6.16～)
- 場所: 堺市総合福祉会館4階(堺市社協 生活支援課内)
- 人員: 主任相談支援員3名(セク長1名)、相談支援員5名、就労支援員2名
(※堺市より民間人材派遣会社へ委託)
- 自立相談支援事業(支援内容) →『**伴走型の支援**』
 - ・相談支援(アセスメント及び本人の状況に応じた支援プランの作成など)
 - ・就労支援(職種選定、求人情報提供、書類作成、面接対策など)
 - ・地域づくりの推進(地域アウトリーチ、地域連携、社会資源開発など)
 - ・住居確保給付金の受付
- 対象者: 生活保護世帯以外の生活困窮者
(経済的要因や社会的孤立などで生活に困窮している人・世帯)
- 区役所(社協区事務所)での巡回相談 ※堺区除く

中区	東区	西区	南区	北区	美原区
木曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00	月曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00



④ 自立相談支援事業の状況(2019年度)

【2019年度相談支援件数】(H31.4.1～R2.3.31)

○新規相談件数：1,862件／支援回数：8,957回

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
新規 件数	148	166	177	207	135	204	155	116	108	128	137	181	155
支援 回数	556	636	759	1024	763	919	931	746	707	692	582	642	746

○支援プラン策定：293件／プラン終結：156件

○就労決定件数：75件(対象95件・就職率78.9%)

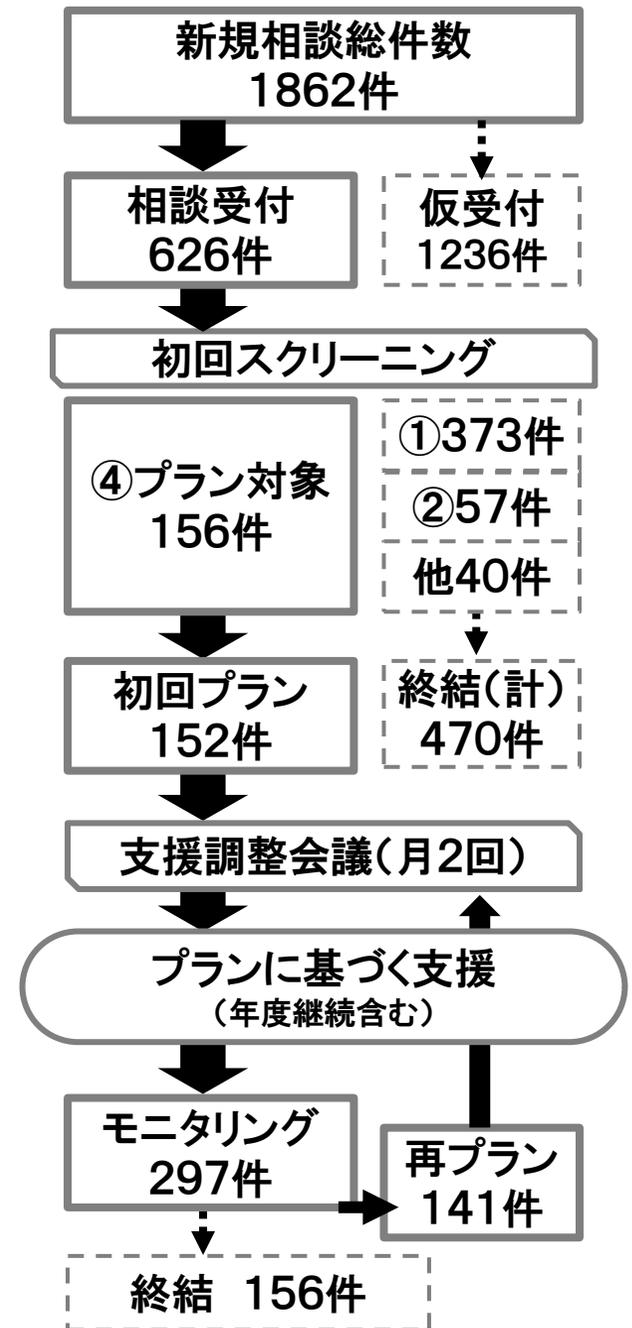
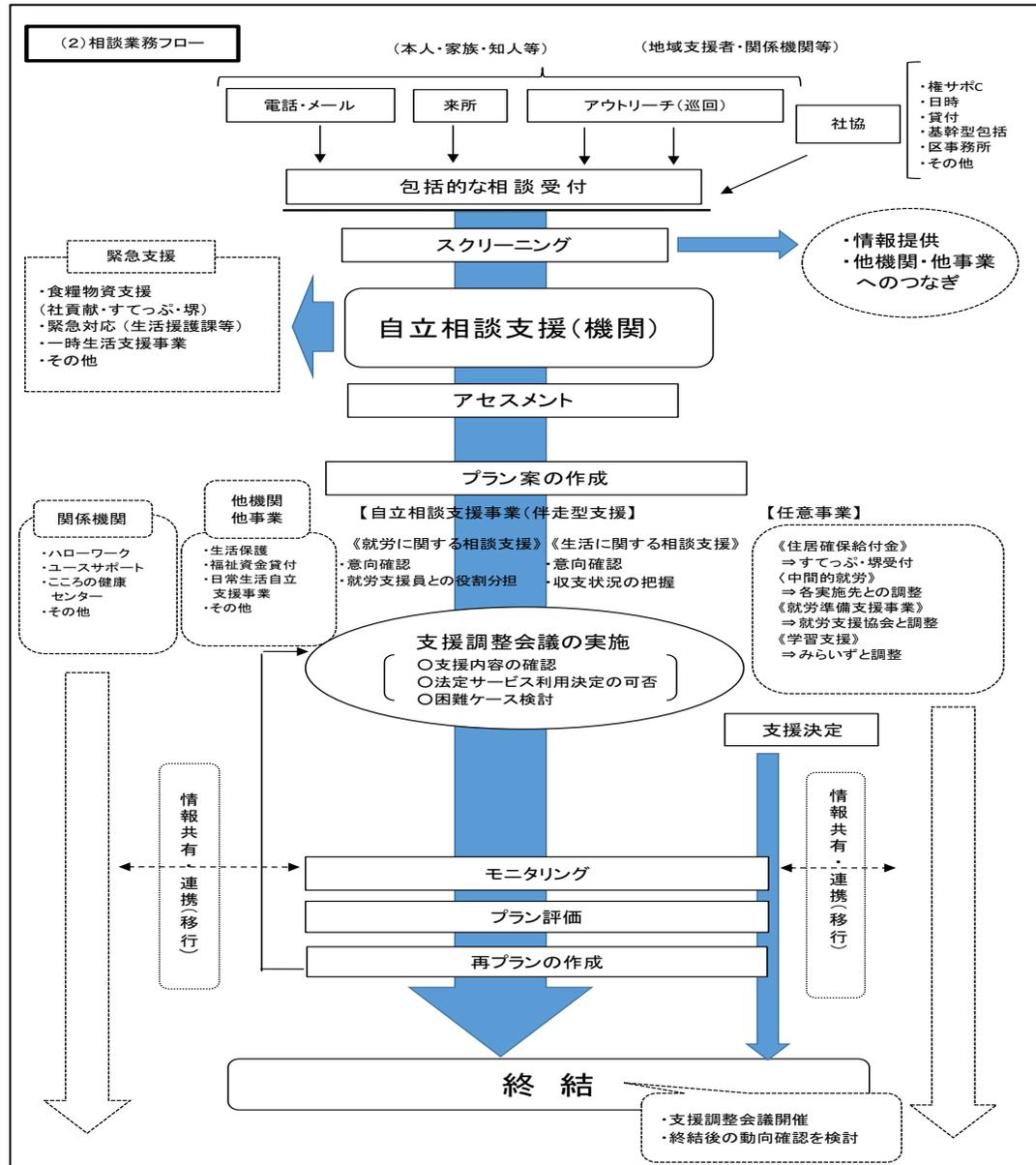
○住居確保給付金：相談77件、申請13件

(延長3件、再延長1件、のべ給付件数49件)

【参考】巡回相談による相談件数・支援回数(上記件数のうち)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規 件数	16	19	23	19	9	21	17	9	9	8	14	16	178
支援 回数	85	79	96	106	65	114	138	126	88	98	78	88	1,159

相談援助フロー(2019年度参考)



⑤ 自立相談支援事業の状況(2020年度コロナ禍)

【2020年度相談支援件数】(R2.4.1～R3.3.31)

○新規相談件数：12,821件／支援回数：40,788回

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	前年比
新規 件数	1075	1834	893	480	1970	1252	1058	863	693	666	808	1229	1068	7.0倍
支援 回数	1292	3129	4167	4002	4362	3884	4210	3142	2350	2428	3656	4166	3399	4.5倍

○支援プラン策定：235件／プラン終結：143件

○就労決定件数：72件(対象105件・就職率69%)

○住居確保給付金：相談件数1934件、申請930件(前年比72倍)

○家計改善支援事業(FP相談)：年間27回・のべ相談件数38件

○新型コロナウイルス感染症特例貸付(参考)

緊急小口9,736件、総合支援(初回)7,653件、(延長)4,702件、(再貸付)3,971件

※巡回相談は事前予約制とし、社協区事務所や区役所生活援護課との連携による相談支援を行った。

【参考】特例貸付受付状況(推移)

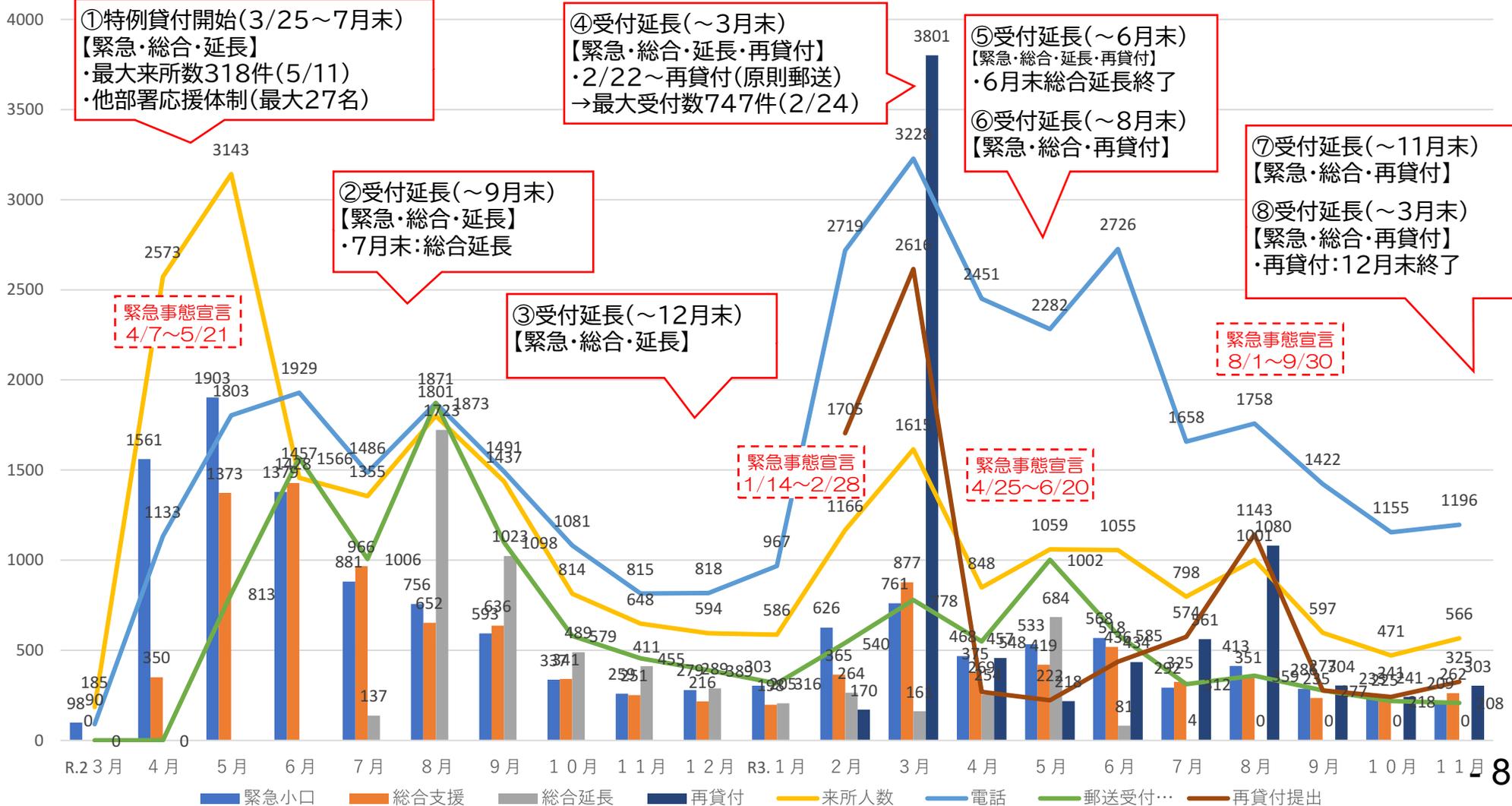
R2.3/25～R3.11.30

□対応件数:79,281件

- ・来所:23,769件
- ・電話:34,079件
- ・郵送:12,922件
- ・再貸付:7,808件

□申込件数:36,395件

- ・緊急小口:12,738件
- ・総合支援:10,363件
- ・延長貸付:5,725件
- ・再貸付:7,569件



⑥協働型の自立相談支援体制

- 2つの異なる特徴(強み)をもつ機関が協働型で生活困窮者の自立をサポート

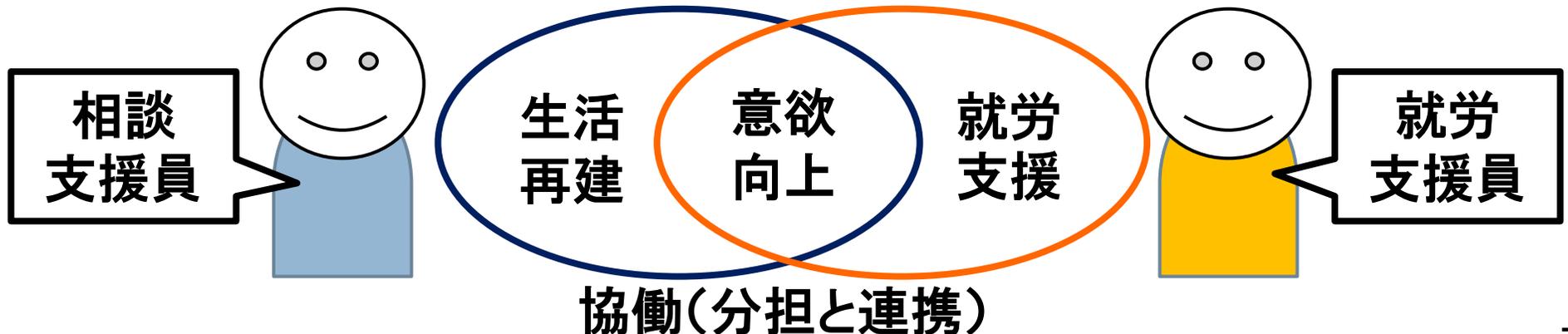
社協

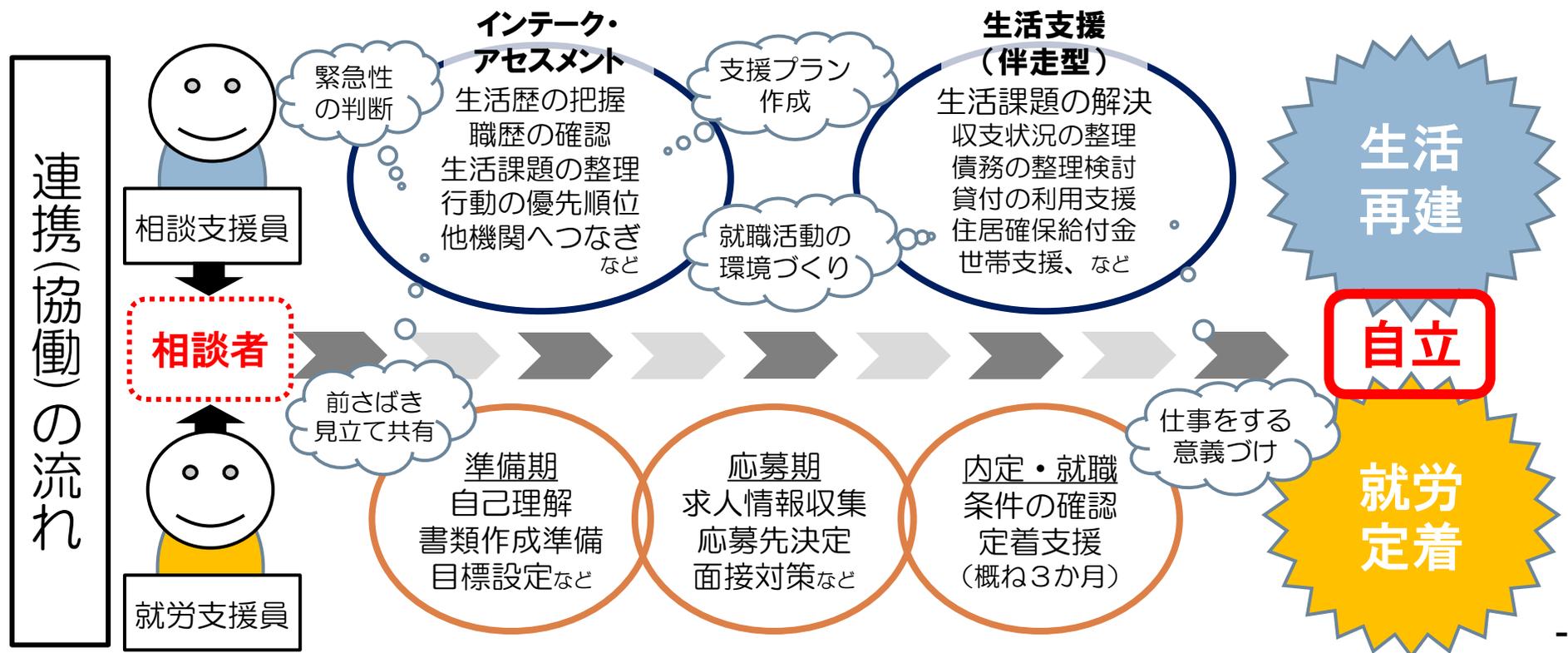
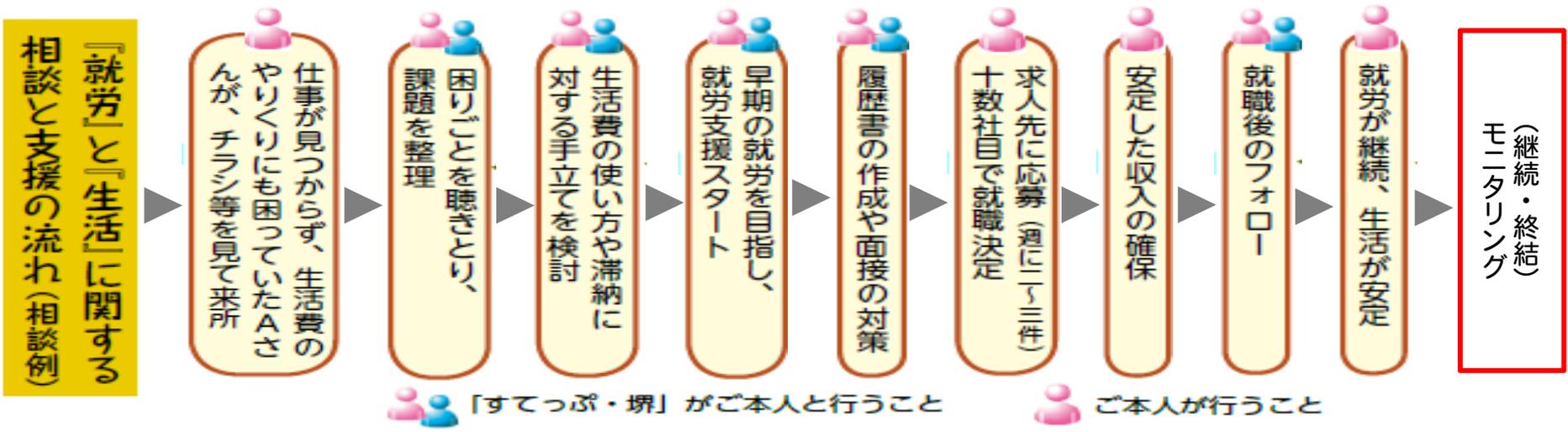


民間人材
派遣会社

「地域との連携による相談援助」

「就労支援のノウハウ」





⑦巡回相談・地域アウトリーチ

○区役所での巡回相談

- 目的:生活にお困りの方や、近所で心配な方がいらっしゃる地域住民の相談をより身近な場所で受け、早期発見・早期支援につなぎ、ご本人の課題解決をめざします。
- 内容:区役所内「社会福祉協議会区事務所」に相談支援員が、週1回巡回します。
- 効果:①地域住民や民生委員からの相談は、間接的(社協区事務所)に入る
②区役所内の様々な部署からの相談経路と支援経過の共有ができる
③社協区事務所(CSW、包括、生活支援コーディネーター)と横断的な実践へ

○民生委員児童委員活動との連携(H27～随時)

- すてっぷ・堺の取り組み事例を、民生委員研修や小学校区単位の民生委員会で共有。
- 日頃の活動の中で「気になる住民」を、すてっぷ・堺や社協区事務所(巡回相談)で対応
- 区事務所(日常生活圏域コーディネーター、基幹型包括)を通じた地域からの発見事例に対応

H27民生委員大会アンケート「生活困窮状態に陥る可能性のある対象者について」

- ①就職活動がうまくいかず継続的な仕事に就くことが出来ていない人・世帯 「いる」16%
- ②長期に自宅等にひきこもり、社会との接点が持てずにいる人・世帯 「いる」22%
- ③複合した問題を抱え、どこにつなげばよいかわからない状態の人・世帯 「いる」9%

○地域を基盤とする相談拠点の試行(H26モデル事業)

⑧ 関連事業・連携先・ネットワークキング

- 住居確保給付金
- 就労準備支援事業【就労支援協会】
- 就労訓練事業(中間的就労)【認定事業所】
- 学習と居場所づくり支援事業「りっと」【NPOみ・らいず2】
- 一時生活支援事業【堺市直営】
- 貸付(社協・福祉資金係)との連携
- 家計改善支援(社協・日常生活自立支援事業のノウハウ)
- 債務・法律相談(社協・権利擁護サポートセンターとの連携)
- ひきこもり事例検討会(こころの健康C、1-7ポ-トセタ)
- 障害が窺われる生活困窮者への見立て(就業・生活支援センター)
- 各種ネットワーク会議での研修
- 堺市庁内連携会議・区役所窓口担当者勉強会
- 生活保護との切れ目のない支援(合同研修・調整担当)

市役所・区役所の窓口との連携状況

福祉部門

- 生活援護課・地域福祉課・子育て支援課・保健センター
- 社協区事務所・基幹型包括支援センター・障害者基幹相談センター
- 相互理解を目的に区役所福祉関係部署と「合同研修会」を実施

保険年金

- 就労支援の一環で年金の加入状況を確認。免除手続きに同行。
- 保険年金課に分納相談にきた市民にすてっぴのチラシを情報提供
- 国民健康保険の滞納状況の確認や分納相談に同行。

水道・税

- 上下水道お客様センターからの紹介。分納相談に同行。
- 各種税金の滞納状況の確認や分納相談に同行。返済計画を提案。

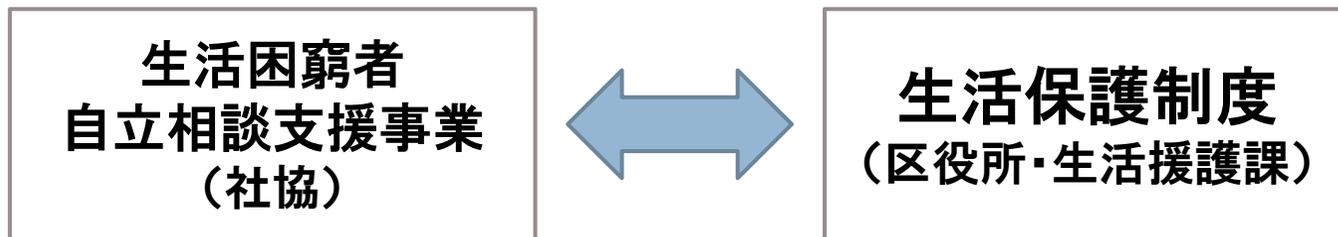
市営住宅

- 市営住宅の家賃等における滞納状況の確認・照会と分納相談
- 住宅の名義変更手続き

市民相談 ・その他

- 市民相談（企画総務課）をきっかけにしたつなぎ（就労・貸付）
- 学校、教育委員会（スクール・ソーシャル・ワーカー）、消費生活センター

すてっぷ・堺と生活援護課の連携



①各区の生活援護課に生活困窮者支援との調整担当(補佐・SV)を設定

②庁内連携会議・窓口研修会・区役所単位での合同研修会

(すてっぷ・堺から生活援護課へ)

面接相談員との申請相談を経て、担当CWに対してケースの「見立て」を共有する

(生活援護課からすてっぷ・堺へ)

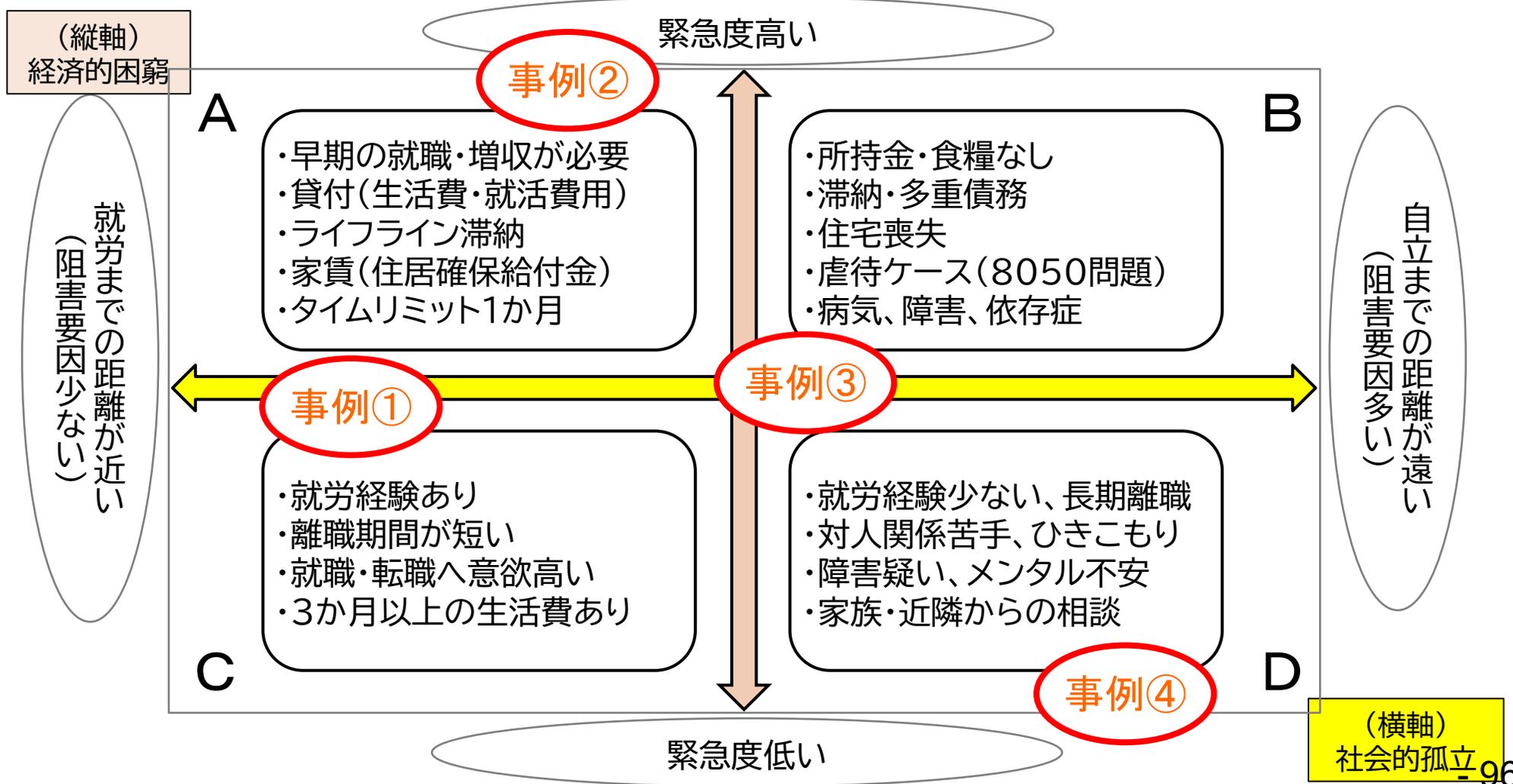
生活保護廃止(予定)ケースについて、支援経過や金銭管理状況について共有する

(お互いに顔の見える関係を意識して)

担当者同士が直接つながり、もしくは調整担当(補佐・SV)を活用しながら、“切れ目のない伴走型”の支援を行う

※個人情報の共有について…本人同意を基本として十分に配慮してケース共有を行う。

⑨実践事例～生活困窮者支援の対象者像～



事例① 離職し経済的困窮が近づく方への就労支援

概要	<p>Aさん(40代・男性・単身)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路:先々の生活費が心配になったところ、ハローワークに紹介され来所。 ・主訴:8か月前に離職、失業保険を受給しながら再就職を目指すも就職に至らず。
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等:遠方に両親あり。関係は悪くないが、家族からの支援はなし。 離婚歴あり、別れた前妻・子供とは疎遠。 ・生活歴:他市出身。高卒後に大阪へ移り製造業で就職。 30代で離婚し、以降、転職を繰り返す。5年前から現住所にて居住。 約4年間働いた仕事を、8か月前に自己都合退職。 ・失業保険:離職後3か月待機を経て90日分受給満了(2か月前) ・経済面:預貯金30万円。日払い派遣で月5~8万円程の収入。 毎月の支出金額は定まっておらず15万円程度と思う。 ・滞納債務:クレジットカードでの支出あり。国民健康保険の滞納あり。 ・住居:家賃42000円・共益費3000円。今は滞納ないが・・・。 ・健康:概ね良好だが、国保の分納相談に行かなければ保険証がない。 ・求職活動:好みの求人に応募するも不採用(経験不足・年齢・書類選考・面接)。
支援方針	<p>①就労支援:早期(2か月以内)の就労を目指して、職種選定・書類作成・求人情報収集</p> <p>②住居確保給付金・総合支援資金の利用も視野に入れながら、家計面について助言 →週1回の定期面談。就労支援員とHW自立促進事業を併用して積極的に応募をする。</p>

事例① 離職し経済的困窮が近づく方への就労支援

<p>支援経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な生活の見通しを一緒にたて、働き方(職種・条件)を検討。 ・年金の受給資格について年金事務所へ確認 ・総合支援資金(貸付)の可能性を確認 →過去の多重債務が理由で難しいかも ・権利擁護サポートセンターに法律相談 →時効援用手続きができるかも ・住居確保給付金を利用し、家賃の一部を補助(上限38000円) ・生活に必要な支出金額を計算しなおし、就労収入の目標金額を設定 ・体力を考慮し、長く働ける職種にむけ就労支援 ・履歴書作成、証明写真撮影、スーツの貸出し ・ハローワークとすてっぷの就労支援を併用して、週に1～3件の応募を実施 ・タイムリミットが1か月となった時点で総合支援資金の利用が可能となり申請 ・支援開始から2か月で就職内定 →契約社員(試用期間)から正社員登用あり ・支援プランを見直し「定着支援」「貸付利用・生活費の見直し」を追加 ・3か月間、週1回～月1回程度、電話・面談で状況確認。
<p>結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初回相談から約2か月で就職が決定。3か月間の定着支援を実施。 ・就労支援と住居確保給付金を利用し、家計の見通しをたて生活再建を図った。 ・総合支援資金は、就職内定したため1か月分の借り入れのみで、早期返済の見通し

事例②

自立への阻害要因が多く、危機介入後、 生活保護につながった事例

<p>概要</p>	<p>Bさん(30代・男性・経済的困窮・依存症・居住支援・就労自立を希望) ・本人がすてっぷ・堺に来所「お金がなく生活に困っており食べるものもない状況」 ・母親と2人暮らしで、世帯としての生活状況の把握をすすめ、課題要因が顕在化 ・課題要因:①世帯の家計管理、②多重債務と持ち家の売却、③本人の触法と更生保護</p>
<p>支援経過</p>	<p>・緊急支援として、寄付物品を活用した食糧提供を行い、本人との支援関係を構築 ・本人と母親へのアセスメントを社協で役割分担(すてっぷ・堺、権利擁護サポートセンター) ・社協生活支援課内で課題要因①～③への方針検討 ①世帯の家計状況を整理し、貸付(リバースゲージ)や社会貢献事業等の利用検討 ②権利擁護サポートセンターの専門相談を利用し、母親の自宅売却と債務整理を支援 ③自宅売却後の本人の自立に向けて医療を優先し受診勧奨を保健センターとともに行う ・権利擁護サポートセンターの専門相談にて、課題②に対し弁護士が受任することに ・自宅売却が決定した後、母と本人は今後別々に生活を送ることとし本人の居住支援 ・保健センターへの同行相談や不動産屋への連絡など、本人の行動と決定を伴走支援</p>
<p>結果</p>	<p>・本人の病状から当面の就労は不可となり、転居先で生活保護を申請することとなった ・母親も転居し、年金と就労収入で生活。結果、親子での困窮状態を脱することができた</p>

事例③

生活保護廃止後、就労支援と家計の見直しを図った事例

<p>概要</p>	<p>Cさん(40代・女性・母子世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援護課ケースワーカーより生活保護廃止予定(停止中)の母子世帯について相談 ・母親の雇用保険支給開始と子の世帯分離により保護停止になる。 ・生活保護受給中にキャリアサポートを利用し就労をめざし求職活動していた。 ・停止中は生保キャリア[®]を利用できないため、すてっぷ・堺の就労支援へ引継げないか。 ・生保停止中に就労先が決まらなければ、再度生活保護の再開を考えている。 <p>(CWから本人へ、生保キャリア[®] 就労支援員からすてっぷの就労支援員へ情報共有済み)</p>
<p>支援経過</p>	<p>○初回面談:本人、CW、キャリア[®] 就労支援員、すてっぷ・堺(相談支援員、就労支援員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CWより経緯を確認。キャリア[®] 就労支援員から就労支援の状況(条件・求職活動)を確認。 ・本人に対してすてっぷ・堺の事業説明。 ・今後はすてっぷ・堺の就労支援を通して本人の就労をサポートすることを5者で確認。 <p>○週1回すてっぷ・堺による【就労支援】から【就労開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回の定期面談を巡回相談(区役所内)にて継続。 ・初回相談から1か月後にパートタイム就労の求人へ応募し採用。 ・翌月中旬より就労開始し、週1回程度で定着支援の連絡を入れている。
<p>結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援護課との丁寧な引継ぎにより生活保護との「切れ目のない支援」を実現 ・就労収入と雇用保険(再就職手当)を得て生活再建を図れる見込みとなった。 ・生活保護受給中の収支状況の把握によって、引継ぎがさらに円滑になる。

事例④

地域協働実践事例

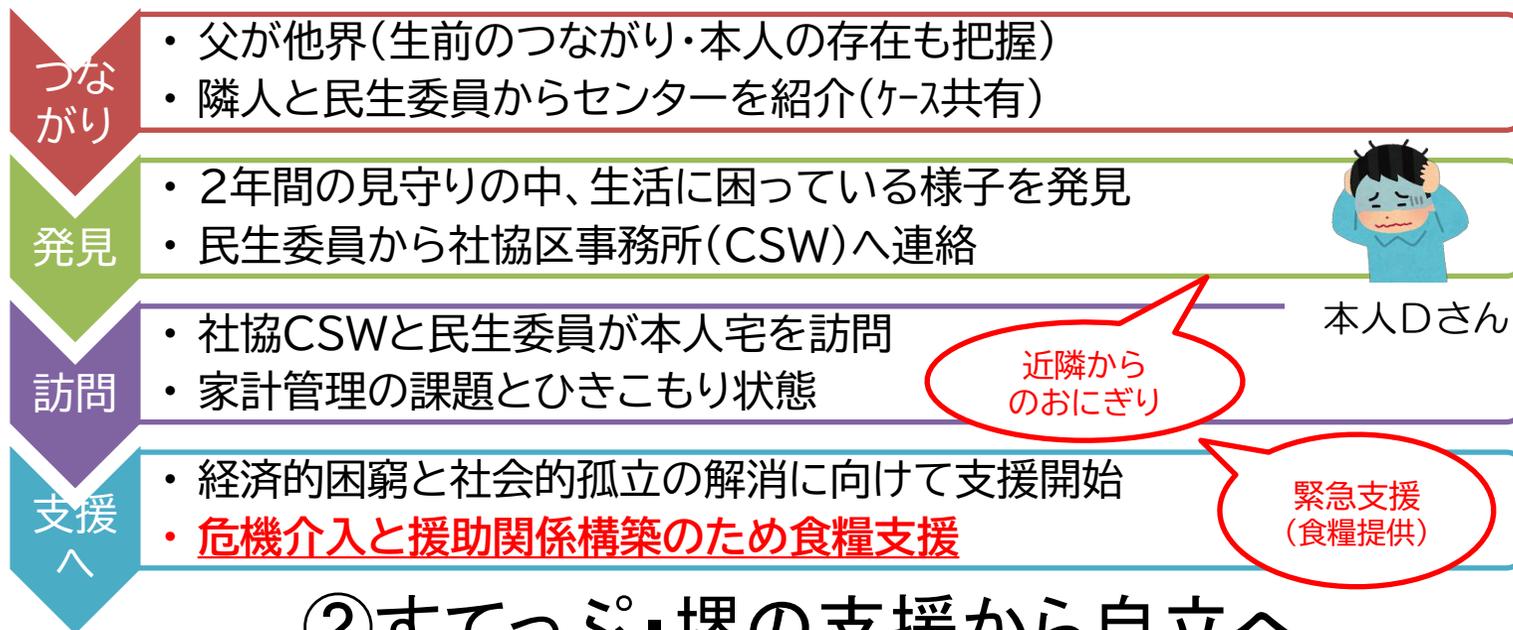
—地域の発見から本人の自立を支えた事例—

【概要】

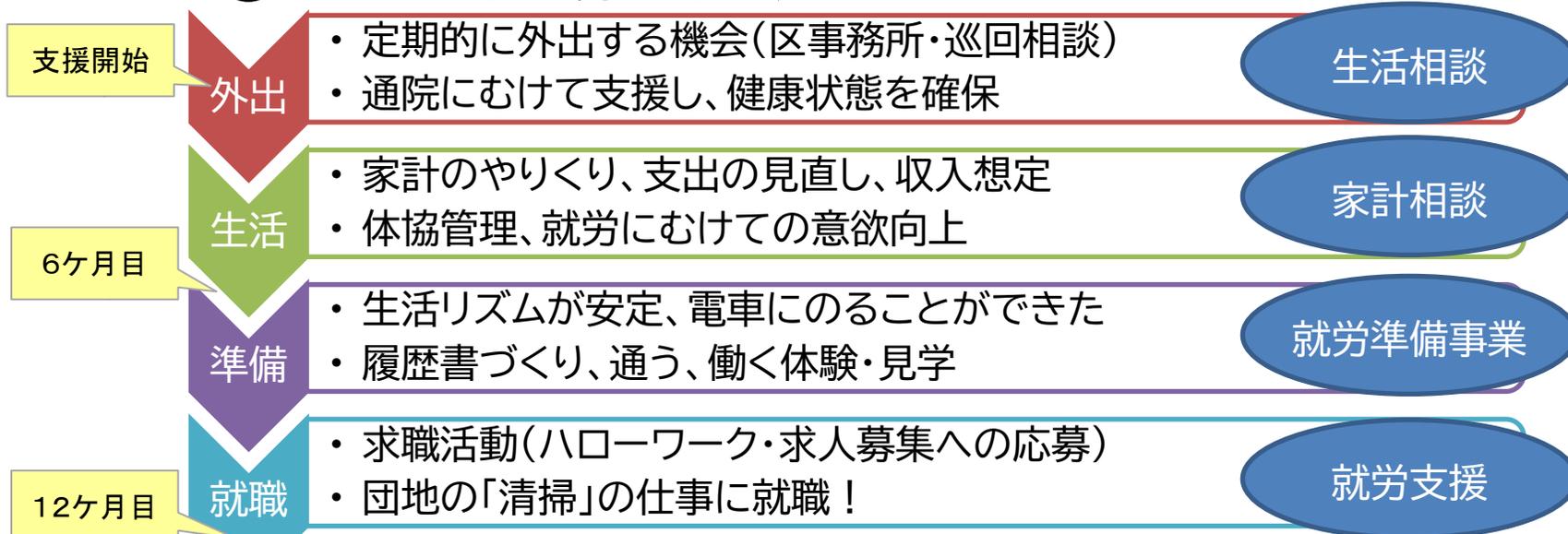
- Dさん、40代、男性
- 長年、父と2人でくらしていた。兄妹なし。
- 2年前に父親が他界し、持家に一人で住んでいる。
- 親が残した預貯金・保険を切り崩しながらの生活。
- やさしくて人懐っこい性格。幼い印象。
- 20年間就労していない、内職を少ししていた。
- 人ごみが苦手で、電車に乗ることができない。
- 外出(買い物)は夜中にコンビニに行くくらい。



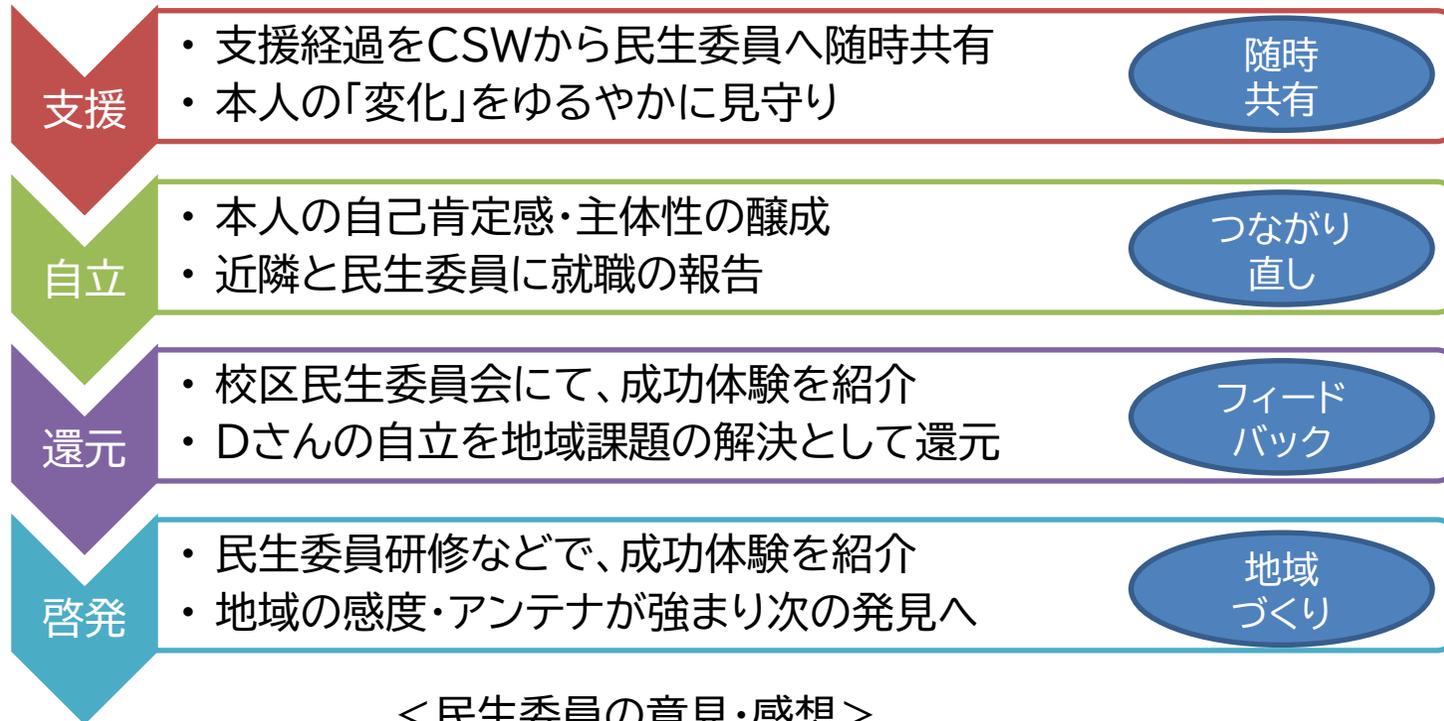
①地域住民による発見から社協へ



②すてっぷ・堺の支援から自立へ



③地域へのフィードバック



<民生委員の意見・感想>

「Dさんを発見できたのはたまたま」「自治会単位での情報網が大切」

→住民のつながりによる「たまたま」を増やしていくことが重要。

→地域の発見・気づきがどの相談機関に入っても、機関同士でつながる。

「事例が具体的で良く分かった」「つないだ後の支援内容が良く分かった」

「アンテナを張っていきたい」「現に気になる対象者がいる」「8050問題」

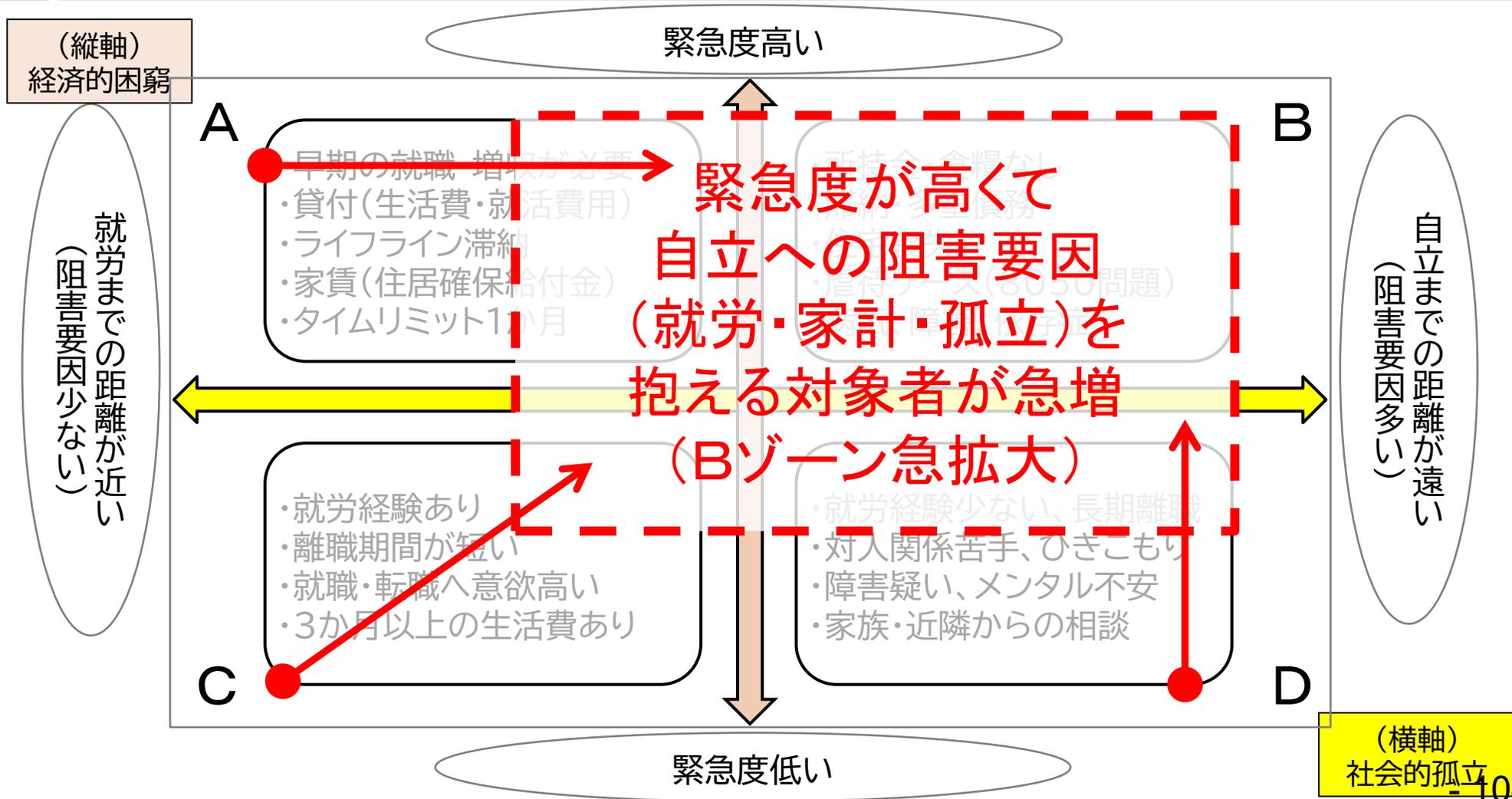
→地域の【発見】を、専門機関の【支援】に、安心して【つなぐ】。

→事例を“見える化”することで、地域の“感度”が高まる。

※アンケートで「アンテナを広げたい」という感想がたくさんあった

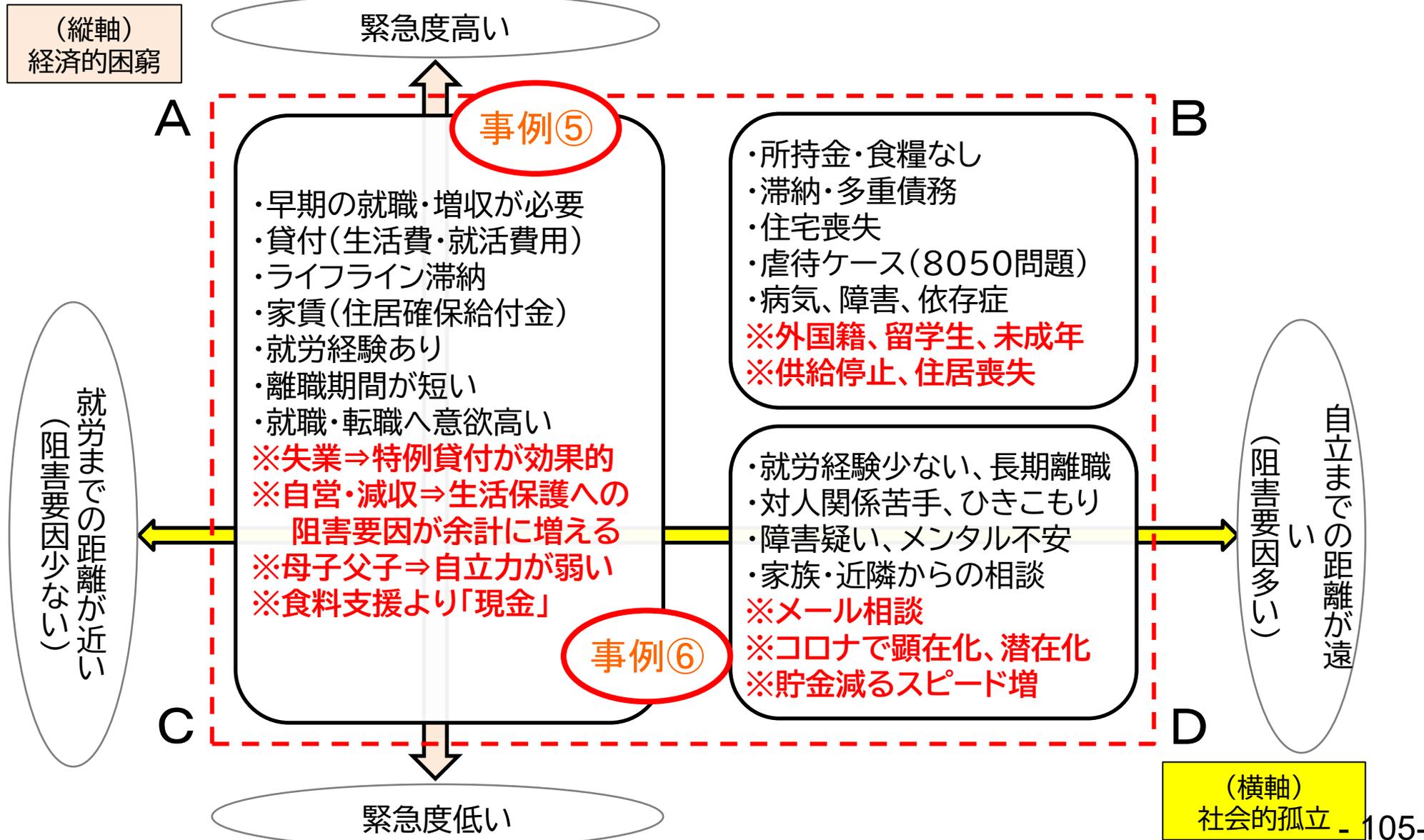
**82万人の中の
“たった1人の自立”
を地域とともに
支えることができた！**

⑧コロナ禍～生活困窮者支援の対象者像～



(大阪府従事者研修、「(豊中市)状況把握の共通認識をもつための区分」を参考に加筆・整理)

生活困窮者支援の対象者像【コロナ禍】



事例⑤

コロナ禍の特例貸付・住居確保給付金・就労支援

《概要》50代前半の男性。妻と2人暮らし。家賃7万円。これまで製造業の会社に勤め、50歳の時に同業種の自営業に転身した（平均月収40万円）。2020年3月頃よりコロナの影響で、得意先からの受注が激減した。国の経済施策（持続化給付金など）や預貯金を駆使して、収入回復を待っていたが、このままでは預貯金が底をつき、生活困窮に陥ってしまう。区役所で特例貸付の情報を知り相談に至った。

支援の
入り口

支援
経過

支援の
出口

- ・ 特例貸付（緊急小口）の申込みを目的に福祉会館に来所。
- ・ 貸付窓口にて住居確保給付金を情報提供し、すてっぷ・堺へ。
- ・ 初回相談：状況と経過を把握し、住居確保給付金の条件説明。
- ・ 条件に該当し、申請に必要な書類を説明。（支給上限46,000円）
- ・ 特例貸付（総合支援）の申込みに来所した際に住居確保給付金を申請。
- ・ 申請書類から情報把握。【収入・預貯金・就労・滞納・債務・健康保険】
- ・ 特例貸付（小口・総合3ヶ月）と住居確保給付金（3ヶ月）を利用。
- ・ 3ヶ月後：増収図れず住確を延長申請（+3ヶ月）総合延長（+3ヶ月）。
- ・ 副業・転職を視野に就労支援を開始。【履歴書作成、職種選定】
- ・ 自営業が再開しても、時間的に影響の少ない警備職の求人に応募。
- ・ 5ヶ月後：警備職の仕事に就職。妻もパート就労開始。
- ・ 6ヶ月後：住居確保給付金は収入基準超過し、再延長辞退し終了。
- ・ 8ヶ月後：就労定着と家計面の再建を確認し、継続支援を終了。
- ・ 近況確認：自営業の受注も少し戻ってきて、なんとか頑張っている。

ポイント

- ・ 自営業の減収による困窮で、当初は副業・転職の考えはなかったが、住確延長のタイミングで就労支援を提案したところ本人の目標となった。
- ・ 国民健康保険の滞納確認や分納相談を促し、貸付や住確を利用しているうちに家計面の見直しを図った。

事例⑥ コロナ禍の自立相談・居住支援・家計改善支援

《概要》40代の女性。子と2人暮らし。DV・離婚により、他都市から堺市内の公営住宅に転入。転居および住居設定の際の緊急支援については社会貢献支援事業を利用され、転居完了後の自立生活に向けて、区役所子育て支援課の相談員より住居確保給付金についての相談と連携要請。区役所での巡回相談（コロナの影響で予約制で対応中）での初回面談を設定した。本人、できるだけ生活保護は受けたくない。

支援の
入り口

支援
経過

支援の
出口

- ・ 社会貢献支援員および子育て支援課相談員より相談・経過共有
- ・ 巡回相談：所持金は1か月分の生活費しかない状況だが、学資保険を解約したくないので生活保護はできるだけうけたくない。児童手当等は手続き中。
- ・ 住居確保給付金の条件に該当するが、所持金が少なく、早期に住居申請ができなければ生活保護も視野に入れて、迅速な生活相談（就労・家計）を開始
- ・ 前居所での雇用保険の受給手続きが中断した状態だったため、ハローワーク堺での手続き再開をサポート
- ・ 1週間後：公営住宅の書類発行が迅速だったため早期に住居申請（3ヶ月）
- ・ 2週間後：本人が自力で就職先を決定し、翌月1日からの就労開始
- ・ ～2ヶ月：電話で就労状況の見守り。初回給与までの生活費のやりくり計算と再就職手当の手続きについて助言。
- ・ 3ヶ月後：住居の収入基準額には届かず、延長申請（+3ヶ月）。
- ・ 家計改善支援事業（FP相談）：①収支キャッシュフローの作成、②学資保険のメリット・デメリットの理解、を実施し家計改善を図った。

ポイント

- ・ 複合的な問題を抱えた世帯に対して関係機関が連携し「緊急支援」⇒「短期目標の達成」⇒「中長期的な自立支援」を迅速かつ段階的に図った。
- ・ 家計改善支援事業を利用し、ファイナンシャルプランナーの専門的な助言を得て、本人の自立意欲がさらに高まった。

⑩ 評価シートによる実践評価

- 「支援面の評価」を行うことを目的に「評価シート」を開発
- 10の評価項目と50の着眼点
- 支援中の事例について、担当の相談支援員が評価項目と評価の着眼点に基づき記述し、自己評価を行う。
- 300字以内で相談支援員は事例評価を行い、評価の高い順から【A、B、C】の3段階評価を行う。
- ケースの経過記録ではなく、各項目(援助段階)における相談支援員(自身)の相談援助を客観的にとらえて記述
- 項目ごとの相談援助の「意図」と、援助による本人や状況の「変化」を記述した。

■自立相談支援機関総合相談検証シート

検証日 年 月 日

ケース番号	×××××	年齢 ()	性別 ()
支援期間			
主訴			
現在の支援状況			

【事例概要】
年齢、性別、
支援期間、
主訴、現在の
支援状況

評価項目	達成目標	評価の着眼点	着眼点に基づくワーカーの事例評価（300字以内）
1 対象把握	深刻化する前の事例を含め、アウトリーチ等によって援助者、関係機関、地域住民等が支援すべき事例を把握し、援助につなげた。	① アウトリーチの拠点を活かした対象把握ができたか。 ② 予防的な視点からの対象把握ができたか。 ③ 関係機関とともに対象把握に関する情報共有ができたか。 ④ 本人との接点を適切に持つことができたか。 ⑤ 本人との接点づくりにおいて、地域住民等の参加を促すことができたか。	
2 危機介入／リスク回避	生命の危険や権利侵害を回避することによって、当面の安心・安全を確保した。	① 回避すべき危機的状況／リスクを適切に把握できたか。 ② 適切な危機介入／リスク回避を行うことができたか。 ③ 危機的状況の発生によって本人の生活の安心・安全を確保できたか。 ④ 諸機関との連携のなかで対応することができたか。 ⑤ 介入後の援助プロセスも視野に入れた対応ができたか。	
3 スクリーニングの実施	本人の意向と状態に基づき、継続的に援助を行ったか、または本人のニーズに合致した機関につなげた。	① 本人の現状を把握できたか。 ② 今後の援助に対する本人の意向を確認したか。 ③ 援助の実施に関する適切な判断を行うことができたか。 ④ 必要に応じて他機関につなげたか。	
4 アセスメント	本人に関する現時点での総合的な情報に基づき、本人を取り巻く状況を多面的・総合的に分析し、本人の生きる力や地域生活上の課題等を把握した。	① 他機関について場合には、適宜、必要の情報共有を行い、連携を図ったか。 ② 本人の視点から生活課題の特徴を捉えられたか。 ③ 本人及び本人を取り巻く環境の問題対地方を把握できたか。 ④ 本人の生活課題に関係する社会システムと本人との関係性を把握できたか。 ⑤ 本人及び本人を取り巻く資源を把握できたか。 ⑥ 生活課題に対する本人の動機を高めることができたか。	
5 支援計画の策定	アセスメントで得られた情報を統合し、本人参画のもとで今後の取り組みに向けた計画を策定した。	① 本人と課題を共有したか。 ② 課題解決に向けたゴールを本人とともに設定することができたか。 ③ 課題解決のためにすべきことを本人とともに明確にしたか。 ④ 本人の強みや個性を計画に反映させたか。 ⑤ 本人同意のもと、援助に対する契約を行ったか。	
6 本人を中心とした継続的な支援	支援計画に基づき、本人を中心とした継続的な支援を、本人の変化に沿いながら実施できた。	① 本人の生活の場を拠点(中心)として働きかけたか。 ② 本人に定期的かつ継続的に働きかけることができたか。 ③ 本人を取り巻く周囲の人とつながりあうことができたか。 ④ 現実的で具体的な目標に向けて取り組めたか。 ⑤ モニタリングを徹底実施し、本人の変化に合わせて支援計画を柔軟に変更できたか。	
7 本人の主体性の醸成	本人が自ら周囲に働きかけたり、課題解決に向けた具体的な取り組みがなされるようになるなど主体性の醸成がみられた。	① 本人に前向きな変化(発音や態度等)がみられたか。 ② 支援者に対して自ら働きかけるようになったか。 ③ 周囲の人に対して自ら働きかけるようになったか。 ④ 本人自らが具体的な要望や希望を提案するようになったか。 ⑤ 課題達成に向けて具体的な取り組みがみられたか。	
8 ネットワークの形成と活用	専門職、専門機関や地域の多様な担い手の連携によって、本人の地域生活を支えた。	① 必要に対応した専門職や機関、地域の担い手が揃っているか。 ② 専門職、専門機関、地域の担い手との連携が確立されているか。 ③ 専門職、専門機関、地域の担い手がチームとして機能しているか。 ④ 必要に応じて切れ目のない連携となっているか。 ⑤ 本人と援助者側のコミュニケーションが取れているか。	
9 地域住民との協働	個別事例への支援を住民と協力しながら展開し、その際住民が自分達の課題として取り組めた。	① 地域住民に対して実際にどのような役割を期待するかに明確にしたか。 ② 本人と住民が関わる場面を設定できたか。 ③ 個別支援を住民が自らの課題として受け止められるように支援者が役割や体験を他の事例に生かすための仕掛けづくりができたか。 ④ 潜在化している問題に住民の気づきを促すことができたか。 ⑤ 事例を通して充足されていないニーズや必要な資源を把握したか。	
10 社会資源の創出	個別事例を通して、これまでなかった新しいサービス、活動、拠点、ツールや支援に必要なあらたな関係等を生み出した。	① 新しい資源の創出のための検討の場を適切に設けたか。 ② 行政等に対して新たな資源の創出を働きかけたか。 ③ 当該の事例だけでなく、他の場合にも応用可能な資源を生み出したか。 ④ 新しい資源の有効性を確認したか。	

自己評価

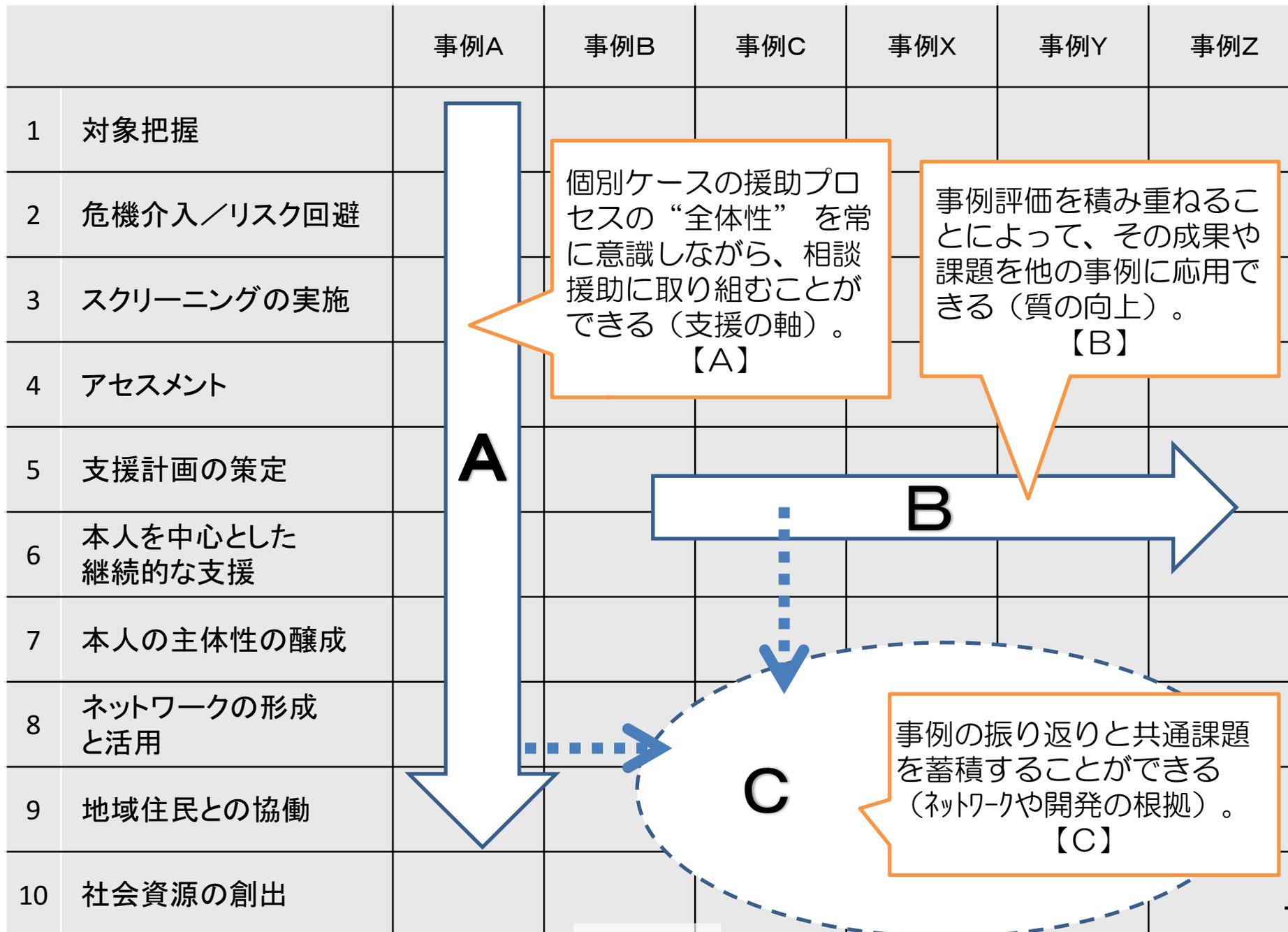
A
B
C
A
B
C
A
B
C
A
B
C
A
B
C
A
B
C
A
B
C
A
B
C

【事例評価】
10の評価項目と
50の着眼点に基づき、記述。

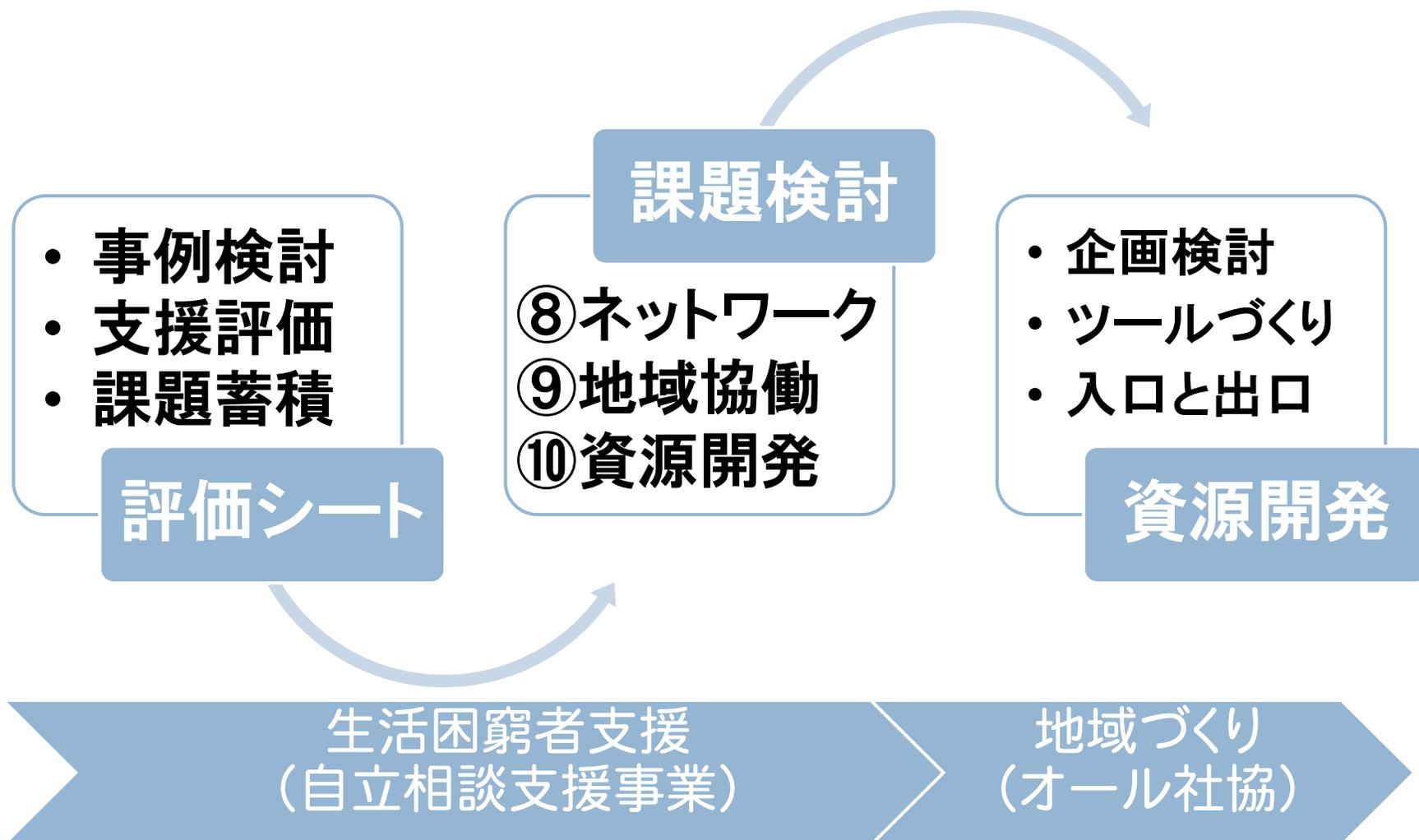
【自己評価】
達成目標に対し、
A:できた
B:ふつつ
C:できなかった
・非該当

【総合評価コメント】

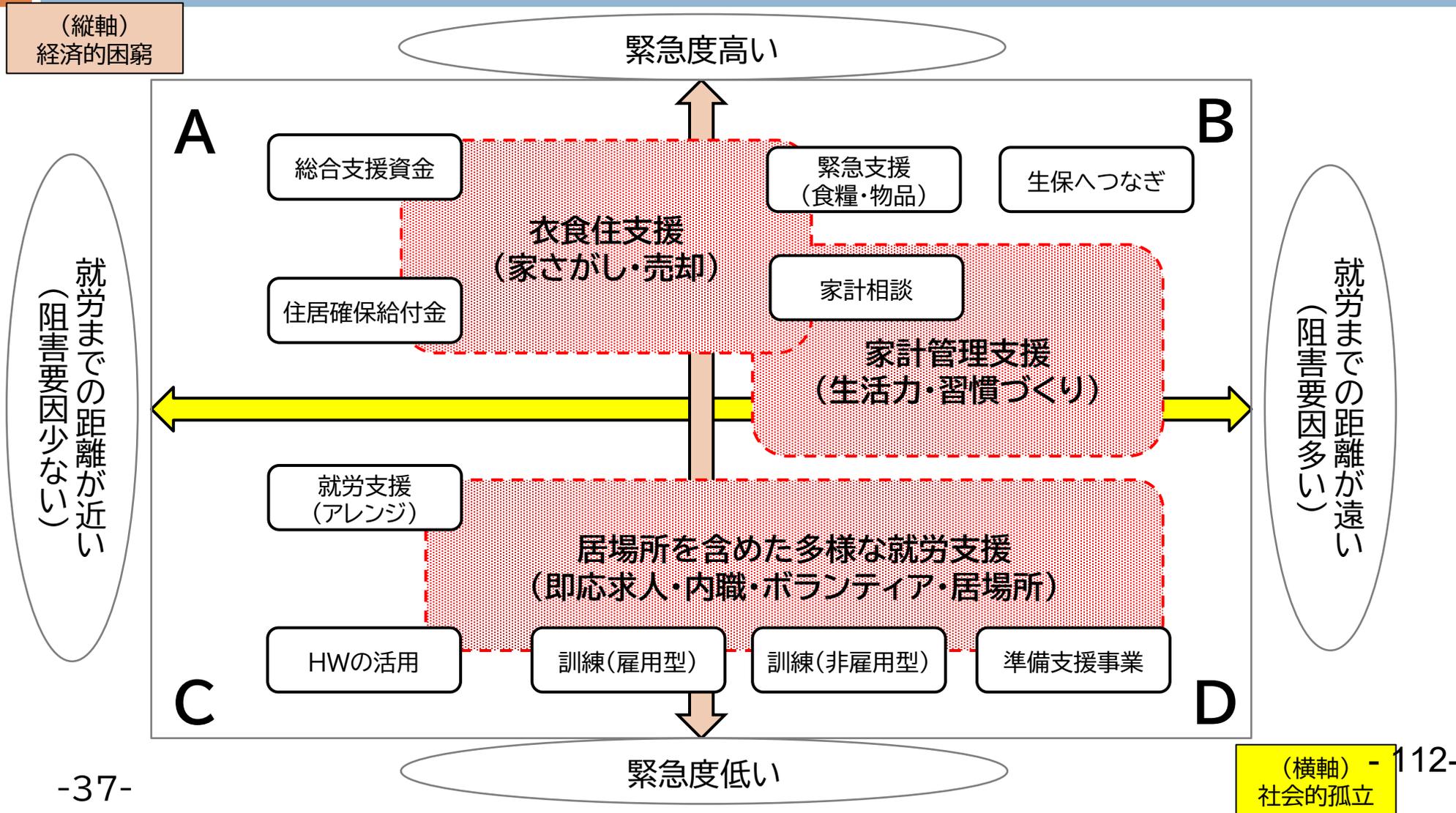
評価



⑪循環：実践→評価→課題蓄積→開発



⑫ 課題検討プロジェクト／開発機能 ～既存の支援内容と足りない支援・資源～



企画・推進中のプロジェクト



「おしごと」プロジェクト

- 職業適性検査(GATB)の検査キッドの活用準備中
- 施設や企業へ提案できる中間的就労のプログラムづくり
- 社協で居場所・就労体験(収集ボラ仕分等)をつくれないか



「おかね」のプロジェクト

- 家計状況を把握するツール(書式)の集約と検討
- すてっぷの自立相談としての家計支援のスタイル
- いずれは他部署や他機関でも活用できるようなツールへ



「おうち・すまい」のプロジェクト

- 住居確保給付金の傾向と対策(フロー・マニュアル)づくり
- 民間不動産業者(賃貸・売却)とのつながりがつくれないか
- 居住支援協議会や旧・雇用促進住宅とのネットワーク

事例
1

寄付や善意が「暮らし」をまもる
企業 / 団体からの食材寄付
 ～生活困窮者への緊急支援～

【目的】

- 生活困窮者のいのち・暮らしの危機を回避するため
- 生活再建に向け継続した援助関係を構築するため

【対象】

社協が相談にのって支援している方で、生活再建を回るために概ね2週間の緊急支援が必要な世帯

イメージ

緊急支援 / 食料提供・物品貸出



メッセージ **PRグッズ・余剰物品などの提供にご協力を!**

生活困窮者自立相談支援事業(すてっぷ・堺)では、様々な理由で生活にお困りの状態から自立をめざす方に対して、「相談支援」「就労支援」をしています。就職してもうすぐお給料がもらえるけどそれまでの数日間の食料がどうしても足りない…。そんな時に、ご寄付いただいた食材・食料のおかげで、本人の暮らしをまもることができました。缶詰やレトルト食品、お米、防災食品(アルファ米・缶詰パン)などで、年間40件ほどの支援を行っています。

防災グッズの見直しの時期や企業のPRグッズの余剰物品などがございましたら、ぜひ、ご協力ください。



事例
2

働く人（企業／団体）が「働きたい人」を応援する

はたらく応援プロジェクト

～社会参加の機会をつくりだす取り組み～



コラム 社協が行う生活支援

堺市社協では、地域で様々な困りごとを抱える人たちが自分らしく豊かな生活を送るために「くらしをまもる」取り組みを行っています。社協内にある専門的な支援機能を駆使して、地域の関係機関や地域団体等と連携しながら、だれもが地域の中で孤立せずに自立した生活を送れるよう「地域共生社会」をめざしています。とくに、社会参加の機会をたくさんつくりだすことを目的に、地域の民間企業や社会福祉施設、ボランティア団体からのご協力（吹き出し部分○）をお待ちしています。

生活支援課

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金の貸付
- 権利擁護サポートセンター

社協区事務所

- 基幹型包括支援センター
- 日常生活圏域コーディネーター

寄付・善意×中間的就労
×多様な人の居場所づくり

「おとな職堂」

協働企画
すてっぷ・堺、
堺市ユースサポート
センター
認知症連携
担当



寄付（お金）
企業からの寄付金で、ボラ
ティア保険に加入
し安心！

作業内容
民生委員活動
の啓発グッズ
の封詰め作業



寄付（物品）
コンビニや商
店からの寄付
飲料で
水分補給！

自立相談支援事業のあり方について(意見)

- 相談の「入口」「支援」「出口(終結)」の振り返りと評価
- 自立相談支援機関(支援員)にケースが滞留しないSV体制
- 相談援助フロー(アウトリーチ・受付・プラン作成・評価・終結)の設定
- 終結のあり方・・・就労定着、家計安定、再度SOSを言える、相談力
- 相談員1人あたりの適正プラン件数(1カ月／15件～20件)
- 緊迫した現物ニーズへの対応が、継続的な「援助関係の構築」へ
- コロナで顕在化したニーズへの積極的な「待ち」「後追い」の視点
- 実践エリアの総合相談のしくみ(重層的支援体制)との連動
- 多機関連携、横断的支援のためにはマネジメント機能が重要
- 新しい機能より、既存の機能や社会資源を活用連携することが重要
- 実践事例を束ねた、実現可能な資源開発・居場所づくり
- 困窮者を地域から切り離さない。地域別ニーズ分析とフィードバック。

就労支援・家計改善・生活保護等との連携(意見)

- 自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施のあり方
- 職種選定、職業適性検査、自己覚知のプロセス
- ハローワークの機能を活用するための前捌き
- 準備事業⇒就労訓練⇒一般就労の流れの難しさ
- 就労準備事業の対象者・条件・プログラム
- 貸付制度と住居確保をきっかけにした就労・家計改善のアプローチ
- 権利擁護支援、日常生活自立支援事業との連携と分担
- 「健康」・「仕事」・「金銭」のバランス＝自立支援プラン
- 本人の目標設定にメニューとして活用できる任意事業
- 生活保護が受けやすく、脱しやすいための具体的連携のしくみ
- 生保受給中の家計改善。危機介入における連携。

第1回(各事業の在り方検討班)意見

岩永理恵

(人間社会学部社会福祉学科)

1. 統計法に基づく統計調査を設けること
2. 各事業の支援員等の目安数を設けること
3. 支援事業利用者からのフィードバックを受け
けるしくみを設けること

1. 統計法に基づく統計調査を設けること

- 生活困窮者自立支援制度については、ほかの社会福祉・社会保障制度と異なり、統計法にもとづく統計調査が設けられていないと理解している。
- 厚生労働省のHP上にある「厚生労働統計一覧」には、生活困窮者自立支援制度に関する項目は、含まれていない。
- このため、同制度の実施状況等については、今回のような検討会等で供されるデータ以外に、厚労省以外の第三者が利用可能な情報に乏しい。
- このことによって、市民の知る機会を奪っていることはもちろん、学術研究が進まない。
- 統計調査によって、全国の状況を明らかにし、さまざまな人がみずから検証できることは、制度の在り方を議論する出発点であると考える。
- 現在は、その出発点が不確かな状況である。

2. 各事業の支援員等の目安数を設けること

- WGでは、「生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方の検討」が論点である。
- 「一体的」が、何を、だれを、一体にする議論なのか、鮮明ではない。
- 本日配布資料3:スライド7から推察するに、「生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性」つまり、生活困窮者自立支援制度の支援員が、生活保護受給者を支援するのが、一体的支援の一つの在り方と理解した。
- しかし、生活困窮者自立支援制度の支援員数はたいへん少なく、コロナ禍で、ますます人手が足りない。生活保護制度のスタッフ数と比べるまでもなく、たいへん脆弱な体制である。
- 生活困窮者自立支援制度の支援員が、地域によっては社会福祉主事よりスキル・経験値が高く、生活保護受給者を支援するのが望ましいとしても、まずは体制充実が必要であり、そのために、各事業の支援員等の目安数を法に明記し、人件費への予算措置を充実すべきと考える。
- なお、目安より多くの支援員数を置く自治体には、よりインセンティブのつく仕掛けを設けるべきであり、下方への競争にならないよう注意する必要がある。
- 自立相談支援事業の支援員の配置状況は、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 ワーキンググループ(第1回)」(2021年11月22日)資料5、スライド18によれば、2019年(コロナ禍前)で次の通りである。
- 主任相談員1,223人(専任の割合42.2%)、相談支援員2,858人(専任の割合53.6%)、就労支援員1,848人(専任の割合49.0%)、その他(事務員等)512人(専任の割合34.6%)
- 福祉事務所設置自治体数が、おおよそ900自治体であるから、平均すると、主任相談員は、各自治体に1名程度しかいない上に、専任でもない。相談支援員は3人程度だが、こちらも専任の割合は半分程度である。



3. 支援事業利用者からのフィードバックを受け取るしくみを設けること

- 利用者の視点は、検討会・WGにおいて、なんとか触れられた論点であり、重要だという認識は共有されていると考えている。
- 本検討会・WBで示された支援効果、支援によるポジティブな影響に関する調査結果は、事業者の回答結果である。
- 現場の負担を増やす提案になり申し訳ないが、サービスを向上させるには、利用された・される当事者の意見を反映することが、なにより重要ではあると考える。
- 簡単なwebアンケートでも支援事業利用者からのフィードバックを集めるしくみを設ける必要があると考える。
- もし、これが、最初に提示した1. と関連して設置されれば、とても画期的である。

【自立相談 就労支援のあり方】

○自立相談の就労支援において、当事者に特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の活用をすすめても活用したがないケースが散見される。その理由は「困窮」というレッテルを勤務先（雇用先）に知られたくないという思いが強いからだと思われる。ただし、雇用先のインセンティブについては当然あった方が望ましいため、「特定求職者雇用開発助成金（特定就職者困難コースや生活保護受給者等雇用開発コース）」といったコース名や対象者像についても、もっと別なポジティブな名前をつける必要があると思われる。具体的には、自立相談窓口を利用する当事者であっても、生活保護受給者であっても、60歳以上の高齢者であっても、母子家庭の母等であっても、『才能豊かコース』『才気煥発コース』『将来有望コース』という様な配慮をし、勤務先（雇用先）に対しても当事者が負担や不安に感じない様な配慮することが望ましいと思われる。

○コロナ禍となり、生活福祉資金の貸付を受けた人のなかには、本来は貸付ではなく社会保障（生活保護）での対応が望ましい人も多くいたと思われる。貸付を受けた人のなかには、生活保護を受給することに頑なな拒否感を示す人も一定数おり、事実、借金だけが膨らむ構造になった。

未だ生活保護を受給することへの抵抗感が社会全体に強い状況のなか、当然、無理強いをするわけにもいかないため、本人の生活の立て直しを考えた時、自立相談窓口による就労支援の強化は待ったなしだと思われる。具体的には、生活福祉資金の貸付を受けた人で再貸付や再延長を受けた人は、自立相談窓口の支援を受けることになっているため、「特定求職者雇用開発助成金（特開金）」の対象者となると思うが、初回貸付けを受けたのみの自立相談支援窓口の支援を受けていない人も含め、すべからず特開金の対象者とし、上記で記載したとおり勤務先（雇用先）への配慮等を考え、『才能豊かコース』『才気煥発コース』『将来有望コース』の様な枠において、貸付を受けた人に対しての就労支援も強化（自立相談窓口の支援員増員）することが望ましいと思われる。

○就労準備支援事業を活用し、企業へ体験実習した当事者が時間を経たとしても体験実習先に就労した場合、特定予定派遣とみなされ、特開金の対象にならないが、まずは就労支援強化策として、これを除外し、特開金の対象として進めることが望ましいのではないかとと思われる。

【自立相談 その他】

○自立相談窓口の対象のなかに、「生活再建するまでの被災者」をどう定義するか。現状は生活困窮をしている被災者が支援対象に当てはまるなか、災害時の被災者は自立相談窓口の支援対象者であるということを運用上、通達等で示す必要がある。

○近年、毎年必ずどこかの地域で大規模な災害が発生している。災害が発生すると平時で生活が苦しい世帯はより厳しい状況に追い込まれ、平時何とかギリギリのところでは生活をしている世帯は誰かの支援がない状況で生活再建が難しい状況を余儀なくされるなか、具体的には、激甚災害に指定されるなど一定の大規模災害が発生した場合、被災地となった自治体の自立相談窓口の相談員を一定の期間、全額国庫負担で増員ができるなど、拡充できる様な法改正を実施し、災害時における自立相談窓口の機能を充実させる必要がある。

○大規模な災害が発生した場合、被災者が自立再建を果たしていくためには、ひとりひとりの状況にあわせた支援が必要であり、具体的には自立相談窓口が実施している個別の寄り添い支援のもと生活再建をしていくことが重要である。そのためには、平時の福祉制度のみならず、災害時に使える支援制度を自立相談窓口の自立相談支援員の研修のなかに組み込み、平時から災害時の支援制度を学び、災害時に寄り添う人がいないと自立再建が難しい被災者のための支援スキームを確立させていくことが必要である。

○特定非常災害に指定された大規模な災害の場合、国の補助のもと、自治体は支えあいセンターを設置することができ、被災者は見守り等を含む生活再建にむけたサポートを受けることができるが、特定非常災害に指定されない局地災害の場合、被災者のなかでも平時からギリギリの生活を余儀なくされている困窮被災者はより厳しい生活となることから、豪雨災害や台風被害などの局地災害の場合、自立相談窓口が被災者をサポートする仕組みを具体的に検討する必要がある。

【生活保護との関係】

○自立相談支援窓口やコロナ支援金事務センターから生活保護の受給に至った人は、現状のスキームでは生活保護の受給後、自立相談支援員が関与することはできない。一方、資料3のP6に記載があるように、生活保護受給者で就労が決まり、保護廃止となったケースもなかなか自立相談窓口につながれていない。こうした状況を鑑みると、自立相談支援窓口の相談員がケースワーカー業務を兼務することで、生活保護受給者や保護廃止となったケースに継続的に関わりを持ち、その後の生活に係る相談対応をするなど、丁寧なアフターフォロー体制を構築していくことが必要なのではないか。

○社会福祉士など専門職が福祉事務所に配置され、従事しているという自治体はまだまだ数が少ない。また、行政職ケースワーカーであってもベテランのケースワーカーばかりではない福祉事務所において、支援対象者の見立てという部分の強化を図る必要があるのではないか。

特に居宅生活が可能かどうかの見立てにおいて、当事者の希望や気持ちが大事なことは当然としながら、当事者が単身独居での生活が可能かどうかという見立てや、何等かの支援付き施設や住居施設等（救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所など）が望ましいのではないかという様な見立てに課題があると思われる。

もっと言えば、救護施設や新たに制度化された日常生活支援住居施設を見たことがないケースワーカーが多くいると思われるなか、ケースワーカーに就任してから、半年以内には最低でも救護施設や日常生活支援住居施設等を視察し、当事者にとって利益となる方法を含めた支援付きの住宅の活用方法を学ぶ必要があるのではないか。

2021年12月20日（月）

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ
各事業の在り方検討班（第1回）

意見

垣田 裕介

（大阪市立大学大学院生活科学研究科）

事務局から示された資料をふまえて、今後に検証が必要と考えられる課題や論点について申し上げます。

1) 就労支援のあり方について

- ・すでに親会の検討会やこのワーキングの構成員から指摘されている通り、就労準備支援利用中の所得保障をどう考えるかという点は検討の必要な論点と考えています。
- ・資料1のp.19：就労準備支援や就労支援の効果について、利用者の状態の変化を評価検証する視点や仕組みの検討が必要ではないかと考えています。支援の効果について、就労支援への移行、就労開始、収入増加のみでなく、特に資料1のp.41にある「多様なゴール」との関わりでいうと、利用者の日常生活や社会関係などの面における状態変化を含めて多面的に把握する視点が必要ではないかということです。そのことによって、ニーズや支援プロセスの可視化に結びつくだけでなく、予算や人員配置の考え方にも影響を与えることができるのではないかと考えています。
- ・資料1のp.40：就労準備支援から就労支援、あるいはハローワークとの連携による就労支援へ結びつくという場合、その後の就労先の職種や雇用形態、賃金水準などの検証が必要でないかと考えています。

2) 家計改善支援事業のあり方について

- ・この事業の実施率だけでなく、この事業を実際に実施している自治体において、支援者が家計改善支援を要するとみなした世帯のうち、支援の利用に至った割合について把握や検証はできているかという点に関心をもっています。家計改善支援が必要と見込まれる世帯ほど利用に至っていない傾向はみられないだろうかということです。
- ・資料2のp.17：支援の効果について、税・保険料の滞納の改善などの数字で示されていて分かりやすいです。自治体内での予算要求などにも活用できるであろうと推察されます。そうすると、あわせて、家賃や公共料金の滞納の改善、消費者金融などの債務の整理なども含めるといっそう分かりやすいと考えています。それと同時に、そのように数字で示すのが難しい支援効果についても、どのように検証するかという視点が必要と考えています。例えば、中学進学に必要な費用のめどがついて安心できたとか、子どもに自転車を買うことができたなどの質的な面です。

3) 生活保護との関係について

- ・生活保護制度との一体的実施による、生活困窮者自立支援制度のスタッフのマンパワーへの影響、負担増についてどのように把握できているかという点に関心をもっています。
- ・資料3のp.16：生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携という場合、生活保護制度の側での具体的なニーズ（福祉事務所やケースワーカー等にとってのニーズ）についての把握や検証が必要ではないかと考えています。
- ・資料3のp.15：居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設について、次回以降のワーキング等での議論とも関わることから、事業の実施実績や取り組み例、効果などについて事務局から示していただき、このワーキングで共有することは可能でしょうか。

以上です。